

2025

# 議会資料

(令和7年度各会計当初予算業務概要)

下関市議会事務局



## 目 次

### 《一般会計》

#### 第 1 款 議 会 費

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 議 会 費 | ..... | 1 |
|-------|-------|---|

#### 第 2 款 総 務 費

|                   |       |    |
|-------------------|-------|----|
| 總 務 管 理 費         | ..... | 2  |
| 徵 稅 費             | ..... | 8  |
| 戶 籍 住 民 基 本 台 帳 費 | ..... | 8  |
| 選 举 費             | ..... | 9  |
| 統 計 調 査 費         | ..... | 10 |
| 監 察 委 員 費         | ..... | 10 |

#### 第 3 款 民 生 費

|           |       |    |
|-----------|-------|----|
| 社 会 福 祉 費 | ..... | 11 |
| 兒 童 福 祉 費 | ..... | 19 |
| 生 活 保 護 費 | ..... | 25 |
| 災 害 救 助 費 | ..... | 25 |

#### 第 4 款 衛 生 費

|           |       |    |
|-----------|-------|----|
| 保 健 衛 生 費 | ..... | 26 |
| 病 院 費     | ..... | 33 |
| 清 掃 費     | ..... | 34 |
| 上 水 道 費   | ..... | 35 |

#### 第 5 款 勞 働 費

|         |       |    |
|---------|-------|----|
| 勞 働 諸 費 | ..... | 36 |
|---------|-------|----|

#### 第 6 款 農 林 水 產 業 費

|         |       |    |
|---------|-------|----|
| 農 業 費   | ..... | 38 |
| 林 業 費   | ..... | 41 |
| 水 產 業 費 | ..... | 43 |

### 第 7 款 商 工 費

|   |   |   |       |     |
|---|---|---|-------|-----|
| 商 | 工 | 費 | ..... | 4 7 |
| 觀 | 光 | 費 | ..... | 5 0 |

### 第 8 款 土 木 費

|   |   |   |   |   |       |     |       |     |
|---|---|---|---|---|-------|-----|-------|-----|
| 土 | 木 | 管 | 理 | 費 | ..... | 5 3 |       |     |
| 道 | 路 | 橋 | り | よ | う     | 費   | ..... | 5 3 |
| 河 |   | 川 |   |   |       | 費   | ..... | 5 5 |
| 港 |   | 灣 |   |   |       | 費   | ..... | 5 5 |
| 都 | 市 | 計 | 画 |   |       | 費   | ..... | 5 6 |
| 下 | 水 | 道 |   |   |       | 費   | ..... | 5 9 |
| 住 |   | 宅 |   |   |       | 費   | ..... | 5 9 |

### 第 9 款 消 防 費

|   |   |   |       |     |
|---|---|---|-------|-----|
| 消 | 防 | 費 | ..... | 6 1 |
|---|---|---|-------|-----|

### 第 10 款 教 育 費

|   |   |   |   |   |       |     |
|---|---|---|---|---|-------|-----|
| 教 | 育 | 總 | 務 | 費 | ..... | 6 4 |
| 小 | 学 | 校 |   | 費 | ..... | 6 6 |
| 中 | 学 | 校 |   | 費 | ..... | 6 7 |
| 高 | 等 | 学 | 校 | 費 | ..... | 6 8 |
| 大 |   | 学 |   | 費 | ..... | 6 8 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 費 | ..... | 6 8 |
| 保 | 健 | 体 | 育 | 費 | ..... | 7 3 |

### 第 11 款 災 害 復 旧 費

|             |       |     |
|-------------|-------|-----|
| 農林水產施設災害復旧費 | ..... | 7 6 |
| 土木施設災害復旧費   | ..... | 7 6 |

### 第 12 款 公 債 費

|   |   |   |       |     |
|---|---|---|-------|-----|
| 公 | 債 | 費 | ..... | 7 6 |
|---|---|---|-------|-----|

### 第 13 款 予 備 費

|   |   |   |       |     |
|---|---|---|-------|-----|
| 予 | 備 | 費 | ..... | 7 7 |
|---|---|---|-------|-----|

## 《特別会計》

|                  |     |
|------------------|-----|
| 港湾会計             | 79  |
| 臨海土地造成事業会計       | 81  |
| 渡船会計             | 82  |
| 市場会計             | 83  |
| 国民健康保険会計         | 84  |
| 土地取得会計           | 89  |
| 觀光施設事業会計         | 90  |
| 介護保険会計           | 91  |
| 農業集落排水事業会計       | 96  |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計 | 98  |
| 後期高齢者医療会計        | 99  |
| 市立市民病院債管理会計      | 100 |
| 公債管理会計           | 101 |

## 《企業会計》

|            |     |
|------------|-----|
| 水道事業会計     | 103 |
| 工業用水道事業会計  | 106 |
| 下水道事業会計    | 108 |
| 病院事業会計     | 111 |
| ボートレース事業会計 | 113 |



## 一般会計

(※印は新規事業等)



## 第1款 議会費

571,665千円

### 第1項 議会費 571,665千円

#### (1) 議会費 571,665千円

##### 1) 一般管理業務〈議会事務局〉 (571,665千円)

市議会は市民の代表機関であり、住民自治、団体自治のさらなる充実を目指しながら、団体意思を決定し、執行機関に対しチェックを行う等その役割を果たすものである。

所要経費については、本年度予算編成方針に則り、極力その抑制節減に努めながら議会機能の維持強化を図り、もって議会活動が円滑に推進されるよう計上した。

令和7年度は、市議会の活動状況等を広く市民に周知するため、※議会だよりのページ数を増やし、一般質問の質疑の内容等を充実させることで、広報機能の強化を図る。

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| (ア) 議員報酬、職員給与等人事費      | 501,145千円 |
| (イ) 事務費、議場等維持管理費       | 16,580千円  |
| (ウ) 会議録、議会報等作成費        | 8,896千円   |
| (エ) 調査、視察等旅費           | 20,391千円  |
| (オ) 議長会、各種協議会等負担金及び補助金 | 24,653千円  |

## 第2款 総務費

13,126,850千円

|  |                    |
|--|--------------------|
| <b>第1項 総務管理費</b>                           | <b>9,849,137千円</b> |
| (1) 一般管理費                                  | 3,194,694千円        |
| 1) 秘書業務 〈秘書課〉                              | (12,995千円)         |
| 秘書・報道広聴業務に係る経費を計上した。                       |                    |
| 2) 総務管理業務 〈総務部総務課〉                         | (3,822千円)          |
| 表彰に係る経費、その他庶務一般業務に係る経費を計上した。               |                    |
| 3) 行政不服審査調整業務 〈総務部総務課〉                     | (1,878千円)          |
| 行政不服審査法の規定による不服申立てに関する業務に係る経費を計上した。        |                    |
| 4) 固定資産評価審査委員会業務 〈総務部総務課〉                  | (633千円)            |
| 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定等の業務に係る経費を計上した。 |                    |
| 5) 訴訟業務 〈総務部総務課〉                           | (6,709千円)          |
| 訴訟(応訴)及び法律相談に係る経費を計上した。                    |                    |
| 6) 人事管理厚生業務 〈職員課〉                          | (3,131,908千円)      |
| 人事管理業務及び福利厚生業務に係る経費を計上した。                  |                    |

職員数内訳表（給料及び諸手当の支給対象となる一般職職員）

単位：人

| 区分               | 年度    | 令和7年度 | 令和6年度 | 前年度比較 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
|                  |       | 当初予算  | 当初予算  |       |
| 一般会計             | 2,097 | 2,076 | 21    |       |
| 特別会計             | 151   | 161   | △10   |       |
| 小計               | 2,248 | 2,237 | 11    |       |
| 水道・工業用水道・下水道事業会計 | 212   | 220   | △8    |       |
| 病院事業会計           | 54    | 58    | △4    |       |
| ボートレース事業会計       | 23    | 22    | 1     |       |
| 小計               | 289   | 300   | △11   |       |
| 合計               | 2,537 | 2,537 | 0     |       |

- 7) 職員研修業務 〈職員課〉 (12,787千円)  
職員の資質向上及び能力開発を図るための研修のほか、メンタルヘルス、モチベーションアップ、定年延長者・再任用職員等の研修に係る経費を計上した。
- 8) 契約業務 〈契約課〉 (23,440千円)  
多様な入札制度の改革に取り組むとともに、良質な品質を確保するための、工事、物品の購入及び修繕並びに業務委託に係る入札や契約等に要する経費を計上した。
- 9) 檢査技術監理業務 〈道路河川管理課〉 (522千円)  
公共工事の検査業務及び技術監理に要する経費を計上した。

|   |                   |
|---|-------------------|
| <b>(2) 文書広報費</b>  | <b>120,308 千円</b> |
| 1) 文書業務 〈総務部総務課〉  | (17,683 千円)       |
| 条例・規則の公布及び議案の作成並びに議会答弁作成補助、例規集データベースの内容の更新等に要する経費を計上した。                       |                   |
| 2) 情報公開・個人情報保護業務 〈総務部総務課〉   | (6,879 千円)        |
| 公文書の公開及び個人情報の保護に係る経費を計上した。  |                   |
| 3) 広報業務 〈広報戦略課〉   | (95,746 千円)       |
| (ア) 広報紙等発行  | 76,527 千円         |
| ア) 「市報」の発行<br>市政の動き、事業、行事等を直接各世帯に伝達するため、月1回(1日)「市報しものせき」を発行する。                |                   |
| イ) 「点字市報」・「声の市報」の発行<br>目の不自由な方を対象に、市政の動き、事業、行事等を伝達するため、年13回(毎月1回、ごみ特集1回)発行する。 |                   |
| ウ) ホームページ等の運営<br>最新の市政情報をホームページやSNS等で提供する。                                    |                   |
| (イ) 市政ニュース放映  | 12,892 千円         |
| テレビ及びラジオにより市政及び各種行事等を市民に紹介する。   |                   |
| (ウ) 市役所吹奏楽団   | 200 千円            |
| 市の主催、共催する行事を中心に出演し、音楽を通じて市民と市政の連帯感を強める。                                       |                   |
| (エ) その他の広報活動  | 6,127 千円          |
| 新聞等による広報をはじめ広報業務その他の経費を計上した。  |                   |
| <b>(3) 財政管理費</b>  | <b>7,000 千円</b>   |
| 1) 財政管理業務 〈財政課〉   | (7,000 千円)        |
| 予算編成、予算配当、執行管理、財務統計、資金借入、財政分析等。   |                   |
| <b>(4) 会計管理費</b>  | <b>68,161 千円</b>  |
| 1) 出納業務 〈出納室〉   | (68,161 千円)       |
| 支出負担行為の確認、支出命令の審査、現金・有価証券・物品の出納及び保管、決算の調製、指定金融機関等における窓口収納及び公金振込等に係る経費を計上した。   |                   |
| <b>(5) 財産管理費</b>  | <b>539,826 千円</b> |
| 1) 財産管理業務 〈資産経営課〉   | (167,400 千円)      |
| (ア) 「下関市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設マネジメントを着実に推進する。また、普通財産の適切な保全管理及び効率的な運用を図る。       |                   |
| (イ) 公共施設マネジメントの取り組みに伴い生じた未利用財産の解体・売却等を行う。                                     |                   |

- 2) 庁舎管理業務〈資産経営課〉 (358,030千円)
- (ア) 庁用光熱水費のほか庁舎管理のための警備、清掃等各種の業務委託、機器の保守点検及び庁舎の衛生環境の適正管理に係る経費を計上した。
- (イ) \*本庁舎の脱炭素化と維持管理費用の縮減を図るため、蛍光灯を使用している西棟及び立体駐車場の照明器具改修工事に係る経費を計上した。
- 3) 庁用自動車管理業務〈資産経営課〉 (14,396千円)
- (ア) 一般行政事務の用に供するため、現有車両の効率的な配車業務を行うとともに、保有車両の点検整備を行う。
- (イ) 庁用自動車の安全運行の確保と事故防止に対処するため、庁用自動車運転職員に対する安全運転の普及啓発を図るとともに事故発生にあたっては、その損害賠償に万全を期し、適正かつ迅速な処理を行う。

## (6) 企画費 1,784,082千円

- 1) 一般企画・調整業務〈企画課/共創イノベーション課〉 (90,471千円)
- (ア) 基本的施策の企画立案、総合計画の推進及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生の推進、重要施策の部局横断的調整、主要事業の進行管理等を行うとともに、他都市との交流、市行政の総合調整、国・県などの関係機関との連絡調整及び他中核市との連携による中核市業務の円滑な運営を図る。
- (イ) 「あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン」の具現化を目指し、官民連携により構築された推進体制を中心に議論を行い、将来を見据えたエリアのプランディング、賑わいスポットとなる拠点の整備、空間の利活用及び魅力的なコンテンツの創出に向けた実証事業を行う。
- 2) 住民自治によるまちづくり推進業務〈まちづくり政策課〉 (57,351千円)
- (ア) まちづくり協議会が行う地域の課題解決や活性化に向けた取組を支援するとともに、負担の少ない地域活動への転換を推進するため、住民アンケート等の取組を通じて、協議会の理想の姿を明確にしながら、地域課題の解決に向けて住民自らが考え実行できる組織づくりを推進する。また、\*第3次下関市住民自治によるまちづくり推進計画を策定する。
- (イ) 市政情報から地域の情報まで、市民に役立つ各種情報を一元的に発信するスマートフォンアプリ「しもまちアプリ」を活用し、若い世代をはじめ多くの市民に情報を発信するとともに、自治会等の地域コミュニティ団体内における新たなコミュニティツールとしての活用を図る。
- 3) 広域行政業務〈企画課〉 (1,077千円)
- 周辺・関連自治体との地域間連携及び交流の促進を図る。
- 4) 中山間地域づくり業務〈企画課〉 (41,598千円)
- 人口減少、少子高齢化、担い手不足といった厳しい状況が続く中山間地域の活性化を図り、定住を促進するため、地域おこし協力隊の募集及び活動支援を行う。
- 5) 人口定住促進業務〈共創イノベーション課〉 (70,560千円)
- 本市への移住定住を促進するため、相談窓口の機能強化や移住体験お試し暮らし施設の拡大を図るとともに、移住フェア・セミナーの開催、大都市圏からの移住者に対する支援の拡充、若い世代への暮らしサポートや結婚新生活支援策に取り組むほか、過疎・離島地域における定住奨励

|     |   |                     |
|-----|---|---------------------|
|     | 金や出産祝い金の支給などを行う。  |                     |
| 6)  | ふるさと納税業務〈企画課〉   | (1,475,000 千円)      |
|     | ふるさと納税制度を活用した「ふるさとしものせき応援寄附金」の周知 P R、返礼送付等の業務を行い、寄附者の増加や本市の魅力発信を図る。   |                     |
| 7)  | スマートシティ推進事業〈企画課〉  | (40,000 千円)         |
|     | 「スマートシティ基本設計」に基づき、産学官で構成するスマートシティ推進協議会を中心に、市民へ高質なサービスを「しもまちプラス」を通して提供できるよう開発を進めるとともに、人材育成やデジタルデバイド対策を講じ、デジタル社会への理解力や適応力、技術力の底上げを図る。 |                     |
| 8)  | シティプロモーション推進事業〈共創イノベーション課〉  | (5,179 千円)          |
|     | 都市間競争が厳しさを増す中、他都市との差別化による「選ばれる都市」の実現が求められるため、市内外へ向けた、戦略的な情報発信等の取り組みを実施し、都市のブランド化を図る。  |                     |
| 9)  | 高度情報化推進業務〈情報政策課〉  | (508 千円)            |
|     | 携帯電話不感対策として設置した移動通信用鉄塔施設の維持管理を行う。   |                     |
| 10) | 男女共同参画施策推進業務〈人権・男女共同参画課〉  | (2,338 千円)          |
|     | 男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、意識啓発事業や調査研究業務等を行う。  |                     |
| (7) | <b>事務改善費</b>  | <b>1,428,806 千円</b> |
| 1)  | 行政管理業務〈職員課〉   | (407 千円)            |
|     | 組織の合理化を図るとともに、業務の効果的かつ効率的な実施に向けた取り組みを行う。  |                     |
| 2)  | 電子計算組織業務〈情報政策課〉   | (1,050,461 千円)      |
|     | 各基幹業務システム間の連携を行うための共通基盤システムや自治体間情報連携を行うためのシステム等の運用管理を行う。また、基幹業務システムの標準化に向けた取り組みを行う。   |                     |
| 3)  | 情報通信技術利活用推進業務〈情報政策課〉  | (377,938 千円)        |
|     | 内部情報システム及び庁内ネットワークの運用管理並びに公共施設予約サービス等インターネットサービスの運用を行う。また、行政 D X を推進し、先端 I C T 技術を積極的に活用することで業務の効率化を図るとともに、市民の利便性向上に取り組む。           |                     |
| (8) | <b>国際交流費</b>  | <b>36,876 千円</b>    |
| 1)  | 国際親善交流業務〈国際課〉   | (31,577 千円)         |
| (ア) | 姉妹・友好都市をはじめ諸外国との国際親善及び交流業務を推進する。  |                     |
| (イ) | 国際交流ボランティア登録の推進、民間交流団体への活動助成等を通じて市民レベルの国際交流を促進する。また、留学生を含む外国人住民を対象に市内視察及び歴史・文化研修事業等を実施することにより、本市の P R 及び市民との交流等を推進する。               |                     |
| (ウ) | 姉妹都市韓国釜山広城市と相互に職員を派遣し、情報の収集や提供、連絡調整等の業務を行い、両市の相互理解の増進及び友好促進を図る。   |                     |
| (エ) | 友好都市中国山東省青島市に職員を派遣し、情報の収集や提供及び語学習得を行い、両市の   |                     |

相互理解の増進及び友好促進を図る。

- (オ) 本市中学生の姉妹都市米国カリフォルニア州ピツツバーグ市への派遣や、本市小学生の姉妹・友好都市韓国釜山広域市及び中国山東省青島市への派遣を通じて青少年の国際感覚の醸成を図る。
- (カ) 外国人住民が安全・安心して暮らし、地域の住民と共に地域社会を構成する一員として多様性を活かせる多文化共生社会の実現を目指し、下関市多文化共生・国際交流推進計画に基づき施策の推進を図る。また、地域住民と外国人住民が参加する防災訓練を実施する。
- 2) 国際交流員招致業務 〈国際課〉 (5, 299 千円)  
友好都市中国山東省青島市から国際交流員を招致し、市民との交流を通じて市民の国際感覚のかん養を図るとともに、青島市との関係強化を図る。

|   |                    |
|---|--------------------|
| <b>(9) 総合支所費</b>  | <b>306, 572 千円</b> |
| 1) 菊川総合支所管理業務 〈菊川総合支所〉  | (54, 511 千円)       |
| 2) 豊田総合支所管理業務 〈豊田総合支所〉  | (36, 240 千円)       |
| 3) 豊浦総合支所管理業務 〈豊浦総合支所〉  | (81, 435 千円)       |
| 4) 豊北総合支所管理業務 〈豊北総合支所〉  | (134, 386 千円)      |
| 総合支所並びに豊浦・豊北総合支所管内の 11 支所の運営のための経常経費及び維持補修費、観光宣伝等の地域活性化に関する経費及び市道の維持管理に係る経費を計上した。 |                    |
| <b>(10) 支 所 費</b>   | <b>21, 543 千円</b>  |
| 1) 支所業務 〈まちづくり政策課〉  | (21, 543 千円)       |
| 本庁管内の 12 支所の運営のための経常経費、維持補修費を計上した。  |                    |
| <b>(11) 東京事務所費</b>  | <b>23, 357 千円</b>  |
| 1) 東京事務所運営業務 〈東京事務所〉  | (23, 357 千円)       |
| 中央官庁及び諸機関との連絡・調整並びに市政関連の情報資料の収集、調査を行うための経費を計上した。                                  |                    |
| <b>(12) 公平委員会費</b>  | <b>2, 550 千円</b>   |
| 1) 一般管理業務 〈総務部総務課〉  | (2, 550 千円)        |
| 職員の不利益処分に関する不服申立ての審査、勤務条件に関する措置要求の審査、職員団体の登録審査等に要する経費を計上した。                       |                    |
| <b>(13) 諸 費</b>   | <b>140, 220 千円</b> |
| 1) 自衛官募集業務 〈総務部総務課〉   | (220 千円)           |
| 自衛官募集に関する事務の一部を行う経費を計上した。   |                    |

|                            |   |                     |
|----------------------------|---|---------------------|
| 2)                         | 過年度収入払戻業務 〈財政課〉   | (20,000 千円)         |
| 3)                         | 市税過誤納還付金 〈納税課〉  | (120,000 千円)        |
| <b>(14) ふるさとしものせき応援基金費</b> |   | <b>1,325,000 千円</b> |
| 1)                         | ふるさとしものせき応援基金積立金 〈企画課〉  | (1,325,000 千円)      |
|                            | 「ふるさとしものせき応援基金」へ本市へのふるさと納税寄附額の一部を積み立て、本市の課題や将来のまちづくりを見据えた事業へ活用する取り組みを進める。   |                     |
| <b>(15) *職員退職手当基金費</b>     |   | <b>424,000 千円</b>   |
| 1)                         | 職員退職手当基金積立金 〈職員課〉   | (424,000 千円)        |
|                            | 将来にわたる財政の健全な運営に資するため、職員の退職手当の支給に要する経費を積み立てる。  |                     |
| <b>(16) 芸術文化振興費</b>        |   | <b>39,631 千円</b>    |
| 1)                         | 芸術文化振興奨励業務 〈文化振興課〉  | (314 千円)            |
|                            | 市内又は本市に特に関係の深い個人・団体で高い水準の芸術活動を行い、かつ将来性が強く期待される者に対して芸術文化振興奨励賞を授与する。  |                     |
| 2)                         | 市芸術文化祭業務 〈文化振興課〉  | (4,390 千円)          |
|                            | 創作と鑑賞の両面において芸術に対する市民の関心を高め、市民文化の発展向上を図るために市芸術文化祭を開催する。  |                     |
| 3)                         | 大会出場者賞賜業務 〈文化振興課〉   | (500 千円)            |
|                            | 地域文化の振興向上を図るため、公的な芸術文化関係のコンクール(大会)に出場する高校生以下の個人・団体に対して賞賜金を交付する。   |                     |
| 4)                         | 文化事業推進業務 〈文化振興課〉  | (33,478 千円)         |
|                            | 多彩な芸術文化に市民が触れる機会を作るとともに、本市における文化活動の支援を目的として、文化事業を行う団体への補助金を交付する。また、下関駅前のエキマチ広場周辺において、文化・芸術に係るイベントを開催するほか、姉妹都市釜山広域市との市民レベルでの文化交流促進のため「朝鮮通信使行列再現事業」を実施する。さらに、多様な文化活動の機会を確保できる環境を構築するため、文化部活動の地域移行事業を行う。 |                     |
| 5)                         | 芸術文化団体育成業務 〈文化振興課〉  | (913 千円)            |
|                            | 市民参加による芸術文化団体の健全な育成と文化水準の向上を図るための活動を行う団体に対し補助金を交付する。  |                     |
| 6)                         | 郷土出身者顕彰業務 〈文化振興課〉   | (36 千円)             |
|                            | 郷土出身者の偉業を称えることを契機に地域の芸術文化の活性化を図るため、顕彰事業を行う。   |                     |
| <b>(17) 市民会館費</b>          |   | <b>256,898 千円</b>   |
| 1)                         | 管理運営業務 〈文化振興課〉  | (256,898 千円)        |
|                            | 本市の芸術文化活動等の拠点として、市民会館の管理運営を行う。また、市民が安全で安心し  |                     |

て良好な状態で施設を利用することができるよう施設の修繕・工事を行う。

|                                       |             |
|---------------------------------------|-------------|
| (18) 近代先人顕彰館費                         | 31,413 千円   |
| 1) 管理運営業務 〈文化振興課〉                     | (31,413 千円) |
| 近代先人顕彰館の管理運営を行う。                      |             |
| (19) 複合施設整備事業費                        | 98,200 千円   |
| 1) 複合施設整備事業 〈市街地開発課〉                  | (98,200 千円) |
| 安岡地区複合施設整備に伴う旧安岡公民館の解体工事等に要する経費を計上した。 |             |

|  |                     |
|--|---------------------|
| <b>第2項 徴税費</b>   | <b>1,581,593 千円</b> |
| (1) 税務総務費  | 846,199 千円          |
| 1) 一般管理業務 〈納税課/市民税課/資産税課〉  | (846,199 千円)        |
| 税務事務に係る人件費を計上した。   |                     |
| (2) 賦課徴収費  | 735,394 千円          |
| 1) 納税業務 〈納税課〉  | (473,595 千円)        |
| 市税・市税外諸収入の収納、滞納整理、過誤納金の還付等に関する業務を行うとともに、税に関する広報、納税環境の整備等に関する業務を行う。 |                     |
| 2) 市民税業務 〈市民税課〉  | (119,353 千円)        |
| 個人市民税、法人市民税、市たばこ税、入湯税の賦課及び各種税証明交付事務を行う。                            |                     |
| 3) 資産税業務 〈資産税課〉  | (142,446 千円)        |
| 固定資産税、軽自動車税、都市計画税の賦課に関する業務を行う。                                     |                     |

|   |                     |
|---|---------------------|
| <b>第3項 戸籍住民基本台帳費</b>  | <b>1,085,994 千円</b> |
| (1) 戸籍住民基本台帳費   | 1,078,622 千円        |
| 1) 一般管理業務 〈市民サービス課〉   | (1,050,749 千円)      |
| (ア) 住民基本台帳管理業務  | 847,749 千円          |
| 戸籍法、住民基本台帳法及び印鑑の登録及び証明に関する条例に基づいて、人の身分関係、居住関係及び印鑑の適正な登録と公正な公証事務、自動車の臨時運行許可業務等に関する事務を行う。 |                     |
| (イ) マイナンバーカード交付拡大事業   | 203,000 千円          |
| マイナンバーカード（個人番号カード）の交付に関する事務を行う。   |                     |
| 2) サテライトオフィス管理業務 〈市民サービス課〉  | (20,980 千円)         |
| サテライトオフィスにおいて、住民票、印鑑登録証明等の公証事務等を行う。   |                     |

|   |                         |                 |
|---|-------------------------|-----------------|
| 3)  | 中長期在留者住居地届出事務 〈市民サービス課〉 | (163 千円)        |
| 中長期在留者等住居地届出、特別永住者証明書交付関連事務及び特別永住許可に関する事務を行う。 |                         |                 |
| 4)  | 旅券発給事務 〈市民サービス課〉        | (6,730 千円)      |
| 山口県からの事務の移譲により、一般旅券の発給に関する事務を行う。              |                         |                 |
| (2)   | <b>住居表示費</b>            | <b>7,372 千円</b> |
| 1)  | 住居表示管理業務 〈市民サービス課〉      | (7,372 千円)      |
| 住居表示実施済地区の管理業務を行う。                            |                         |                 |

|  |                          |   |
|--|--------------------------|---|
| <b>第4項 選挙費</b>   | <b>301,237 千円</b>        |   |
| <b>(1) 選挙管理委員会費</b>  | <b>64,570 千円</b>         |   |
| 1)   | 一般管理業務 〈選挙管理委員会事務局〉      | (64,570 千円)   |
| (ア)  | 選挙管理委員会の運営全般             | 選挙管理委員会を開催し、選挙人名簿登録又は抹消、各種選挙に関する事項を決定する。また、選挙管理委員会委員及び事務局職員の研修、各種調査、選挙人名簿の閲覧対応などをを行う。 |
| (イ)  | 選挙人名簿の整備                 | 住民基本台帳に基づき、選挙人名簿を調製する。  |
| (ウ)  | 在外選挙人名簿の整備               | 被登録資格者からの申請に基づき、在外選挙人名簿を調製する。   |
| (エ)  | 検察審査員候補者名簿の整備            | 検察審査会法に基づき、選挙人名簿より候補者を抽出し、その名簿を検察審査会に提出する。  |
| (オ)  | 裁判員候補者名簿の整備              | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、選挙人名簿より候補者を抽出し、その名簿を地方裁判所に提出する。                                |
| <b>(2) 選挙啓発費</b>   | <b>667 千円</b>            |   |
| 1)   | 明るい選挙常時啓発業務 〈選挙管理委員会事務局〉 | (667 千円)  |
| 選挙啓発活動の実施  |                          |   |
| 学校教育との連携事業や下関市明るい選挙推進協議会、下関市選挙啓発サポーターの活動等を通じて、政治・選挙に対する啓発を行い、明るい選挙を推進する。 |                          |   |
| <b>(3) *参議院議員選挙費</b>   | <b>130,800 千円</b>        |   |
| 1)   | 参議院議員通常選挙業務 〈選挙管理委員会事務局〉 | (130,800 千円)  |
| 任期満了（令和7年7月28日）に伴う参議院議員通常選挙を適正に管理執行する。                                   |                          |   |

|                                      |              |
|--------------------------------------|--------------|
| (4) *県知事選挙費                          | 105,200 千円   |
| 1) 山口県知事選挙業務 〈選挙管理委員会事務局〉            | (105,200 千円) |
| 任期満了（令和8年2月22日）に伴う山口県知事選挙を適正に管理執行する。 |              |

|  |                   |
|--|-------------------|
| <b>第5項 統計調査費</b>                                 | <b>213,069 千円</b> |
| (1) 統計調査総務費                                      | 46,381 千円         |
| 1) 一般管理業務 〈総務部総務課〉                               | (46,381 千円)       |
| 統計調査従事職員に係る人件費ほか、公表資料作成、統計調査員確保対策事業等に要する経費を計上した。 |                   |
| (2) 指定統計調査費                                      | 380 千円            |
| 1) 指定統計調査業務 〈総務部総務課〉                             | (380 千円)          |
| 国の指定した経済センサス（準備）、学校基本調査等に要する経費を計上した。             |                   |
| (3) *国勢調査費                                       | 166,308 千円        |
| 1) 国勢調査 〈総務部総務課〉                                 | (166,308 千円)      |
| 国勢調査に要する経費を計上した。                                 |                   |

|   |                  |
|---|------------------|
| <b>第6項 監査委員費</b>  | <b>95,820 千円</b> |
| (1) 監査委員費   | 84,820 千円        |
| 1) 一般管理業務 〈監査委員事務局〉   | (84,820 千円)      |
| 定期監査、決算審査、行政監査、財政援助団体等監査、健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査、住民監査請求監査、隨時監査等を行うための所要経費を計上した。              |                  |
| ・職員給与等人件費   | 82,930 千円        |
| ・定期監査及び決算審査等に要する旅費等   | 1,890 千円         |
| (2) 外部監査費   | 11,000 千円        |
| 1) 外部監査業務 〈総務部総務課〉  | (11,000 千円)      |
| 監査委員監査を補完し、監査機能の充実を図ることで、組織及び運営のさらなる合理化を図るため、中核市に義務付けられている外部の有資格者による包括外部監査の実施に要する経費を計上した。 |                  |
| ・委託料  | 11,000 千円        |

### 第3款 民 生 費

52,047,470 千円

|   |                      |
|---|----------------------|
| <b>第1項 社会福祉費</b>  | <b>25,768,065 千円</b> |
| (1) 社会福祉総務費   | 4,446,107 千円         |
| 1) 一般管理業務   | (823,871 千円)         |
| (まちづくり政策課/生活安全課/人権・男女共同参画課/福祉政策課/長寿支援課/障害者支援課/保険年金課/介護保険課)<br>社会福祉業務遂行のための人事費をはじめ、一般事務管理費を計上した。       |                      |
| 2) 民生児童委員活動援護業務 〈福祉政策課/各総合支所市民生活課〉  | (80,574 千円)          |
| 地域福祉の推進を図るための民生児童委員の活動及び任期満了に伴う改選業務に係る経費を<br>計上した。  |                      |
| 3) 婦人相談業務 〈福祉政策課〉   | (7,311 千円)           |
| 困難女性支援法及びDV防止法に基づき、就労や住居の確保、配偶者からの暴力などに関する各種相談に応じ、各関係機関の協力のもとに必要な指導や措置を行う。                            |                      |
| 4) 社会救済業務   | (4,633 千円)           |
| (ア) 救護救難業務 〈福祉政策課/各総合支所市民生活課〉   | 4,033 千円             |
| 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人死亡人の業務及び行旅困窮者の救済並びに<br>無縁納骨堂等の管理のほかホームレス対策を行う。                                   |                      |
| (イ) 社会救済業務 〈防災危機管理課〉  | 600 千円               |
| 被災者保護及び災害見舞金の支給を行う。   |                      |
| 5) 追悼式及び遺族等援護業務 〈福祉政策課/各総合支所市民生活課〉  | (5,813 千円)           |
| (ア) 遺族援護業務  | 3,025 千円             |
| 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、戦没者や戦傷病者の遺族等に対して国が弔慰を表<br>すために支給する特別弔慰金及び給付金の申請受付等を行う。                              |                      |
| (イ) 合同追悼式業務   | 2,788 千円             |
| 過去数次の戦争等において、戦死あるいは戦災により殉難された方々等を追悼するため、<br>その方々の遺族を招いて合同追悼式を行う。                                      |                      |
| 6) 社会福祉諸団体等育成業務 〈福祉政策課/障害者支援課/各総合支所市民生活課〉   | (253,909 千円)         |
| 福祉団体の組織と活動を強化するための補助を行い、本市の福祉の増進を図る。また、下関<br>市社会福祉センターの整備費の助成を行う。                                     |                      |
| 7) 社会福祉施設整備費助成業務 〈障害者支援課/介護保険課〉   | (527,090 千円)         |
| 障害者施設及び介護施設の整備費の助成を行う。  |                      |
| 8) 高齢者等住宅資金融資業務 〈福祉政策課〉   | (507 千円)             |
| 高齢者等の日常生活を容易にするために住宅を新築、増・改築した場合の必要な資金の融資<br>を行い、高齢者等の在宅福祉の推進を図る。なお、融資は令和元年度の申請までとし、新規の<br>融資は行っていない。 |                      |
| 9) 成年後見制度利用促進業務 〈長寿支援課〉   | (5,047 千円)           |
| 地域における権利擁護支援の核となる機関の運営を行うことで、成年後見制度の利用が必要   |                      |

|                                  |   |  |
|----------------------------------|---|--|
|                                  | な人が適正に制度を利用できる体制整備を行う。  |  |
| 10) 社会福祉審議会業務 〈福祉政策課〉            | (712 千円)  |  |
|                                  | 社会福祉法(第7条)に基づき設置される審議会で、社会福祉に関する事項を調査審議する。  |  |
| 11) 地域福祉計画推進業務 〈福祉政策課〉           | (22, 774 千円)  |  |
| (ア) 地域福祉計画推進業務                   | 22, 660 千円  |  |
|                                  | 「第4期地域福祉計画」の推進を図る。また、地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応する仕組みである「重層的支援体制整備事業」の多機関協動事業等を実施し、課題のある世帯全体の支援を行う。          |  |
| (イ) 地方再犯防止推進業務                   | 114 千円  |  |
|                                  | 「第2期再犯防止推進計画」の推進を図る。  |  |
| 12) 中国残留邦人等生活支援業務 〈福祉政策課〉        | (4, 790 千円)   |  |
|                                  | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、特定中国残留邦人等が年金等の社会保障給付を受けても生活に困窮する場合に、生活支援給付等を行う。 |  |
| 13) 災害時要援護者支援業務 〈福祉政策課〉          | (32 千円)   |  |
|                                  | 災害時に支援を必要とする高齢者や障害者等の要援護者を登録し、地域関係者の支援・協力により、災害発生時等における安否確認及び避難誘導等の要援護者への支援体制を整える。                      |  |
| 14) 生活困窮者自立支援業務 〈福祉政策課〉          | (59, 860 千円)  |  |
|                                  | 生活困窮者の自立の促進を図るため、自立相談支援、住居確保給付金の支給、就労準備支援、居住支援、家計改善支援、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援及びひきこもり支援を行う。                   |  |
| 15) 国民健康保険特別会計繰出金 〈保険年金課〉        | (2, 649, 184 千円)  |  |
| <br>(2) 社会福祉施設費                  | 22, 203 千円  |  |
| 1) 保健福祉館等管理業務                    | (22, 203 千円)  |  |
| (ア) 蓋井島保健福祉館管理業務 〈福祉政策課〉         | 91 千円   |  |
|                                  | 蓋井島保健福祉館の管理運営を行う。   |  |
| (イ) 菊川町温泉管理業務 〈菊川総合支所市民生活課〉      | 22, 112 千円  |  |
|                                  | 菊川町の温泉利用施設の管理運営を行う。また、送湯管布設事業に伴い、指定管理者に休業補償を行う。   |  |
| <br>(3) 市民生活費                    | 362, 385 千円   |  |
| 1) 下関パートナーシップ推進業務 〈まちづくり政策課〉     | (5, 844 千円)   |  |
|                                  | 第4次下関市市民活動促進基本計画に基づき、「市民と行政」「市民と市民」のパートナーシップ(市民協働参画)推進のための取組を行う。また、*第5次下関市市民活動促進基本計画を策定する。              |  |
| 2) ボランティア・N P O活動推進業務 〈まちづくり政策課〉 | (28, 429 千円)  |  |
|                                  | ボランティア・N P O活動などの市民活動に関する情報提供、ネットワークづくりなど、市民活動の拠点施設となる、しものせき市民活動センターの管理運営を行うとともに、ボランテ                   |  |

ィアギルド制度の充実と地域活動への若者の定着を図るため、学生ギルドメンバー自らが企画運営する地域との交流会や若年層と地域団体の協働によるまちづくりに向けた研修会を開催する。また、市民活動における事故などに備えた保険へ加入するなど、活動しやすい環境を整備する。

前年度に引き続き、しものせき市民活動センターを設置している建物の大規模修繕工事に係る費用を持分に応じて負担する。

- 3) コミュニティづくり推進業務（まちづくり政策課） (128,461千円)  
市民の自主的、主体的なコミュニティづくりを推進するため、自治会等の地縁による団体を支援し、町民館整備、掲示板設置、コミュニティ活動備品に係る助成を行う。
- 4) コミュニティセンター管理運営業務（まちづくり政策課） (92,902千円)  
世代間の交流を通じた幅広い市民のコミュニティ活動の拠点として、下関市民センター及び安岡地区複合施設の管理運営を行う。
- (ア) 市民センター管理運営業務 23,324千円  
(イ) 安岡コミュニティセンター管理運営業務 69,578千円
- 5) 市民相談業務（生活安全課） (6,170千円)  
(ア) 市民相談所における相談  
ア) 一般相談  
市政に関する相談について関係部課及び関係機関との連絡調整を行うほか、民事問題については適切な指導・助言を行うことで問題解決策の相談に応じる。  
イ) 特別相談  
弁護士による無料法律相談を原則毎週月・木曜日に実施する。  
(イ) 総合支所における相談  
市民相談所と同様に一般相談を行うほか、弁護士による無料法律相談を原則毎月第3金曜日の午後に各総合支所において年3回、輪番で実施する。
- 6) 消費生活業務（生活安全課） (18,179千円)  
(ア) 消費生活センター運営  
関係機関との連絡調整のほか、法令に基づく立入検査、消費生活の安全と安定を図るために啓発などを実施する。  
(イ) 消費生活相談  
増加する消費者トラブルの相談に対応するため専門相談員による相談を実施するほか、弁護士による無料法律相談を実施する。また、特に配慮を要する高齢者及び障害者等の消費者安全の確保のため、下関市消費者安全確保地域協議会の効果的な運営を図る。
- 7) 安全対策業務（生活安全課） (56,595千円)  
(ア) 交通安全業務 13,783千円  
ア) 交通安全対策の推進を図るため、関係機関及び関係団体との連絡調整に努める。  
イ) 交通安全の広報と安全教育の推進を図り、事故防止に努める。  
ウ) 市民の交通安全を推進する各種団体の活動を助成する。  
エ) 関係機関と連携して交通安全イベントを開催し、交通マナー向上など交通安全意識の普及・

啓発に努める。

- (イ) 防犯啓発業務 42,812 千円
- ア) 地域、職域の自主防犯活動の推進母体である下関市防犯対策協議会等の活動を助成する。
  - イ) 安全で安心して暮らすことのできる社会環境を確保・維持していくための普及・啓発活動を実施する。
  - ウ) 暴力行為追放のため、関係機関との連携のもとに市民と一緒に暴力追放運動を展開し、明るい町づくりに努める。
  - エ) \*下関市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図る等の取組みを行う。
  - オ) 豊前田地区における客引き等行為対策のため、官民連携による取組みを行う。
  - カ) \*犯罪の起りにくく安全なまちづくりに向けた取組みを支援するため、防犯カメラを設置する自治会等の団体に対し、設置費の一部を助成する。
- 8) コミュニティ情報プラザ管理運営業務 〈豊浦総合支所地域政策課〉 (5,305 千円)  
市民への情報発信と地域住民のコミュニティ活動の拠点として、豊浦コミュニティ情報プラザの管理運営を行う。
- 9) \*コミュニティセンター整備事業 〈まちづくり政策課〉 (20,500 千円)  
旧内日中学校を活用したコミュニティ施設を整備するための設計を行う。

**(4) 人権啓発費 4,366 千円**

- 1) 一般管理業務 〈人権・男女共同参画課〉 (1,573 千円)  
人権尊重の理念を基本として、人権施策の企画及び調整、関係機関との連携等、総合的に人権課題の解決促進を図る。
- 2) 人権教育及び啓発業務 〈人権・男女共同参画課〉 (2,793 千円)  
様々な人権問題の正しい理解と、市民の人権意識高揚を図る教育・啓発事業を行う。

**(5) 国民年金事務費 16,428 千円**

- 1) 基礎年金業務 〈保険年金課〉 (16,428 千円)  
国民年金法に基づく資格適用、年金保険料免除、国民年金裁判請求に関する事務を行う。

**(6) 障害者福祉費 8,630,012 千円**

- 1) 自立支援給付等業務 (6,725,632 千円)
- (ア) 介護給付業務 〈障害者支援課〉 3,861,000 千円  
障害のある人が居宅介護、短期入所、療養介護、生活介護、同行援護、施設入所支援等のサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する。  
また、高額障害福祉サービス費、サービス利用計画作成費を支給する。
  - (イ) 訓練等給付業務 〈障害者支援課〉 2,326,000 千円  
障害のある人が自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）等のサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する。

|   |                |
|---|----------------|
| (ウ) 换装具費支給業務 〈障害者支援課〉   | 72,000 千円      |
| 身体障害者に、身体上の障害を補う換装具費の一部を支給する。   |                |
| (エ) 自立支援医療業務 〈障害者支援課/健康推進課〉   | 466,632 千円     |
| ア) 更生医療   | 451,000 千円     |
| 身体障害者の障害を除去・軽減し、機能を回復するために必要な医療の給付を行う。  |                |
| イ) 育成医療   | 6,201 千円       |
| 将来にわたって身体に障害を残すおそれがある児童に対し、機能を回復するために必要な医療の給付を行う。   |                |
| ウ) 精神通院医療   | 9,431 千円       |
| 精神疾患のある人の通院医療費を助成するために、支給認定等の申請に係る県への進達事務及び精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付事務等を行う。                           |                |
| 2) 地域生活支援事業   | (1,895,189 千円) |
| (ア) 日常生活用具給付業務 〈障害者支援課〉   | 79,000 千円      |
| 重度身体障害者に日常生活用具を給付する。  |                |
| (イ) 訪問入浴サービス事業 〈障害者支援課〉   | 16,000 千円      |
| 居宅での入浴が困難な重度身体障害者に、訪問入浴車を派遣して入浴サービスを行う。   |                |
| (ウ) 福祉タクシー助成業務 〈障害者支援課〉   | 43,200 千円      |
| 障害のある人の日常生活の利便と社会活動の範囲拡大を図るため、タクシー料金の一部を助成する。   |                |
| (エ) 自動車改造費等助成業務 〈障害者支援課〉  | 1,000 千円       |
| 身体障害者が自動車運転免許を取得するために必要な経費、自動車の改造に要する費用等の一部を助成する。   |                |
| (オ) 重度心身障害者医療費助成業務 〈障害者支援課〉   | 1,367,428 千円   |
| 重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成し、障害者の負担軽減を図る。  |                |
| (カ) 特別障害者手当等給付業務 〈障害者支援課〉   | 100,183 千円     |
| 常時特別の介護を要する在宅障害者に対して、特別障害者手当等の給付を行う。  |                |
| (キ) 心身障害者扶養共済掛金助成業務 〈障害者支援課〉  | 120 千円         |
| 山口県心身障害者扶養共済制度に加入している保護者に対し、掛金の一部を助成する。   |                |
| (ク) 成年後見制度利用支援業務 〈障害者支援課〉   | 1,800 千円       |
| 障害により判断能力が十分でない人に対して、特に必要があると認められる場合に、市長が後見開始の審判の申し立てを行う。また、対象者に資力がない場合は、後見人等に係る報酬の全部又は一部を助成する。 |                |
| (ケ) 地域活動支援センター運営事業 〈障害者支援課〉   | 37,400 千円      |
| 地域の実情に応じ、通所の形態により、創造的活動、生産活動、社会との交流促進等の機会を提供し、障害のある人の地域生活支援の支援を行う。                              |                |
| (コ) 相談支援事業 〈障害者支援課/菊川・豊北の各総合支所市民生活課〉  | 66,222 千円      |
| 障害のある人からの相談に応じ、必要な支援を行う。  |                |

|   |           |
|---|-----------|
| (#) 障害者デイサービス業務 〈障害者支援課〉  | 38,000 千円 |
| 在宅の障害のある人に対し、通所の形態により、各種のサービスの提供を行い、障害のある人の自立の促進、生活の改善及び身体機能の維持向上を図る。               |           |
| (シ) 日中受入業務 〈障害者支援課/豊浦総合支所市民生活課〉   | 4,200 千円  |
| 総合支援学校等障害児放課後対策事業や日中ショートステイによる支援を行い、保護者等の休息等の機会を作り、在宅の障害のある人の家庭生活の維持向上を図る。          |           |
| (ス) 移動支援事業 〈障害者支援課/各総合支所市民生活課〉  | 7,000 千円  |
| 障害により屋外の移動が困難な人が、外出時に移動支援を受けた場合に、費用の一部を支給する。  |           |
| (セ) 意思疎通支援事業 〈障害者支援課〉   | 18,744 千円 |
| ア) 遠隔手話通訳実施事業   | 68 千円     |
| 聴覚障害のある人に対し、4 総合支所や4 支所（彦島、長府、勝山、川中）の窓口においても、タブレットの画面を通じて、手話通訳者が行政手続きや相談などのサポートを行う。 |           |
| イ) 親子手話教室開催   | 114 千円    |
| 手話の普及啓発のため、親子手話教室を開催する。   |           |
| ウ) 失語症者向け意思疎通支援者養成  | 114 千円    |
| 県と合同で、失語症者に対する意思疎通支援者の養成研修を実施する。  |           |
| エ) 手話通訳者等設置、派遣及び養成  | 13,410 千円 |
| 手話通訳者等の設置、手話通訳者等の派遣及び養成講習会を行う。  |           |
| オ) 要約筆記者等派遣及び養成   | 1,560 千円  |
| 要約筆記者の指導者の養成、要約筆記者等の派遣及び養成講習会を行う。   |           |
| カ) 広域支援派遣   | 140 千円    |
| 市域を超えて、手話通訳者及び要約筆記者等を派遣する。  |           |
| キ) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び養成  | 3,228 千円  |
| 盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣及び養成講習会を行う。  |           |
| ク) 全国手話言語市区長会負担金  | 10 千円     |
| 全国手話言語市区長会の運営経費の一部を負担する。  |           |
| ケ) 重度障害者入院時コミュニケーション支援  | 100 千円    |
| 重度障害者が発語困難等により、入院時に、医師等と意思疎通が図れない場合に、コミュニケーションがとれるように支援する。                          |           |
| (リ) 点字図書館運営費助成業務 〈障害者支援課〉   | 33,696 千円 |
| 社会福祉法人山口県盲人福祉協会に対し、点字図書館運営費の助成を行う。  |           |
| (タ) 一般更生援護業務 〈障害者支援課/各総合支所市民生活課〉  | 23,679 千円 |
| 障害者福祉事業の推進に必要な更生援護事業に係る事務を行う。また、身体障害者が補助犬を飼育する費用の助成を行う。                             |           |
| (チ) 身体障害者手帳交付業務 〈障害者支援課〉  | 3,729 千円  |
| 身体障害者手帳の交付に必要な障害認定、指定医師資格認定、手帳発行業務等を行う。   |           |

|   |                      |
|---|----------------------|
| (ツ) 障害児養育手当支給業務 〈障害者支援課〉  | 8,600 千円             |
| 20歳未満の障害児を養育する保護者に対し、養育手当を支給する。   |                      |
| (チ) 緊急通報体制整備業務 〈障害者支援課〉   | 100 千円               |
| 在宅のひとり暮らしの重度身体障害者に対して、緊急通報システムに係るサービスを給付することにより、障害者の疾病や災害発生時等の緊急の連絡体制を整備する。 |                      |
| (ト) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 〈障害者支援課〉   | 400 千円               |
| 重度障害者が大学等に修学するにあたり、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する。                         |                      |
| (ナ) 障害者（児）緊急一時支援事業 〈障害者支援課〉   | 540 千円               |
| 介護者の急病等の事由により、既存の障害福祉サービスでは対応できない、在宅での生活が困難となった障害者（児）を一時的に支援する。             |                      |
| (ニ) 障害者スポーツ・文化活動振興事業 〈障害者支援課〉   | 43,648 千円            |
| 障害者のスポーツ及び文化活動の振興を支援する。   |                      |
| (ヌ) 重度障害者等一般就労支援事業 〈障害者支援課〉   | 500 千円               |
| 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連携し、通勤時の支援や職場等における支援を行う。                             |                      |
| 3) 審査会業務 〈障害者支援課〉   | (9,191 千円)           |
| 障害支援区分やサービス支給決定に係る審査及び判定を行うための審査会の運営、認定に必要な訪問調査等を行う。                        |                      |
| <b>(7) 老人福祉費</b>  | <b>12,244,150 千円</b> |
| 1) 高齢者措置業務 〈長寿支援課〉  | (312,854 千円)         |
| (ア) 施設入所措置業務  |                      |
| 65歳以上で居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホーム等へ入所措置する。                               |                      |
| 2) 高齢者サービス調整業務  | (5,875 千円)           |
| (ア) 高齢者保健福祉推進会議運営 〈長寿支援課〉   | 165 千円               |
| 「第九次いきいきシルバープラン」に基づき、事業の進捗状況の点検、評価を行う。                                      |                      |
| (イ) 高齢者入居施設事業者指導等業務 〈長寿支援課〉   | 103 千円               |
| 有料老人ホーム等の適正な運営を確保するため、事業者に対する指導等を行う。  |                      |
| (ウ) 介護保険サービス事業者等指定業務 〈介護保険課〉  | 5,607 千円             |
| 介護保険サービス提供事業者に対する新規・更新の指定及び指導等を行う。  |                      |
| 3) ひとり暮らし高齢者等対策業務   | (443,086 千円)         |
| (ア) 軽費老人ホーム助成業務 〈長寿支援課〉   | 430,000 千円           |
| ケアハウスを含む軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、利用者の所得に応じてサービスの提供に要する費用の一部を助成する。              |                      |
| (イ) 生活支援ハウス運営業務 〈長寿支援課〉   | 13,086 千円            |
| 高齢者が安心して健康で明るい生活を営むために、介護支援機能、居住機能及び交流機能                                    |                      |

を総合的に提供する生活支援ハウスを運営する。

- 4) 生きがい対策等業務 (110,270千円)
- (ア) 老人クラブ活動費助成業務 〈長寿支援課〉 4,322千円  
老人クラブを通じて、高齢者の教養の向上、健康の増進、生きがいづくり、地域社会との交流等を図り、老後の生活を豊かなものにするため、老人クラブに助成金を交付する。
- (イ) はり、きゅう、マッサージ等施術助成業務 〈長寿支援課〉 30,479千円  
70歳以上の高齢者に対し、はり・きゅう(国民健康保険加入者は除く)、あん摩・マッサージ・指圧の施術費の一部を助成し、高齢者の健康と福祉の増進を図る。
- (ウ) 高齢者バス等利用助成事業 〈長寿支援課〉 43,299千円  
70歳以上の高齢者に対し、定期的な外出を促し、社会参加と生きがいづくりを支援するため、路線バス及び市渡船の利用助成を行う。
- (エ) 高齢者銭湯等利用助成業務 〈長寿支援課/豊田・豊浦の各総合支所市民生活課〉 7,912千円  
70歳以上の高齢者に対し、公衆浴場等の利用助成を行うことで、コミュニティの場の提供及び健康の増進を図る。
- (オ) 敬老祝い業務 〈長寿支援課/各総合支所市民生活課〉 11,579千円  
節目の年齢を迎える高齢者に対し、敬老祝品を贈呈し、長寿を祝う。
- (カ) 敬老の祝典等開催業務 〈長寿支援課/各総合支所市民生活課〉 12,419千円  
長年の間社会の発展に貢献した高齢者に対する理解を深め、その長寿を祝うため、高齢者を招待して記念祝典等を行う。
- (キ) 離島居住者等渡船運賃助成業務 〈介護保険課〉 260千円  
離島居住者が介護サービスを利用する際の渡船運賃に対し助成を行い、離島居住者の負担軽減を図る。
- 5) 低所得者利用者負担対策業務 〈介護保険課〉 (7,124千円)  
社会福祉法人が生計困難者に対し、介護サービスに係る利用者負担額を軽減した場合、その額の一部を補助する。
- 6) 保健・介護予防一体的実施業務 〈保険年金課〉 (9,256千円)  
高齢者保健事業を国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施する業務に要する経費を計上した。
- 7) 地域介護予防活動支援事業 〈長寿支援課〉 (28,000千円)  
ボランティアなどの人材育成等を行い、地域での高齢者の自主的な介護予防活動への取り組みの機運を醸成するとともに、地域において介護予防に資する活動を行う団体等を支援することにより、高齢者の健康増進及び介護予防を図る。
- 8) 地域包括支援センター業務 〈長寿支援課〉 (461,431千円)  
地域住民の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、地域包括支援センターを運営する。
- 9) 生活支援体制整備事業 〈長寿支援課〉 (46,000千円)  
生活支援コーディネーター等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。

|   |                  |
|---|------------------|
| 10) 後期高齢者医療制度業務 〈保険年金課〉                             | (4, 531, 586 千円) |
| 後期高齢者医療の給付費の法定分等を負担する。                              |                  |
| 11) 介護保険特別会計繰出金 〈介護保険課〉                             | (4, 700, 748 千円) |
| 介護保険給付費の法定分及び事務費等の繰り出しを行う。                          |                  |
| 12) 後期高齢者医療特別会計繰出金 〈保険年金課〉                          | (1, 587, 920 千円) |
| 県・市の保険基盤安定負担金等の繰り出しを行う。                             |                  |
| <br>(8) 老人福祉施設費                                     | <br>42, 414 千円   |
| 1) 老人憩の家管理運営業務 〈長寿支援課/菊川総合支所市民生活課〉                  | (15, 353 千円)     |
| 高齢者の教養の向上、レクリエーション及び地域社会との交流を図る場として、老人憩の家等の管理運営を行う。 |                  |
| 2) ふれあいプラザ管理運営業務 〈長寿支援課〉                            | (5, 342 千円)      |
| 高齢者の心身の健康増進を図るため、介護予防の拠点となるふれあいプラザの管理運営を行う。         |                  |
| 3) 多世代交流センター管理運営業務 〈豊浦総合支所市民生活課〉                    | (8, 178 千円)      |
| 多世代間の交流及び高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、多世代交流センターの管理運営を行う。  |                  |
| 4) 満珠荘管理運営業務 〈長寿支援課〉                                | (13, 541 千円)     |
| 満珠荘の管理運営を行う。  |                  |

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>第2項 呉童福祉費</b>  | <b>19, 628, 639 千円</b> |
| (1) 呉童福祉総務費   | 2, 327, 406 千円         |
| 1) 一般管理業務 〈障害者支援課/子育て政策課/幼児保育課/こども家庭支援課〉                                  | (2, 256, 381 千円)       |
| (ア) 本庁及び子ども・子育て施設（認定こども園・保育所・幼稚園）における子ども・子育て支援業務に係る人件費、一般事務管理費を計上した。      | 2, 240, 367 千円         |
| (イ) 呉童手当事務施行  | 6, 137 千円              |
| 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資するために支給される吳童手当の支給事務に係る事務費を計上した。 |                        |
| (ウ) 呉童扶養手当支給事務  | 5, 268 千円              |
| ひとり親家庭等に対する自立支援のために支給される吳童扶養手当の支給事務に係る事務費を計上した。                           |                        |
| (エ) 特別吳童扶養手当支給事務  | 1, 571 千円              |
| 特別吳童扶養手当の認定受付等に係る事務費を計上した。  |                        |
| (オ) 指定障害吳通所支援事業所管理等業務   | 238 千円                 |
| 障害吳施設指定管理システムの利用ライセンスに係る経費を計上した。  |                        |
| (カ) 呉童養護施設等生活環境改善事業   | 2, 800 千円              |
| 吳童養護施設等の入所吳童等の生活環境改善や施設退所者等のサポート事業に対する費用                                  |                        |

の一部を補助する。

- 2) 児童環境づくり推進業務〈子育て政策課〉 (56,025千円)
- (ア) “For Kids” プランの啓発、ブックスタート推進事業及び子育てサークルネットワーク推進事業 4,033千円
- (イ) 地域子どもサポート事業 10,590千円
- 地域での子育て支援について、子どもの居場所や地域と連携を図るとともに、全市的な普及啓発を行い、こども及びその家庭をサポートする体制を構築する。
- (ウ) 子どもの居場所活動支援補助事業 4,375千円
- 既存の子どもの居場所、\*母親クラブ及び子育てサロンの活動経費の助成に加え、新たに児童健全育成に資する活動を地道に行う運営者に対して活動経費の一部を助成する「こどもの未来応援補助金」を創設する。
- (エ) 子育て支援フロア運営業務 16,444千円
- 市役所東棟1階子育て支援フロア内で利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業を実施する親子ふれあい広場の運営を行う。
- (オ) 子育てタクシー普及支援事業 20,583千円
- 安全安心に出産等できる環境づくりの一環として、妊娠婦に陣痛が起った際などに、専門研修を受けた認定タクシードライバーが、妊娠婦の自宅または居所と病院等まで安全安心かつスピーディーに移送するサービスをデジタル技術を活用したうえで提供する。
- 3) 発達支援機能強化事業〈障害者支援課〉 (15,000千円)
- 障害の疑いのある子どもの早期療育を図るため、こども発達センターの指定管理者が、センター敷地内に開設した発達障害専門の診療所に対し、運営経費の一部を助成する。
- (2) 児童措置費 15,045,415千円
- 1) 私立保育所援護対策業務〈幼児保育課〉 (394,940千円)
- (ア) 私立保育所運営費等補助 299,906千円
- 入所児童の処遇向上及び施設運営の健全化を図るため、障害児や医療的ケア児の受入れに必要な保育士や看護師等の増補に必要な費用等の一部を補助するとともに、保育士の負担軽減や離職防止を図るため、保育補助者を新規雇用するために要する費用等の一部を補助する。
- また、障害のある子どもを分け隔てなく受け入れるための環境を整備するため、インクルーシブ遊具の整備及び改修に係る経費を支援する。
- 就学前施設の安心・安全対策として、保育中の事故防止対策や事故の発生防止に向けた環境づくりに支援金を交付するとともに、保育士等の確保のため市内の私立保育所等に就職した者に対し就労支援金を交付する。
- また、\*保育中の事故防止や保育の質の向上を図るため、国の配置基準を超えて3歳未満児クラスに保育士を加配している私立保育所等に対し、当該人件費の一部を補助する。
- (イ) 民間保育サービス施設入所児童処遇向上 437千円
- 認可を受けていない保育施設に対し、処遇向上を目的とした補助金を交付する。

|  |                |
|--|----------------|
| (ウ) 日本スポーツ振興センター共済加入費等補助   | 1,170 千円       |
| 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園）及び特定地域型保育事業所の設置者が、日本スポーツ振興センター共済及び賠償責任保険へ加入するために要する費用の一部を補助する。                        |                |
| (エ) 私立保育所等施設整備費補助  | 93,427 千円      |
| 社会福祉法人等が設置する保育所等の整備に対し、国の交付金を活用し、事業の実施に必要な経費の一部を補助する。  |                |
| 2) 児童健全育成対策業務〈幼児保育課/こども家庭支援課〉  | (4,911,564 千円) |
| (ア) 児童手当給付業務   | 4,900,000 千円   |
| 18歳到達の年度末までのこどもを養育している者に対し、児童手当を支給する。  |                |
| ・ 手当月額； 3歳未満のこども   |                |
| 第1子・第2子  | 15,000 円       |
| 第3子以降  | 30,000 円       |
| 3歳以上18歳到達の年度末までのこども  |                |
| 第1子・第2子  | 10,000 円       |
| 第3子以降  | 30,000 円       |
| ※こどものカウントは、生計費の負担等がある22歳到達の年度末までを対象とする。  |                |
| (イ) 多子世帯保育料等軽減事業費助成  | 2,544 千円       |
| 多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、食事の提供に要する費用を軽減するための助成金を支給する。   |                |
| (ウ) 母子生活支援施設入所措置業務   | 9,020 千円       |
| 配偶者のない女子等の監護すべき児童の福祉に欠けることがある場合に、母子生活支援施設において保護を実施する。  |                |
| 3) 乳幼児、妊産婦保健医療対策業務〈こども家庭支援課〉   | (951,700 千円)   |
| (ア) 乳幼児医療費助成業務   | 419,255 千円     |
| 義務教育就学前児童について、医療費のうち医療保険適用の自己負担分を助成し、乳幼児の健康保持及び子育て家庭の負担軽減に努める。   |                |
| (イ) 子ども医療費助成業務   | 530,417 千円     |
| 小中学生について、医療費のうち医療保険適用の自己負担分の全額を助成するとともに、高校生等については、入院に係る医療費のうち医療保険適用の自己負担分の全額を助成することで、こどもの健康保持及び子育て家庭の負担軽減に努める。 |                |
| (ウ) 助産施設入所措置業務   | 2,028 千円       |
| 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることが困難な妊産婦を助産施設に入所させ助産を行う。  |                |
| 4) 障害児支援給付等業務〈障害者支援課〉  | (1,339,000 千円) |
| (ア) 介護給付業務   | 1,334,000 千円   |
| 障害のある児童が児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用した場合に、費用の一部を支給する。   |                |

|   |                |
|---|----------------|
| (イ) 医療的ケア児在宅レスパイト事業   | 5,000 千円       |
| 在宅の医療的ケア児への訪問看護（病院受診や外出の際の付き添い等）の費用を助成し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図る。  |                |
| 5) 教育・保育給付業務〈幼児保育課〉   | (6,197,430 千円) |
| 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園）に対し施設型給付費を支給するとともに、特定地域型保育事業者に対し地域型保育給付費を支給する。   |                |
| 6) 施設等利用給付業務〈幼児保育課〉   | (35,609 千円)    |
| 幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行幼稚園の保育料、幼稚園の預かり保育の利用料及び認可外保育施設等の利用料を当該施設又は子どもの保護者に対し施設等利用費として給付する。  |                |
| 7) 地域子ども・子育て支援業務〈子育て政策課/幼児保育課/こども家庭支援課〉   | (1,127,993 千円) |
| (ア) 利用者支援事業   | 6,582 千円       |
| こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育その他の子育て支援の情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行う。   |                |
| (イ) 延長保育事業  | 84,000 千円      |
| 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）において、通常の利用時間帯以外の時間に引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。   |                |
| (ウ) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）   | 662,533 千円     |
| 放課後等に保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校就学児童に対して適切な遊びと生活の場を提供することで児童の健全育成を推進する。   |                |
| また、放課後児童クラブの安定運営を図り、待機児童の多い地域において民間委託を実施する。   |                |
| (エ) 子育て短期支援事業   | 22,011 千円      |
| 保護者が疾病・出産・災害・事故・看護等のため一時的に養育ができなくなった児童や、保護者の恒常的な残業及び休日不在等のため養育ができなくなった児童を一定期間児童養護施設等で養育保護する。また、「子育て短期支援事業」への専従職員の配置に要する費用を支援する。 |                |
| (オ) *子ども第三の居場所事業（児童育成支援拠点事業）  | 17,305 千円      |
| 養育環境等に課題を抱える児童に対して、居場所となる常設の拠点を開設し児童に生活の場を提供するとともに、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて児童及び保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う。                     |                |
| (カ) 地域子育て支援拠点事業   | 118,691 千円     |
| 民間施設において、子育て家庭の親とその子どもの交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。                              |                |
| (キ) 一時預かり事業   | 66,434 千円      |
| 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園）において、児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。  |                |

|   |                     |
|---|---------------------|
| (ヶ) 病児保育事業（病児・病後児型・体調不良児対応型）  | 89,139 千円           |
| 病気や病気の回復期にあり、保育を必要とする小学校6年生までの児童を集団保育の困難な期間、一時預かりを実施する。病児・病後児型については、空き状況の確認や利用予約をオンライン上で行うことができる「病児保育予約システム」を継続して運用することに加え、<br>※病児保育所が前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを評価するための加算として、当日キャンセル対応加算を実施する。 |                     |
| また、認定こども園・保育所の乳幼児の安心・安全確保等のため看護師等を配置する。   |                     |
| (ヶ) ファミリー・サポート・センター事業   | 9,356 千円            |
| 育児の援助を受けたい者（依頼会員）と育児の援助を行いたい者（提供会員）が、それぞれ会員となり、提供会員は依頼会員に対して有償ボランティアとして援助活動を行う。   |                     |
| (コ) こども家庭センター運営業務   | 30,172 千円           |
| 母子保健と児童福祉の機能を有するこども家庭センターを運営し、すべての妊産婦、こども及び子育て家庭への一体的かつ包括的な相談支援を行う。   |                     |
| (サ) 児童虐待防止ネットワーク  | 2,406 千円            |
| 地域におけるこどもへの虐待防止と早期発見に努めるため、関係機関及び関係団体等で構成する下関市要保護児童対策地域協議会を設置し、調整機関としてこども虐待防止対策を進める。  |                     |
| (シ) 実費徴収に係る補足給付事業   | 231 千円              |
| 未移行幼稚園に在籍する子どもの保護者が低所得で生計が困難である場合等において、食事の提供にかかる費用を軽減するための助成金を支給する。   |                     |
| (ス) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業  | 546 千円              |
| 地域において重要な役割を果たしている小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、利用料（保育料）の一部を助成する。  |                     |
| (セ) ※乳児等通園支援事業  | 18,587 千円           |
| 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和8年度からの本格実施を見据え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援事業を試行的に実施する。   |                     |
| 8) 第2子以降保育料無償化事業〈幼児保育課〉   | (87,179 千円)         |
| 認可施設か認可外施設かに関わらず、所得制限などの要件を設けず、第2子以降の保育料を無償化（認可外施設の場合は月額上限あり）する。  |                     |
| <b>(3) 母子福祉費</b>  | <b>1,375,283 千円</b> |
| 1) 母子等福祉援護業務〈こども家庭支援課〉  | (57,162 千円)         |
| 母子・父子自立支援員による相談活動等を通じ、ひとり親家庭の福祉の向上に努める。<br>資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金事業等に加えて、養育費の履行確保に係る費用等の助成により、ひとり親家庭の経済的な自立を促進する。   |                     |

|  |                                  |                    |
|--|----------------------------------|--------------------|
| 2)   | 児童扶養手当支給業務 〈こども家庭支援課〉            | (1, 140, 000 千円)   |
| 父又は母と生計を同じくしていないこども(18歳に達した最初の3月31日までの者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者)等が育成されている家庭に児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進に寄与する。 |                                  |                    |
| 3)   | ひとり親家庭等医療費助成業務 〈こども家庭支援課〉        | (171, 414 千円)      |
| ひとり親家庭等のこども及びこどもを養育する父又は母等が安心して医療を受けられるよう医療費のうち医療保険適用の自己負担分を助成する。  |                                  |                    |
| 4)   | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金 〈こども家庭支援課〉 | (6, 707 千円)        |
| <br>   |                                  |                    |
| (4)  | <b>児童福祉施設費</b>                   | <b>880, 535 千円</b> |
| 1)   | 児童館管理運営業務 〈子育て政策課〉               | (54, 407 千円)       |
| 児童館全4館の管理運営を行う。  |                                  |                    |
| 2)   | *放課後児童クラブ整備事業 〈子育て政策課〉           | (24, 152 千円)       |
| (仮称) 玄洋児童クラブの専用棟新築工事に係る実施設計及び地質調査を行う。また、児童クラブの空調設備を更新する。   |                                  |                    |
| 3)   | こども発達センター管理運営業務 〈障害者支援課〉         | (52, 886 千円)       |
| 心身に障害のある児童等の療育体制の充実を図るために設置された下関市こども発達センターの管理運営を行う。また、*こども発達センターどーなつの空調設置工事を行う。                            |                                  |                    |
| 4)   | 次世代育成支援拠点施設管理運営業務 〈子育て政策課〉       | (135, 689 千円)      |
| JR下関駅ビル3階の次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」の管理運営を行う。   |                                  |                    |
| 5)   | 子ども・子育て施設管理運営業務 〈幼児保育課〉          | (586, 001 千円)      |
| (ア)  | 子ども・子育て施設運営事業 (保育所)              | 204, 102 千円        |
| 市立保育所9園の運営管理及び入所児童待遇維持を行う。   |                                  |                    |
| (イ)  | 子ども・子育て施設運営事業 (こども園)             | 316, 128 千円        |
| 市立認定こども園10園の運営管理及び入園児童待遇維持を行う。   |                                  |                    |
| (ウ)  | 子ども・子育て施設運営事業 (幼稚園)              | 23, 935 千円         |
| 市立幼稚園4園の運営管理及び入園児童待遇維持を行う。   |                                  |                    |
| (エ)  | 地域子育て支援センター運営業務                  | 41, 836 千円         |
| 市立認定こども園において、子育て家庭の親とその子どもの交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談等を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。 |                                  |                    |
| 6)   | 子ども・子育て施設整備事業 〈幼児保育課〉            | (27, 400 千円)       |
| 清末幼稚園及び川中幼稚園において乳児等通園支援事業を行うため、トイレの改修工事を行う。  |                                  |                    |

**第3項 生活保護費** 6,644,266 千円

**(1) 生活保護総務費** 444,266 千円

1) 一般管理業務 〈生活支援課〉 (444,266 千円)

生活保護事務に従事する職員の人事費及び施行に要する事務費を計上した。

**(2) 扶助費** 6,200,000 千円

1) 生活保護法による保護業務 〈生活支援課〉 (6,200,000 千円)

生活困窮者の困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低生活を保障するとともに、自立更生を助長させるための費用を計上した。

**第4項 災害救助費** 6,500 千円

**(1) 災害救助費** 6,500 千円

1) 災害救助業務 〈防災危機管理課〉 (6,500 千円)

(ア) 災害復旧資金融資 5,000 千円

風水害などの災害により被災した家屋等の早期復旧を図るための融資原資を計上した。

(イ) 災害応援業務 1,500 千円

災害が発生した被災地への職員派遣など、災害応援を実施するための費用を計上した。

## 第4款 衛 生 費

10,787,523 千円

### 第1項 保健衛生費 4,066,086 千円

#### (1) 保健衛生総務費 2,165,151 千円

- 1) 一般管理業務 〈生活安全課/保健医療政策課/試験検査課/環境政策課〉 (1,181,310 千円)  
　　人件費並びに衛生検査センターの維持管理費等一般的な事務費及び管理費等を計上した。また、大規模災害等発生時に市民の健康を維持するため、保健衛生行政における健康危機管理体制の整備に係る経費を計上した。

- 2) 一般保健業務 (117,284 千円)

- (ア) 保健所機能強化業務 〈健康推進課〉 676 千円

保健所が地域住民の健康の保持及び増進に寄与するための専門的かつ技術的拠点として機能するために、専門技術職員の人材育成の強化及び資質の向上を図る。

- (イ) 衛生統計業務 〈保健医療政策課〉 8,607 千円

人口動態統計調査をはじめ各種衛生統計調査などを行い、情報の収集、整理、管理に努めるとともに、「保健衛生年報」を作成し、保健衛生行政の指針とする。

- (ウ) 献血推進業務 〈保健医療政策課〉 400 千円

市民への献血思想の普及啓発を図るため、「下関市献血推進協議会」に対し助成を行う。

- (エ) 健康づくり推進業務 〈健康推進課〉 15,142 千円

「ふくふく健康21」及び「下関ぶちうま食育プラン」を推進し、市民の健康寿命の延伸を図る。

「ふくふく健康21」では、第三次計画に基づき、自然に健康になれる環境づくりや、多様化する生活に即した健康づくりを進めることで、主体的な健康づくりの実践につなげていく。

「下関ぶちうま食育プラン」では、第4次計画に基づき、食の環境づくりに着手し、関連する団体・企業等との協働により、市民への訴求度を高める取組を実施する。また、計画への理解をより深めてもらうために、地域で活躍する食生活改善推進員のネットワークを活用して関係事業の普及に努める。

歯科保健については、下関市歯科医師会と連携した歯科健診の受診勧奨に努めるとともに、歯科保健の普及啓発を図り、8020運動を推進する。

受動喫煙防止対策については、改正健康増進法に基づき、望まない受動喫煙のない社会を目指した対策を進める。

- (オ) 国民健康・栄養調査等業務 〈健康推進課〉 3,152 千円

国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料として、国民の身体状況や栄養摂取量及び生活習慣の状況を把握するため、対象地区における実地調査などを行う。

- (カ) 原爆被爆者医療事務 〈健康推進課〉 3,635 千円

原爆被爆者の健康管理を図るために、年2回の定期健康診断の実施に係る事務を行うとともに、健康保持及び福祉の向上を図るため年1回の健康相談会を実施する。また、健康管理手当等の受給申請等に係る県への進達等被爆者援護関係事務を行う。

|  |              |
|--|--------------|
| (イ) 精神保健福祉業務 〈健康推進課〉   | 5,646 千円     |
| 「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」に基づき、精神障害者に対する適切な医療を確保するため、精神保健福祉相談、訪問指導、通報処理・受診支援等を実施するとともに、地域生活支援事業として精神障害者家族教室等を開催し、精神障害に対する正しい理解の促進、精神障害者の社会復帰の促進に努める。                                 |              |
| 自殺予防対策である「いのちのワクチン事業」を「下関市自殺対策計画」に沿って推進し、市民のこころの健康の保持増進のために正しい知識の普及啓発等に努める。また、ひきこもり対策として、相談会や家族教室を開催し当事者や家族の支援に努めるとともに、地域の関係機関の職員がひきこもり相談に適切に対応できるよう、研修会や事例検討会を開催し、従事者の人材育成に努める。 |              |
| (カ) 難病患者在宅ケア推進業務 〈健康推進課〉   | 7,109 千円     |
| 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費支給申請の受付進達事務を円滑に行うとともに、難病患者への適切な助言指導に努める。難病患者とその家族を対象に、療養を支援するための相談及び訪問指導、医療講演会、交流会等を実施するとともに、医療・福祉関係機関と連携して医療・地域療養支援のネットワークづくりを行う。                  |              |
| (ケ) 移植医療・骨髄バンク事業推進 〈保健医療政策課〉   | 280 千円       |
| 移植医療及び骨髄バンク事業を推進するため、普及啓発活動を行う。また、骨髄バンク事業については、ドナー登録を行うとともに、骨髄等移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的に骨髄等移植ドナーに対し、「下関市骨髄等移植ドナー支援助成金」を交付する。  |              |
| (コ) 医事業務 〈保健医療政策課〉   | 4,225 千円     |
| 医療法に基づく病院、診療所等の申請・届出の受付及び監視・指導を行う。その他、医療機関と患者や患者家族との対話の促進を図るなどの医療パートナーシップの構築を目指す。  |              |
| (サ) 薬事等業務 〈保健医療政策課〉  | 1,587 千円     |
| 薬事関係法令に基づく薬事関係営業の許認可及び監視指導を行うとともに、薬物乱用防止対策のための啓発活動の実施やくすりの相談室の開催により、薬の安全使用に係るリスクコミュニケーションを推進する。  |              |
| (シ) 保健推進委員活動業務 〈健康推進課〉   | 5,517 千円     |
| 市内各地域の保健推進委員の活動を通じ、市が実施する保健事業の普及啓発等を図るとともに、地域で自主的な健康づくり活動を促進し、市民の健康の保持増進を図る。   |              |
| (ス) 小児慢性特定疾病対策業務 〈健康推進課〉   | 61,308 千円    |
| 「児童福祉法」に基づき、小児慢性特定疾病児童等を対象とした医療費の助成及び日常生活用具の給付を実施する。また、長期にわたり療養を必要とする児童やその家族を対象に、相談及び訪問指導等を実施するとともに、講演会や交流会を開催し小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を行う。                                     |              |
| 3) 母子保健業務  | (413,241 千円) |
| (ア) 妊産婦・乳幼児健康診査業務 〈健康推進課〉  | 199,435 千円   |
| 母子保健法に基づき、妊娠婦・乳幼児の健康の保持増進及び疾病等の早期発見のため、妊娠婦健康診査・乳幼児健康診査並びに歯科健康診査を実施する。なお、多胎妊娠に対しては  |              |

5回を上限に追加で健康診査を実施する。新生児に対しては難聴児の早期発見・早期療育に繋げるため、新生児聴覚検査の費用を助成する。

- (イ) 母子保健相談指導業務 〈健康推進課〉 38,884千円

保健師や助産師等の専門職が妊産婦等からの様々な相談に応じて適切な子育てサービスに繋ぎ、支援を要する妊産婦・こどもにはサポートプランを作成するなど、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行う。また、産後ケア事業など、子育てしやすい環境づくりに取り組むとともに、生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」などを引き続き行う。

母子健康手帳の電子アプリについては、妊娠届出書やアンケートの入力・提出、妊娠届出時の面談予約がオンラインでできる機能を追加する。

発達等の遅れが疑われる乳幼児については、専門医等による相談指導や事後指導を行う。さらに健康教育や健康相談等を行い、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等による正しい知識の普及や育児不安の解消に努め、安心して子育てができる環境づくりを推進し、児童虐待を予防する。

- (ウ) 未熟児養育医療業務 〈健康推進課〉 14,021千円

未熟児養育医療では、身体が未熟なまま生まれ、入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な給付を行う。

- (エ) 不妊治療給付助成業務 〈健康推進課〉 4,625千円

不妊治療の経済的負担軽減を図るため、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。また、不育症検査に要する費用の一部を助成するとともに、専門医等による相談会を実施し、精神的な負担の軽減に努める。

- (オ) 妊娠出産子育て支援事業 〈こども家庭支援課/健康推進課〉 156,276千円

0歳から2歳の低年齢の子育て家庭に焦点を当て、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じる妊婦等包括相談支援事業を行う。また、出産・子育て応援ギフト（妊婦のための支援給付）による経済的支援（各5万円）を一体的に行う。

- 4) 休日等、夜間急病対策業務 〈地域医療課〉 (174,124千円)

市民の急病等に対する不安の解消を図るため、救急医療体制の確保に努める。

初期救急としては、日曜祝日等の休日の昼間は休日当番医制及び休日歯科当番医制において、休日を含む365日の準夜診療は夜間急病診療所において対応する。初期救急で治療困難な患者については、公立・公的等4病院の輪番制等において対応するとともに、市民が傷病の状況・程度に応じて、適切な医療が受けられるように、市民への救急医療知識の普及に努める。

また、市民の救急医療に対する不安を解消するため、24時間いつでも電話相談できる救急医療の電話相談窓口である「山口県救急安心センター事業（#7119）」に参加する。

その他、市の公共施設へのAED（自動体外式除細動器）設置と維持管理を行う。

- 5) 保健センター管理運営業務 〈健康推進課〉 (35,976千円)

市民の健康増進を図るための地域活動拠点となる唐戸保健センター、新下関保健センター、山陽保健センター、彦島保健センター、菊川保健センター、豊田保健センター、豊浦保健センター、豊北保健センターの8保健センターにおいて、より身近できめ細かな保健サービスを提

供できるように、各保健センターの管理運営及び施設の維持管理を行う。

また、豊北保健センターの改修工事を行う。

- 6) 地域ケアセンター管理運営業務 〈地域医療課〉 (10,120 千円)  
市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、豊浦地域ケアセンターの管理運営を行う。
- 7) 健康増進業務 〈健康推進課〉 (225,017 千円)

健康で活力のある生活を送るため、生活習慣病予防の観点から、思春期から壮年期における食生活、運動、喫煙等の生活習慣の改善への取り組みを推進する。

心身の健康づくり全般に関する健康教育や健康相談等を通じて、市民に健康的な生活習慣が定着するよう支援する。各種健康診査においては、各種がん検診や肝炎ウイルス検診等を実施することで、疾病の早期発見を図り早期治療につなげる。

がん検診については、検診受診率の向上を目指し、引き続き複数のがん検診を組み合わせた「セットがん検診」を実施するとともに、限定した対象者への無料クーポン券の発送や受診勧奨、がんに関する正しい知識を啓発することで、定期的な検診受診者の増加を図る。なお、健康増進法に基づき実施する肝炎ウイルス検診については、引き続き国の「重症化予防推進事業」にあわせ、自己負担金を免除する。

また、地域保健・職域保健連携推進協議会を通じ、地域と職域（事業所）が抱える健康課題を共有し、その解決を図る。

- 8) 病院改革推進業務 〈地域医療課〉 (2,447 千円)  
公立病院として地域において必要な医療提供体制の確保を図るため、国のガイドラインに基づき公立病院の経営強化を図る。
- 9) 地域医療確保対策業務 〈地域医療課〉 (5,632 千円)

- (ア) 地域医療確保対策  
下関医療圏における持続可能な医療提供体制を実現するため、地域医療構想調整会議第2次中間報告を踏まえ、引き続き地域の医療機関等関係者による協議を行いながら公立・公的等4病院の段階的な再編を進めるとともに、シンポジウムの開催等を通じて地域医療構想に関する市民の理解の促進を図る。

- (イ) 地域医療対策協議会等運営  
1,580 千円  
山口県から委託を受け、下関医療圏の医療提供体制、医療連携及び地域医療構想等に関して協議を行い、医療計画等を推進していくとともに圏域内の医療体制の充実に努める。
- (ウ) へき地医療業務  
1,152 千円  
豊北町の島戸診療所において、医療の提供を行う。

- (2) 衛生試験費 7,596 千円
- 1) 保健所衛生試験検査業務 〈試験検査課〉 (7,596 千円)  
食品衛生（食中毒、食品の規格等）、感染症（腸管出血性大腸菌等）、公衆浴場（レジオネラ属菌等）などの諸法令等に基づく行政検査を行う。また、市民をはじめ、給食関係施設や食品営業施設などからの依頼を受け、食品・井戸水・糞便等の検査を行う。

|   |                   |
|---|-------------------|
| <b>(3) 予防費</b>  | <b>996,437 千円</b> |
| 1) 感染症予防業務 〈保健医療政策課/健康推進課〉  | (19,015 千円)       |
| 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症発生の予防及びまん延防止に努める。   |                   |
| 2) 予防接種業務 〈保健医療政策課/健康推進課〉   | (977,422 千円)      |
| 感染症の予防並びにその流行及び重症化を防止するため、予防接種法で定められた定期接種を行う。新たに※帯状疱疹ワクチンの定期接種を開始する。                              |                   |
| なお、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方への経過措置（キャッチアップ接種）が条件付きで1年延長になったことに伴い、希望する対象者に接種を行う。 |                   |
| また、風しんワクチンの任意接種について、先天性風しん症候群の発生防止を図るため、妊娠を希望する女性等で風しんの抗体価の低い者を対象に、一部費用の助成を行う。                    |                   |
| 予防接種に起因すると見られる健康被害の救済制度に係る申請に対応するとともに、予防接種との因果関係が認められた健康被害者に対し救済給付を行う。                            |                   |
| <b>(4) 結核対策費</b>  | <b>31,872 千円</b>  |
| 1) 健康診断、登録患者検診業務 〈保健医療政策課/健康推進課〉  | (20,536 千円)       |
| 結核の早期発見・早期対応を目的に、年間を通して胸部エックス線検査による市民胸部健康診断を実施する。あわせて、高齢者の罹患率が高いことから、65歳を迎えた市民に個別に通知を行い、受診を働きかける。 |                   |
| また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、施設等に対して定期健康診断に要する費用を一部補助する。                                   |                   |
| さらに、結核治療終了者の管理検診や結核患者家族等の健康診断を実施するとともに、保健師による結核患者等の訪問指導を通じて、治療中断の防止及び再発や感染の予防に努める。                |                   |
| 2) 結核予防措置業務 〈保健医療政策課〉   | (11,336 千円)       |
| 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、下関市感染症診査協議会を開催し、結核患者に対する適正な医療の確保や医療費公費負担の適正化に努める。                |                   |
| <b>(5) 環境衛生費</b>  | <b>84,849 千円</b>  |
| 1) 環境衛生推進業務 〈生活衛生課〉   | (11,417 千円)       |
| (ア) 衛生思想普及業務  | 2,272 千円          |
| 市民の衛生知識の向上を図り保健衛生思想の普及のため、自治会等の地区衛生組織で構成される「下関市快適環境づくり推進協議会」に対し助成を行い、地区衛生組織の育成強化と組織活動支援に努める。      |                   |
| (イ) 生活衛生監視指導業務  | 4,578 千円          |
| 理容、美容、旅館、公衆浴場、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業等に対する監視指導を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図る。                                 |                   |
| 家庭用品安全対策については、乳幼児用繊維製品を中心に試買検査を実施する。  |                   |

|   |             |
|---|-------------|
| (ウ) 公衆浴場対策業務  | 4,567 千円    |
| 公衆浴場の存続確保と市民の公衆衛生の増進並びに福祉の向上に資するため、設備等改善資金に対する利子補給事業、経営合理化事業、確保対策事業及び活性化対策事業について指導と助成を行う。   |             |
| 2) 食品衛生監視指導業務〈生活衛生課〉  | (15,749 千円) |
| (ア) 食品衛生監視指導業務  |             |
| 食品衛生法等に基づき、令和7年度下関市食品衛生監視指導計画に沿って、計画的、効果的な監視指導を実施し、飲食店営業等32の許可業種及び届出業種の許認可業務を行う。  | 8,557 千円    |
| また、食品等事業者に対し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が実施されるよう衛生管理計画書や記録等の作成について助言等を行う。また、栄養表示、栄養管理等に関する相談、指導等を行う。  |             |
| 特に、ノロウイルスなどによる食中毒防止対策として弁当・そうざい製造施設、集団給食施設等に対して集中監視指導及び収去検査等を実施する。また、フグ処理施設、ジビエ関連施設の監視についても実施する。  |             |
| 食中毒の発生に際しては、迅速に疫学調査を実施し原因究明を図るとともに、再発防止対策を講ずる。また、食品業界の自主管理推進のため、食品衛生協会の運営に対し助言指導し、事業費の一部を助成する。  |             |
| (イ) 食の安心・安全推進業務   | 7,192 千円    |
| 市民からの食（食品）に関する相談や苦情について、適切な調査を実施し食の安全確保を図る。また、食品の安全について普及啓発を図るため、低年齢層を対象に手洗いの重要性に特化した資料を用いて、食品についてのリスクコミュニケーションを推進する。                             |             |
| 3) 動物愛護管理等業務〈動物愛護管理センター〉  | (57,683 千円) |
| (ア) 畜犬等対策業務   | 17,796 千円   |
| 「狂犬病予防法」に基づき、犬の登録を行うとともに、狂犬病予防注射を受けた犬の所有者へ注射済票を交付する。また、野犬等の捕獲を行い、犬による人畜その他への害を防止する。   |             |
| (イ) 動物愛護管理業務  | 12,008 千円   |
| 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物に対する愛護意識及び適正飼養の普及啓発を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部助成や「いのちの教室」等を実施するとともに、犬猫の殺処分数ゼロを目指すために、動物愛護活動への支援やミルクボランティア等の取り組みにより譲渡を促進する。 |             |
| (ウ) 動物愛護管理センター業務  | 27,879 千円   |
| 施設の維持管理のほか、捕獲した犬及び不要犬・猫の収容、処分並びに死亡ペットの火葬を行う。  |             |
| (6) 公害対策費   | 484,604 千円  |
| 1) 環境保全一般業務〈環境政策課〉  | (4,919 千円)  |
| 環境保全のための一般的な管理業務を行い、環境行政の効果的な推進を図る。本市の環境・公害・清掃事業の現状、環境保全施策の実施状況等をまとめた下関市環境白書を作成し、広く市  |             |

民に周知を行う。また、本市の環境の保全に関する施策を円滑に推進するため下関市環境審議会を開催する。

- 2) 環境保全対策業務 〈環境政策課〉 (26,830 千円)  
　　環境基本法をはじめ関係諸法令に基づき、規制基準が設定されている各種環境汚染物質の調査及び発生源の監視・指導による環境汚染の防止等のほか、各種届出の受付及び審査、並びに大気、水質、騒音や悪臭等の公害に係る苦情や相談に対して迅速かつ適切な処理等に努める。
- 3) 公害測定機器整備業務 〈環境政策課〉 (9,581 千円)  
　　大気汚染防止法第22条に基づく常時監視のための機器及び通信システムの整備を行う。
- 4) 環境教育推進業務 〈環境政策課〉 (700 千円)  
　　持続可能な社会を構築するため、市民の環境保全についての理解力・行動力の向上を図る観点から環境教室、水辺の教室の開催や、小学生に「しものせきぜろたんチャレンジシート」を配布するなど、自ら進んで環境保全に対する取組を行うことのできる人材を育成する。
- 5) 地球温暖化対策業務 〈環境政策課〉 (67,169 千円)  
　　下関市地球温暖化対策実行計画を着実に実行するため、公共施設のLED照明の導入や公用車電動化、市民に対する省エネ・蓄エネ・創エネ機器導入促進を図るためスマートハウス普及促進事業を実施する。また、市民、事業者に向けて環境意識を高め、環境配慮行動の促進を図るために、啓発活動を継続して行う。
- 6) 保健所公害試験検査業務 〈試験検査課〉 (6,876 千円)  
(ア) 公害試験分析業務  
　　公害関係諸法令及び公害防止協定に基づく環境や工場等の監視及び苦情処理等のための試料採取及び分析・測定を行う。
- 7) 環境広域・国際連携推進業務 〈環境政策課〉 (529 千円)  
　　山口県西部6都市の「環境行政広域連携」や日中韓11都市で構成される「東アジア経済交流推進機構環境部会」での廃棄物対策や環境ビジネス交流等の取組を中心に、広域的環境問題の現況調査や共同事業を実施する。
- 8) \*脱炭素先行地域づくり業務 〈環境政策課〉 (368,000 千円)  
　　環境省の選定を受けた脱炭素先行地域事業計画に基づき、令和7年度から令和11年度にかけ「あるかぼーと・唐戸エリア」を中心とした地域事業者の脱炭素経営に向けた取組みの支援、唐戸市場や海響館の省エネ機器の更新など脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や地域経済循環への貢献等を展開していく。
- (7) 斎場費 229,098 千円  
1) 斎場管理業務 〈生活安全課〉 (229,098 千円)  
　　施設の適正な維持管理を行い、年間約4,000件の火葬に対応する。
- (8) 墓地費 66,479 千円  
1) 墓園維持管理業務 〈生活安全課〉 (60,539 千円)  
(ア) 中央霊園管理業務 44,390 千円

|                       |                        |            |
|-----------------------|------------------------|------------|
|                       | 管理人を配置して靈園の適正な維持管理を行う。 |            |
| (イ) 市営墓地管理業務          |                        | 16,149 千円  |
|                       | 市営墓地 12カ所の適正な維持管理を行う。  |            |
| 2) 中央靈園管理基金積立金〈生活安全課〉 |                        | (5,940 千円) |

納められる中央靈園永代管理料を靈園の維持管理に充てるため基金として積み立てる。

## 第2項 病院費 929,480千円

|                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 病院費                  | 929,480千円  |
| 1) 市民病院運営業務〈地域医療課〉       | (617,038千円)  |
|                          | 平成24年4月に設立した地方独立行政法人下関市立市民病院の設立団体として、運営業務に係る経費を計上した。 |
| (ア) 運営費負担金               | 606,065千円  |
| (イ) 運営費交付金               | 10,848千円   |
| (ウ) 評価委員会経費等             | 125千円  |
| 2) 病院事業会計負担金〈地域医療課〉      | (276,248千円)  |
|                          | 病院事業会計に対する負担金として、次に掲げる経費を計上した。                       |
| (ア) 救急医療の確保に要する経費        | 57,014千円   |
| (イ) 企業債償還利息に要する経費        | 1,741千円  |
| (ウ) 企業債償還元金に要する経費        | 42,641千円   |
| (エ) リハビリテーション医療に要する経費    | 21,687千円   |
| (オ) 公立病院附属診療所の運営に要する経費   | 14,200千円   |
| (カ) 不採算地区病院の運営に要する経費     | 124,640千円  |
| (キ) へき地医療の確保に要する経費       | 14,325千円   |
| 3) 病院事業会計補助金〈地域医療課〉      | (36,194千円)   |
|                          | 病院事業会計に対する補助金として、次に掲げる経費を計上した。                       |
| (ア) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費  | 4,437千円  |
| (イ) 共済追加費用の負担に要する経費      | 1,033千円  |
| (ウ) 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 | 13,966千円   |
| (エ) 児童手当に要する経費           | 3,356千円  |
| (オ) 医師確保対策に要する経費         | 12,902千円   |
| (カ) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費 | 500千円  |

|  |                    |
|--|--------------------|
| <b>第3項 清掃費</b>   | <b>5,685,902千円</b> |
| <b>(1) 清掃総務費</b>   | <b>1,070,143千円</b> |
| 1) 一般管理業務 〈廃棄物対策課/クリーン推進課〉   | (1,047,728千円)      |
| 清掃事業を遂行するための人事費及び一般管理事務費を計上した。   |                    |
| 2) 廃棄物減量等推進業務 〈クリーン推進課〉  | (20,107千円)         |
| 親子リサイクル教室の開催や各種啓発リーフレットの配付により、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るとともに、再資源化推進事業奨励金や生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付等を行い、家庭から排出されるごみの減量化及び再資源化を推進する。  |                    |
| 3) 環境美化推進業務 〈環境政策課/クリーン推進課〉  | (2,308千円)          |
| 市民・事業者の環境美化に対する意識の向上を図るため、自発的な清掃活動に対する支援等を行う「しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦」を実施する。   |                    |
| また、下関市環境美化条例に基づき、市民、事業者に対して、ポイ捨て、飼い犬の排泄物放置の防止に加え、指定地区内における路上喫煙を禁止し、環境美化の意識啓発や市民の生活環境の向上と安全で快適な都市空間の確保に努める。   |                    |
| <b>(2) じん芥処理費</b>  | <b>4,062,674千円</b> |
| 1) じん芥収集業務 〈クリーン推進課〉   | (1,106,648千円)      |
| 各家庭から排出されるごみ（ごみステーション収集ごみ・戸別収集ごみ）の適正かつ安全で効率的な収集運搬を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努める。  |                    |
| また、ごみの排出指導やごみステーションの管理を地域住民と協力して行うため、クリーンアップ推進員を委嘱するとともに、有料指定ごみ袋や粗大ごみ等処理券によるごみの減量化及び分別収集等ごみ収集体制の維持に努める。  |                    |
| 2) じん芥処理業務 〈環境施設課〉   | (2,013,393千円)      |
| 市民生活及び事業活動に伴って排出される廃棄物の適正処理を行う。  |                    |
| (ア) リサイクルプラザ管理運営業務   | 316,913千円          |
| リサイクルプラザ処理棟、啓発棟、管理棟及び車両整備棟の維持管理運営を行い、家庭から排出された資源ごみや粗大ごみ等からの資源物回収を行い再資源化に努め、一般廃棄物の減量や資源循環を促進する。また、啓発棟において、リサイクルの情報及び体験の場を市民に提供すること等により市民の廃棄物リサイクルや環境保全に関する意識の啓発を図る。 |                    |
| (イ) 奥山工場管理運営業務   | 1,453,813千円        |
| 焼却炉2炉の定期整備等維持管理を行い、廃棄物の焼却処理を安定的に行う。  |                    |
| (ウ) 吉母管理場管理運営業務  | 139,625千円          |
| 不燃ごみの埋立て施設の維持管理運営を行う。搬入された廃棄物から資源物の回収や可燃物の分別を行うことでリサイクルの推進及び埋立量の減量を行う。   |                    |
| (エ) クリーンセンター響管理運営業務  | 103,042千円          |
| 廃棄物の中継施設及び不燃ごみの埋立て施設の維持管理運営を行う。搬入された廃棄物から資源物の回収や可燃物の分別を行うことでリサイクルの推進及び埋立量の減量を行う。   |                    |

- 3) 産業廃棄物対策業務 〈廃棄物対策課〉 (10,233 千円)  
 廃棄物の適正処理を推進するため処理業等の許認可並びに排出事業者、処理業者等に対する指導及び監視を行うとともに、不法投棄防止等の対策を行う。
- 4) \*基幹的設備改良事業（奥山工場 180 t 爐）〈環境施設課〉 (932,400 千円)  
 一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画に基づき、奥山工場 180 t 爐の基幹的設備改良工事を行い、同施設の延命化を図る。

- (3) し尿処理費 553,085 千円
- 1) し尿収集業務 〈クリーン推進課〉 (168,284 千円)  
 し尿の適正な収集運搬を行い、市民の快適な生活環境の確保に努める。
- 2) 終末処理業務 〈環境施設課〉 (324,507 千円)  
 市民生活に伴って排出されたし尿や浄化槽汚泥の処理を行う。
- 3) 公衆便所維持管理業務 〈環境施設課〉 (38,034 千円)  
 公衆便所の清掃等、施設の維持管理を行う。
- 4) 浄化槽指導業務 〈廃棄物対策課〉 (22,260 千円)  
 浄化槽の管理者及び浄化槽保守点検業者等に対し適正な処理を図るよう指導を行う。また、浄化槽の設置費用の一部を補助することによって生活排水等による水質汚濁の防止を図るとともに、新合理化事業計画推進に向けた取り組みを行う。

- 第4項 上水道費 106,055 千円**
- (1) 上水道費 104,370 千円
- 1) 水道事業会計補助金 〈財政課〉 (16,439 千円)
- 2) 水道事業会計出資金 〈財政課〉 (87,931 千円)
- (2) 飲用水供給施設費 1,685 千円
- 1) 飲用水供給施設管理運営業務 〈企画課〉 (1,685 千円)  
 吉母御崎地区の飲用水供給施設の管理運営業務を行う。

## 第5款 労 働 費

322,494千円

| 第1項 労働諸費                          | 322,494千円  |
|-----------------------------------|--|
| (1) 労働福祉費                         | 13,843千円   |
| 1) 労働福祉一般管理業務 〈産業立地・就業支援課〉        | (321千円)<br>労働福祉関係行政機関との連絡調整を密にし、勤労者の福祉の増進を図る。<br>また、国及び県等の制度の周知を図り、広く市民や企業へ情報提供や啓発に努める。  |
| 2) 労働教育業務 〈産業立地・就業支援課〉            | (30千円)<br>技能競技大会への入賞者等を表彰することにより、勤労意欲の向上と活力ある生活の確保を図る。   |
| 3) 勤労者金融対策業務 〈産業立地・就業支援課〉         | (2,410千円)<br>離職を余儀なくされた方の生活の安定を図るために離職者緊急対策資金融資や勤労者の生活向上を図るために中小企業勤労者小口資金融資の原資の預託を行うことにより、勤労者等への低利の資金供給を図る。  |
| 4) 労働団体育成業務 〈産業立地・就業支援課〉          | (923千円)<br>労働団体が実施する研修会及び学習会等の事業並びにメーデーに対して助成を行うことにより、労働団体の育成を図る。  |
| 5) 高年齢者就業機会確保業務 〈産業立地・就業支援課〉      | (10,159千円)<br>下関市シルバー人材センターが実施する高年齢者就業機会確保事業に対して助成を行うとともに、自立した活動を支援する。   |
| (2) 労働福祉施設費                       | 258,251千円  |
| 1) 勤労青少年ホーム管理運営業務 〈産業立地・就業支援課〉    | (21,531千円)<br>勤労青少年の教養及び余暇活動のための文化講座等を実施するとともに、ホームの円滑な管理運営を行い、勤労青少年の福祉の増進を図る。<br>・ 下関市勤労青少年ホーム   |
| 2) 勤労福祉社会館管理運営業務 〈産業立地・就業支援課〉     | (70,417千円)<br>勤労者の教養、文化の向上及び健康の増進を図るために文化講座等を実施するとともに、会館の円滑な管理運営を行い、勤労者の福祉の増進を図る。<br>・ 下関市勤労福祉会館   |
| 3) 勤労者総合福祉センター管理運営業務 〈産業立地・就業支援課〉 | (31,803千円)<br>勤労者の教養、文化の向上及び勤労意欲の高揚、健康の増進を図るために文化講座等を実施するとともに、センターの円滑な管理運営を行い、勤労者の福祉の増進を図る。<br>・ 下関市勤労者総合福祉センター（アクティブセンター） 26,594千円<br>・ 下関市豊田農村勤労福祉センター 5,209千円 |

|   |                  |
|---|------------------|
| 4) 労働福祉施設整備事業 〈産業立地・就業支援課〉  | (134,500 千円)     |
| 勤労福祉会館本館屋根防水工事等を行い、避難所としての機能も有する会館の利用者の安全確保及び施設機能の維持を図る。また、経年劣化している外壁調査を行う。   |                  |
| また、経年劣化による不具合が生じているアクティブセンターの空調設備改修工事を行う。   |                  |
| ・下関市勤労福祉会館本館改修事業  | 23,500 千円        |
| ・アクティブセンター空調設備改修事業  | 111,000 千円       |
| <b>(3) 雇用対策費</b>  | <b>50,400 千円</b> |
| 1) 就業支援・雇用対策事業 〈産業立地・就業支援課〉   | (50,400 千円)      |
| (ア) 若者の市内就職支援事業   | 42,200 千円        |
| 地域の仕事の魅力を体験するイベントとして、j o b フェアを開催するとともに、「しものせき j o b n e t アプリ」によって市内企業の情報を発信する。また、「奨学金返還支援事業」を実施するほか、学生と市内企業との接点創出に向け、市内の大学と連携した企業説明会の開催等に取り組み、若者の市内就職の促進、市内産業を担う労働力人口確保の支援に努める。 |                  |
| (イ) 就職マッチング支援事業   | 8,200 千円         |
| 女性の再就職や高年齢者、障害者等の就職支援に向けた取組として面接会等を行う「就業機会創出事業」を実施する。   |                  |

## 第6款 農林水産業費

4,156,537千円

### 第1項 農業費 1,944,486千円

#### (1) 農業委員会費 101,781千円

1) 一般管理業務 〈農業委員会事務局〉 (92,432千円)

農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬及び職員の人事費並びに一般管理業務費を計上した。

2) 農業振興推進業務 〈農業委員会事務局〉 (9,349千円)

(ア) 農地農政対策業務 3,852千円  
農地法に基づく許認可及び指導業務、定例会を中心とした農業委員会活動の管理及び運営業務並びに国有農地の管理業務を行う。

(イ) 農業者年金業務 140千円  
農業者年金基金法に基づき、年金受給に伴う指導業務及び農業者年金への加入促進業務を行う。

(ウ) 農地利用集積特別対策業務 5,357千円  
農地台帳の管理及び運営並びに農用地の利用権設定など、担い手への農用地の利用集積推進業務を行う。

#### (2) 農業総務費 433,187千円

1) 一般管理業務 〈農業振興課/農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (433,187千円)  
人事費及び農業施策の推進に要する総務的経費を計上した。

#### (3) 農業振興費 500,467千円

1) 農業振興一般業務 〈農業振興課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (3,194千円)  
農業に関する情報の収集や関係機関で構成する協議会等による生産指導などにより、農業・農村の活性化を促進する。

また、農業団体等が実施する農業振興活動に要する経費の一部を助成する。

2) 農業制度金融対策業務 〈農業振興課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (6,354千円)  
新規就農者への支援や農業経営の近代化・安定化に資するため、各種農業制度資金に係る利子補給を行う。

3) 農業経営基盤強化促進対策業務 〈農業振興課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (80,206千円)  
(ア) 担い手育成支援事業 53,486千円

新規就農者、認定農業者等の地域農業の担い手を育成するため、経営継承の取組を支援するとともに、就農相談・農業体験の受入体制の強化を図り、新規就農者への就農初期の経営支援や市外中高年移住就農者確保及び親元就農者の経営改善に向けた取組を行う。また、次世代を担う新規就農者に対し、就農後に必要な機械・施設の導入等の取組を支援するとともに、新たな農業経営者等を育成するため、移住就農者の住宅改修及び家賃支援等を行う。

農業従事者の負担軽減や経営面積の拡大を図るため、農業用ドローンの利活用など効率的な生産活動に資するスマート農機の導入を支援する。農業者団体の6次産業化に向けた取組に対する助成を行う。

- (イ) 農地集積支援事業 26,720千円  
　　担い手への農地集積を推進するため、「農地中間管理機構」を介した農地集積に取り組む地域及び個人を支援する。また、新たに一定規模以上の遊休農地等を借り受ける農業者等に対し、\*農作業の省力化対策を含め、農業生産等に必要な環境整備を支援する。
- 4) 米政策推進事業 〈農業振興課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (16,246千円)  
(ア) 経営所得安定対策等推進業務  
　　農業者に対し需要動向等に関する情報提供を行うとともに、推進作物の現地確認等、経営所得安定対策の推進に係る諸業務を行う。
- 5) 果樹・園芸振興対策事業 〈農業振興課〉 (5,515千円)  
　　果樹・園芸振興を図るため、協議会及び品評会等の推進活動に要する経費の一部を助成する。また、関係機関と連携を図り、学校給食食材提供に向けた取組を進めるとともに、安定供給に必要な流通体制の確立及び機械整備に係る支援を行う。
- 6) 農山村等振興対策事業 〈農業振興課/農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (359,345千円)  
(ア) 中山間地域等直接支払推進事業 352,342千円  
　　中山間地域等において、荒廃農地の発生を防止し農地の多面的機能を維持するため、集落協定のもとで実施する共同作業や農業生産活動等に対する助成を行う。
- (イ) 環境保全型農業直接支払事業 7,003千円  
　　農業分野における地球温暖化防止や生物多様性保全を図るため、農業者の組織する団体等が取り組む環境保全効果の高い営農活動に対する助成を行う。
- 7) 循環型農業推進業務 〈農業振興課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (252千円)  
(ア) 農業用廃プラスチック適正処理推進事業  
　　農業の生産活動で発生する、使用済み廃プラスチックの適正処理を推進するため、各農家から排出される農業用廃プラスチックの再生処理に要する経費の一部を助成する。
- 8) 農業施設等管理業務 〈農業振興課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (29,355千円)  
　　各種農業関連施設の管理運営を行う。  
　　・ 菊川農村婦人の家  
　　・ 田耕農林漁家婦人活動促進センター  
　　・ 豊浦自然活用総合管理センター  
　　・ 豊田農業公園  
　　・ 菊川堆肥化処理施設  
　　・ 角島地域資源活用総合交流促進施設  
　　・ 殿居地区農村集落多目的共同利用施設  
　　・ 豊田田園空間博物館
- (4) 畜産業費 11,871千円  
1) 畜産振興一般業務 〈農業振興課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (11,871千円)  
(ア) 畜産振興一般業務 3,251千円  
　　畜産振興を図るため、県、農業者団体、各種協議会等と連携を図りながら、現地指導や下関産和牛の生産拡大、酪農経営安定のために必要な支援を行う。

|   |                   |
|---|-------------------|
| (イ) 共進会開催業務   | 2,335 千円          |
| 畜産の生産技術に対する意識の向上等を図るため、共進会の開催を支援する。   |                   |
| (ウ) 家畜防疫対策業務  | 6,285 千円          |
| 法定伝染病等の家畜疾病の発生を防止するため、県、各種団体と連携を図りながら、畜産農家の巡回指導を行う。また、地域の家畜診療体制を維持し、畜産農家の経営安定を図るため、家畜診療所の運営を支援する。 |                   |
| <b>(5) 農 地 費</b>  | <b>897,180 千円</b> |
| 1) 農業用施設管理業務〈農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉(47,930 千円)   |                   |
| (ア) 市有財産管理業務  | 1,660 千円          |
| 市有財産の適正な維持管理を図るため、農業用施設賠償責任保険に加入するとともに、王喜農村センター、六連島農村公園便所・給水施設等の維持管理を行う。                          |                   |
| (イ) 農道管理業務  | 18,528 千円         |
| 豊関広域農道等の適正な維持管理を行うとともに、*豊関広域農道 1-1 号線（グリーンロード）において、落石や表層滑落の危険のある法面の防災応急対策を行う。                     |                   |
| (ウ) 海岸樋門管理業務  | 27,156 千円         |
| 瀬戸内海沿岸における水門、樋門（13カ所）及び排水機場（5カ所）並びに幹線用排水路の維持管理、及び*施設整備工事を行う。                                      |                   |
| (エ) 国営農地管理業務  | 586 千円            |
| 国営農地開発等に係る未入植地（市有地）の適正な維持管理を行う。   |                   |
| 2) 土地改良事業団体活動推進業務〈農林水産整備課〉(3,829 千円)  |                   |
| 土地改良事業団体（土地改良区）の円滑な業務推進を図るとともに、山口県土地改良事業団体連合会に対し、土地改良法の規定による賦課金を支出し、農業基盤整備事業の促進を図る。               |                   |
| 3) 農業用ダム管理業務〈農林水産整備課/菊川・豊浦の各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉(17,146 千円)   |                   |
| (ア) 内日ダム管理業務  | 1,274 千円          |
| 県営農業水利施設高度利用事業により整備された内日ダム周辺施設について、市民の憩いの場として快適に利用できるよう適正な維持管理を行う。                                |                   |
| (イ) 舟郡ダム管理業務  | 7,382 千円          |
| 平成14年に県から譲渡を受けた舟郡ダム関連施設及び周辺施設の維持管理を行う。  |                   |
| (ウ) 歌野川ダム管理業務   | 8,490 千円          |
| 県営防災ダム事業及び県営かんがい排水事業により整備された歌野川ダムについて、かんがい用水の確保と洪水調節のための管理及び日常的な維持管理を行う。                          |                   |
| 4) 市営土地改良事業〈農林水産整備課〉(500 千円)  |                   |
| 干ばつ対策として、用水確保を目的とした施設の設置、改修等を行う事業団体へ事業費の一部を助成し、受益農家の負担軽減と農業経営の安定を図る。                              |                   |
| 5) 農業生産基盤整備事業〈農林水産整備課/豊田総合支所建設農林課〉(8,500 千円)  |                   |
| 国補助事業の採択基準に満たない土地改良事業のうち、地元要望の中で事業効果及び緊急度の高いため池（2カ所）について、単県農山漁村整備事業による改修を実施し、受益農家の負               |                   |

担軽減と農業経営の安定を図る。また、近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、公共性が高いため池防災工事の地元負担金を市が負担することにより、防災重点農業用ため池の集中的な整備を行う。

6) 県営土地改良事業（農林水産整備課/菊川・豊田・豊北の各総合支所建設農林課・建設農林水産課）（169,558千円）

(ア) ため池等整備事業 15,208千円

老朽ため池の整備事業（8地区8カ所）に係る県営事業費の一部を負担し、農業用水の安定的な確保及び災害の未然防止を図る。また、近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、公共性が高いため池防災工事の地元負担金を市が負担することにより、防災重点農業用ため池の集中的な整備を行う。

(イ) 中山間地域総合整備事業 5,000千円

豊田・豊北地区において、県営事業により農業生産基盤施設（ほ場整備・暗きよ排水・防止柵）を一体的に整備し、農業経営の安定化を図る。

(ウ) 農業競争力強化基盤整備事業 149,350千円

県営事業により実施される農業生産基盤施設（パイプライン・ほ場整備・暗きよ排水・防止柵等）の整備事業費（14地区）の一部を負担し、農業生産に支障をきたしているほ場の機能改善及び農作業の効率化や経営の安定化を図る。

7) 団体営ため池等整備事業（農林水産整備課/豊田・豊北の各総合支所建設農林課・建設農林水産課）（66,200千円）

ため池廃止に伴う用水施設の撤去、堤体の切開整備（3地区）を実施し、地域防災上のリスク除去を図る。また、老朽化した農業水路等の改修整備（六連島地区）を行い、農業経営の安定を図る。

8) 多面的機能支援事業（農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課）（373,598千円）

農業の多面的機能の維持・発揮のために、地域の活動組織（25組織）が取り組む「農地維持活動」及び「資源向上活動」に対し、事業費の助成を行う。

9) 農業集落排水事業特別会計繰出金（農林水産整備課）（209,919千円）

**第2項 林業費 442,516千円**

(1) 林業総務費 96,078千円

1) 一般管理業務（農業振興課/農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課）（96,078千円）

人件費及び林業施策の推進に要する総務的経費を計上した。また、個別施設計画に基づき、下関市林業総合センターの改修整備を行う。

(2) 林業振興費 121,827千円

1) 有害鳥獣捕獲業務（農業振興課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課）（68,531千円）

(ア) 有害鳥獣捕獲業務 59,398千円

農林作物に甚大な被害を与える有害鳥獣の捕獲と被害防止の徹底を図るため、下関市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲及び近年、生息域が拡大している指定管理鳥獣のシカの捕獲活動の強化を図る。また、鳥獣被害防止柵の設置についてもより一層推進し、農林作物

への被害軽減を図る。

- (イ) ジビエ有効活用推進事業 9,133 千円  
「みのりの丘ジビエセンター」の適正な施設管理・運営を図るとともに、ジビエ（捕獲した野生獣の肉）の有効活用等を推進する。
- 2) 民有林振興業務 〈農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (53,296 千円)  
森林の有する多面的機能を発揮させるため、民有林の造林事業費の一部を助成し、森林環境の保全に向けた整備を推進する。また、森林資源の保全を図るために、森林経営管理制度の導入に向けて私有林所有者に対する意向調査を実施し、調査結果に基づき、森林経営管理権集積計画を作成するとともに、適正な経営や管理ができていない私有林（人工林）の整備を実施する。  
民有林の造林推進と地域林業の振興を図るために、各種林業団体の活動経費の一部を助成する。  
新規林業就業者を確保するため、新規就業者確保に要する経費、林業経営体等への労働安全衛生に資する装備や資格取得等に係る経費の一部を助成する。  
経営管理できる見込みのある私有林について、林業経営体が経営管理する木材生産団地において造林事業を補助することで、二酸化炭素の吸収を促し、脱炭素社会の実現を図る。
- (3) 造 林 費 224,611 千円
- 1) 市有林、林道管理業務 〈農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (16,392 千円)  
(ア) 市有林管理業務 5,816 千円  
市有林の適正な維持管理を行うため、巡視等による森林の保全を図る。
- (イ) 林道・作業道管理業務 10,576 千円  
林道 165 路線（延長 185,783 メートル）、作業道 20 路線（延長 12,713 メートル）の適正な維持管理を行うとともに、保全工事等を実施して通行の安全を図る。
- 2) 市有林造林事業 〈農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (83,844 千円)  
市有林の計画的な造林を行うため、保育等の事業を実施して森林資源の保全を図る。
- 3) 小規模治山事業 〈豊田・豊北の各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 (14,048 千円)  
降雨等で発生した山林の自然災害を民生安定及び公共の利益保護のため、土留工等を実施して山腹の安定を図る。
- 4) 美しい緑の森づくり推進業務 〈農林水産整備課/豊田総合支所建設農林課〉 (94,633 千円)  
森林愛護思想の啓発と森林資源の造成を図るために、美しい緑の森づくりを計画的に推進するとともに、市民の憩いの場としての公益的機能の充実を図る。
- (ア) 市行造林事業 6,116 千円  
保育等の事業を実施して森林資源の保全を図る。
- (イ) 自然の森管理業務 82,127 千円  
深坂自然の森及び森の家下関の管理運営を行うとともに、\*個別施設計画に基づき、深坂自然の森及び森の家下関の改修整備を行う。
- (ウ) 森林づくり推進事業 6,390 千円  
やまぐち森林づくり県民税関連事業（地域が育む豊かな森林づくり推進事業）を活用し、豊田地区等の森林整備を行う。

|                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| 5) 林業生産基盤整備事業 〈農林水産整備課/豊田総合支所建設農林課〉 | (15,694 千円) |
| (ア) 小規模林道事業                         | 4,994 千円    |
| 森林の適正な維持管理を図るうえで必要な林道の改良を行う。        |             |
| (イ) <b>*林道橋梁補修事業</b>                | 10,700 千円   |
| 林道橋の長寿命化を図るため、橋梁補修を行う。              |             |

|  |                     |
|--|---------------------|
| <b>第3項 水産業費</b>  | <b>1,769,535 千円</b> |
| <b>(1) 水産業総務費</b>  | <b>166,235 千円</b>   |
| 1) 一般管理業務 〈水産振興課/農林水産整備課/市場流通課/豊浦・豊北の各総合支所建設農林水産課〉   | (125,092 千円)        |
| 人件費及び水産業施策の推進に要する総務的経費、団体及び協議会への負担金を計上した。  |                     |
| 2) 栽培漁業センター運営業務 〈水産振興課〉  | (23,716 千円)         |
| 本市の栽培漁業の拠点として、水産資源の維持・増大と持続的な利用を図るため、重要な水産物であるアワビ、クルマエビ、ガザミ、アカウニ、キジハタの中間育成並びにアカウニの種苗生産を行う。また、種苗放流指導や放流効果調査、資源管理に関する助言、漁場調査等を行い、栽培漁業を推進する。                        |                     |
| 3) 下水道事業会計補助金 〈農林水産整備課〉  | (17,427 千円)         |
| 漁業集落排水事業に係る補助金、出資金を計上した。   |                     |
| <b>(2) 水産業振興費</b>  | <b>734,772 千円</b>   |
| 1) 沿岸漁業対策業務 〈水産振興課/豊浦・豊北の各総合支所建設農林水産課〉   | (38,461 千円)         |
| (ア) 沿岸漁業振興対策事業   | 1,432 千円            |
| 漁業者等の金利負担を軽減し、漁船・漁具装備の高度化及び経営の近代化を促進するため、融資を行う金融機関に対して利子補給を行う。また、海上保安協会の海難防止、海洋環境保全、海上防犯及び海上保安思想普及宣伝活動に要する経費の一部を負担するとともに、豊浦・豊北地区で構成される漁業関係団体の漁場管理、研修事業等の一部を助成する。 |                     |
| (イ) 沿岸漁場保全対策事業   | 690 千円              |
| 漁場環境の保全及び啓発を図るため、漁業者が海域で回収した漂流・海底ゴミの収集運搬処理を行うとともに、漁業協同組合等が実施する海岸清掃活動に対し、必要な消耗品を提供する。   |                     |
| (ウ) 漁業生産基盤整備事業   | 4,280 千円            |
| 漁業者の就労環境の改善を図るため、船揚施設の改修に対し、事業費の一部を助成する（小串漁港）。また、漁業者等で構成された活動組織が実施する藻場や干潟の保全活動に対し支援する（7地区）。  |                     |
| (エ) 種苗放流事業   | 4,211 千円            |
| 水産資源を維持増大させ、漁業生産の安定化を図るため、漁業協同組合及び漁業関係団体が行う種苗放流事業に対し、事業費の一部を助成する。  |                     |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| (オ) 栽培漁業推進事業          | 1,371 千円   |
|                       | 漁業者からの放流要望が強く、資源の減少が著しい漁獲対象種について、山口県栽培漁業公社が実施する放流・中間育成事業に対し、関係受益団体として事業費の一部を負担する。また、管内の栽培漁業振興を図るために設立した下関地域栽培漁業推進協議会及び長門地域栽培漁業推進協議会の運営費の一部を負担する。   |
| (カ) 沿岸漁場開発調査事業        | 214 千円   |
|                       | 水産資源の維持増大を図るため、沿岸海洋情報の収集・調査等を実施する。   |
| (キ) ニューフィッシャー確保育成推進事業 | 12,263 千円  |
|                       | 漁業後継者の確保・育成を図るため、新規漁業就業希望者に対し、研修から就業・定着に至るまで一貫して支援する。<br>また、※水産資源の持続的な利用を実現するため、漁業研修生等に対し、水産生物の種苗放流を主とした資源管理講習を行うとともに、次世代の漁業後継者の確保に向けた土台作りとして、本市の漁業を紹介・PRする動画を作成し、小学校での授業等において活用する。  |
| (ク) 水産基盤整備事業          | 14,000 千円  |
|                       | 漁業者の経営安定を図るため、山口県外海地区において、キジハタ等の資源増大を目的として県が実施する漁場増殖場造成事業費の一部を負担する。  |
| 2) 遠洋漁業対策業務〈水産振興課〉    | (128,000 千円)   |
|                       | 中小遠洋漁業者の経営に必要な運転資金の融通を円滑にし、経営基盤の強化を図るため、融資を行う金融機関に対し、貸付資金の原資を預託する。また、国際漁場における安全操業の確保や下関漁港の水揚げ増進を図るため、水産業活性化対策、水産物輸入対策、流通関連対策等に要する事業費の一部を助成する。<br>また、本市水産業の中核をなす沖合底びき網漁業の持続的発展を図るため、山口県以東機船底曳網漁業協同組合が実施する各種実証に対し、県と連携してその実施に係る経費の一部を助成する。 |
| 3) 水産加工業対策業務〈水産振興課〉   | (16,068 千円)  |
|                       | 水産加工品の消費者への普及啓発及び品質・技術の向上を目的として開催される、山口県水産加工展の経費に係る一部を助成する。また、水産加工業者等から発生する魚さいの運搬処理に要する事業費の一部を助成するなど、市内における魚さい処理の安定化を促進する。   |
| 4) 下関漁港振興対策業務〈水産振興課〉  | (537,557 千円)   |
| (ア) 下関漁港整備事業          | 62,397 千円  |
|                       | 特定第三種漁港としての機能強化を目的とした、水産都市下関の中核施設である下関漁港の整備を県とともに推進する。   |
| (イ) 集荷対策事業            | 475,160 千円   |
|                       | 特定第三種漁港を中心として、新しい視点から活力に満ちた水産都市づくりを進めていくため、特定第三種漁港を擁する市が連携して活動するための協議会に参加する。また、下関漁港に水揚げする生産者の経営安定、市場買受人の購買力強化及び卸売業者の集荷力強化による下関漁港の集荷増大を図るため、融資を行う金融機関に対し、貸付資金の原資の一部を預託する。   |

|     |   |                   |
|-----|---|-------------------|
| 5)  | 水産業総合振興対策業務 〈水産振興課/豊浦・豊北の各総合支所建設農林水産課〉  | (10,893 千円)       |
| (ア) | 魚食普及対策事業  | 541 千円            |
|     | 市内で水揚げされる魚介類の消費拡大と魚食の普及啓発を図る。また、魚介類の消費拡大や魚食普及を通じて水産業界の活性化を図る目的で実施される「下関さかな祭」の開催に要する経費の一部を助成する。  |                   |
| (イ) | 海事思想普及事業  | 162 千円            |
|     | 海事思想の普及並びに水産業及び海運業の振興・発展を図る目的で開催する「海の日記念行事」の事業費の一部を負担する。  |                   |
| (ウ) | 水産物ブランド化推進事業  | 1,048 千円          |
|     | ふくのブランド強化講習会を開催するとともに、あんこう等の沖合底びき網漁業で漁獲される水産物の付加価値向上、消費拡大を図るため、ブランド化協議会が行う広報活動に要する経費の一部を負担する。   |                   |
| (エ) | くじら文化発信事業   | 9,142 千円          |
|     | くじら給食（10万食）や下関くじら食文化を守る会との連携、長門市との交流事業、捕鯨を守る全国自治体連絡協議会への参画等を実施するとともに、下関市鯨肉消費拡大推進協議会との官民一体となった取組を展開することにより、鯨食の普及、鯨肉の消費拡大を図る。また、本市が捕鯨母船「関鯨丸」の母港となったことを受け、乗組員等の本市への移住に要する経費の一部を助成する。 |                   |
| 6)  | 離島漁業対策業務 〈水産振興課〉  | (3,793 千円)        |
|     | 下関市離島漁業集落活動促進計画に基づき、対象漁業集落が行う漁場の生産力向上など離島漁業の再生を図る取組に係る経費の一部を助成する。   |                   |
| (3) | <b>漁港管理費</b>  | <b>477,028 千円</b> |
| 1)  | 漁港管理業務 〈水産振興課/農林水産整備課/港湾局経営課/豊浦・豊北の各総合支所建設農林水産課〉  | (477,028 千円)      |
| (ア) | 漁港管理業務  | 58,828 千円         |
|     | 漁港維持工事、漁港公園の維持管理、漁港海岸漂着物処理等、漁港及び漁港区域内の適正な維持管理を行う。   |                   |
|     | また、令和7年に合併後の新市制20周年を迎えるに当たり、本市で全国漁港漁場大会を開催する。   |                   |
| (イ) | 豊北地区水産物供給基盤機能保全事業   | 40,500 千円         |
|     | 漁港施設の老朽化に伴い、更新を必要とする施設が増加していることから、施設の長寿命化や更新コストの平準化・縮減を図るとともに、基本施設（外郭施設及び係留施設）及び機能施設（輸送施設）に係る機能保全計画に基づく整備を行う。   |                   |
| (ウ) | 川棚漁港施設機能強化事業  | 273,000 千円        |
|     | 川棚漁港施設において、高潮や波浪に対する機能を確保するため、防波堤や物揚場等の整備を行う。   |                   |
| (エ) | *機能増進事業   | 104,700 千円        |
|     | 漁港の安全対策向上のため、二見漁港において航路・泊地の浚渫工事を行う。   |                   |

**(4) 漁港建設費 213,000 千円**

1) 下関漁港特定漁港漁場整備事業 〈市場流通課〉 (213,000 千円)

(ア) 下関漁港南風泊地区高度衛生管理整備事業

下関漁港南風泊地区の高度衛生管理型荷さばき所の整備を行う。

**(5) 海岸保全費 178,500 千円**

1) 海岸保全施設整備事業 〈豊浦総合支所建設農林水産課〉 (178,500 千円)

宇賀漁港海岸において、冬季波浪及び台風時等の高潮による越波・飛沫の被害から地域住民等を守り、安全で快適な生活環境の整備、国土保全を図るための海岸保全施設の整備を行う。

## 第7款 商 工 費

6,770,824 千円

| 第1項 商 工 費  | 2,998,433 千円 |
|--|--------------|
| (1) 商工総務費  | 220,657 千円   |
| 1) 一般管理業務 〈産業振興課〉  | (220,657 千円) |
| 人件費及び一般管理に関する諸経費を計上した。   |              |
| (2) 商工業振興費   | 2,760,151 千円 |
| 1) 産業振興企画調整業務 〈産業振興課〉  | (513 千円)     |
| 産業振興に係る総合的な企画調整業務を行う。  |              |
| 2) 中小企業等振興対策業務 〈産業振興課/産業立地・就業支援課〉  | (17,396 千円)  |
| 中小企業者の経営の安定と発展に資するため、商工団体等関係機関と連携し、企業経営の実態に即した指導、研修、助成等を行う。  |              |
| 3) 計量器検査業務 〈産業振興課〉   | (8,684 千円)   |
| 計量法の規定に基づき、定期検査及び立入検査を実施するとともに、計量思想の普及啓発を行う。   |              |
| 4) 中小企業近代化高度化促進業務 〈産業振興課〉  | (172,467 千円) |
| (ア) 商店街等競争力強化事業 (通常分)  | 4,500 千円     |
| 商業団体等が実施する小売商業の活性化を図るための事業及び商店街等の近代化もしくは環境整備を図るための事業を支援することで、市内の小売商業等の活性化及び商店街等の魅力の向上を図る。                              |              |
| (イ) 商店街等競争力強化事業 (下関駅前応援事業)   | 70,000 千円    |
| 下関駅前応援宣言を踏まえ、下関駅周辺の大規模小売店舗や商店街が実施する小売商業活性化や施設整備等の事業を支援することにより、「下関の顔」である下関駅前の振興を図る。                                     |              |
| (ウ) 空き物件活用ビジネス支援事業   | 24,500 千円    |
| 空き店舗や空き家を賃借、所有又は管理し、自ら事業を行おうとする者等に対し、店舗改装費等の一部を補助することにより、空き物件の解消、円滑な事業展開を支援する。また、商店街に出店する場合等は補助額を増額することで、商店街での開業促進を図る。 |              |
| (エ) 創業支援事業   | 19,727 千円    |
| 新たな創業を促進するため、事務所を低廉な家賃で提供するほか、支援機関と連携して個別相談、創業セミナー等を行うとともに販路開拓等に必要な経費を助成し、創業者への一貫した支援強化を図る。                            |              |
| また、地域資源を活用して地域振興に資する事業等を本市で行おうとする事業者に対して、クラウドファンディング型のふるさと納税を財源とした補助金を交付し、事業を支援することにより、本市の活力の創出及び経済の活性化を図る。            |              |
| (オ) 創業トータルサポート業務   | 10,000 千円    |
| 創業支援カフェKARASTA. (カラスタ) を核として、支援プログラムによる創業希望  |              |

|                            |   |                |
|----------------------------|---|----------------|
|                            | 者の発掘や育成をはじめ、空き店舗とのマッチングなど、創業に関しワンストップの支援を行い、創業者増加による新たな雇用の創出の促進、地域の活性化を図る。  |                |
| (カ) スタートアップ支援施策事業          |   | 31,300 千円      |
|                            | スタートアップ企業の技術やマインドを地域に導入し、地域課題の解決やビジネス創出を支援することで地域産業の活性化を図る。また、スタートアップエコシステムの構築に向け、都市部や海外との連携を推進するとともに、アントレプレナーシップ教育を推進し、地域の若者や学生に起業家精神を育成する。  |                |
| (キ) 成長志向企業の経営力向上支援事業       |   | 12,300 千円      |
|                            | 市や金融機関、商工団体等の地域関係機関が連携を図り、伴走支援により企業が抱える人材課題を解決する体制「地域の人事部」の構築を目指す。市内企業群を一体と捉え、中小企業が自社を取り巻く様々な環境変化に柔軟に対応し変革に積極的に挑戦できるよう、副業人材の活用やリスキリング等によるデジタル人材の育成により、成長志向を有する企業の取組（人材確保・育成・定着）を支援し、人材価値を最大限に引き出す人的資本経営の促進を図る。        |                |
|                            | また、地域産業の維持・向上を図るため、人事部をハブとした事業承継支援モデルを構築する。   |                |
| 5) 工業振興対策業務 〈産業振興課〉        |   | (23,864 千円)    |
| (ア) 国内販路開拓事業               |   | 16,200 千円      |
|                            | 下関產品の需要拡大のため、新たなブランド戦略に基づきその付加価値を向上させ、コアな顧客基盤に加えて新たなファン層の獲得により販路を開拓し、本市の基幹産業の更なる活力創造を図る。  |                |
| (イ) 成長産業等企業育成事業            |   | 6,200 千円       |
|                            | これまで単独企業では参入することが困難であった半導体等の成長分野において、それぞれの得意分野を持った企業の相互連携を支援することにより、新たな受注機会を創出し、更なる販路開拓を図る。   |                |
| (ウ) 展示見本市等出展補助             |   | 1,100 千円       |
|                            | 自社製品・技術の販路拡大や情報発信を目指す中小企業者等に対して、展示見本市等への出展に必要な経費の一部を補助する。   |                |
| 6) 金融対策業務 〈産業振興課〉          |   | (1,906,914 千円) |
|                            | 市内中小企業者に対して、経営の安定や新規創業、新たな事業展開等を図るために必要な資金の供給を行い、金融面から支援するとともに、保証料の補給を行うことにより中小企業者の負担軽減を図る。特に、原油・原材料価格高騰の影響に係る中小企業者に対する支援策として、中小企業体质強化特別融資の融資条件の緩和や保証料補給率の引き上げを継続して行う。また、市が抱える政策課題の解決に資する取組に係る貸付資金の保証料補給率の引き上げを新たに行う。 |                |
|                            | また、創業支援強化の観点から、起業資金融資において、特定創業支援等事業修了者に対する融資利率の優遇支援を行う。   |                |
| 7) 商工業振興センター管理運営業務 〈産業振興課〉 |   | (19,321 千円)    |
|                            | 下関市商工業振興センターの効果的かつ適正な管理運営を行う。   |                |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 8) 企業誘致業務 〈産業立地・就業支援課〉  | (354,433 千円)   |
| (ア) 企業支援業務              | 344,832 千円   |
|                         | 下関市企業立地促進条例に基づく企業立地促進奨励金や地域経済牽引事業促進補助金等を交付することで、企業立地を促進するとともに、立地企業を支援する。   |
| (イ) 企業誘致業務              | 9,601 千円   |
|                         | 情報通信関係の展示会等への出展や企業訪問、ホームページ等を活用し、本市の優位性や優遇制度をPRすることにより、オフィス等の立地を検討する市外企業の誘致に取り組む。立地企業に対しては、定期的な訪問により、情報の入手やアフターフォローに努めるとともに、各種支援制度を情報提供することで拡大投資を促進する。 |
| 9) 中心市街地活性化促進業務 〈産業振興課〉 | (33,270 千円)  |
| (ア) 中心市街地活性化事業          | 7,906 千円   |
|                         | 市内中心市街地のにぎわい創出のため、地元FMを活用した魅力発信事業を実施するとともに、エキマチ広場周辺の公共空間等において、イベント等の開催を通じてエキマチ広場周辺の魅力を向上することにより、駅前への来訪を促し、にぎわいの創出につなげる。                                |
| (イ) フードイベント開催事業費負担金     | 7,600 千円   |
|                         | 「食のまち下関」を市内外にPRするとともに、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、しものせき海響グルメフェスの開催に係る事業費の一部を負担する。   |
| 10) 市場特別会計繰出金 〈市場流通課〉   | (223,289 千円)   |
| <b>(3) 貿易振興費</b>        | <b>17,625 千円</b>   |
| 1) 貿易振興対策業務 〈産業振興課〉     | (17,625 千円)  |
| (ア) 下関地域商社／海外販路開拓支援事業   | 14,390 千円  |
|                         | 海外事業展開を志向する市内中小企業に対し、市を中心に「産・官・学・金」の各主体がノウハウを持ち寄った擬似的な貿易商社「下関地域商社」が、情報収集から貿易取引に至るまでの支援を行うことで、スムーズかつ効果的な海外への販路開拓を図る。                                    |
| (イ) 輸出入品展示商談会開催事業       | 635 千円   |
|                         | 県、JETRO、商工会議所や貿易関係団体等と緊密に連携しながら、輸出入商談会の開催を通じ、中国企業等とのマッチングの機会を提供することにより、貿易取引の一層の拡大を図る。  |

## 第2項 観光費 3,772,391千円

|  |             |
|--|-------------|
| (1) 観光総務費  | 214,140千円   |
| 1) 一般管理業務 〈観光政策課/観光施設課〉  | (214,140千円) |
| 職員の人事費を計上した。   |             |
| (2) 観光振興費 152,582千円  |             |
| 1) 観光宣伝業務 〈観光政策課〉  | (126,375千円) |
| (ア) 観光宣伝   | 93,312千円    |
| 新たな観光客の獲得・リピート率の向上につながる効率的かつ効果的な観光プロモーションや官民一体となった各種キャンペーン事業の展開のほか、史跡などの観光資源を活用した誘客促進を図るとともに、観光客誘致活動に取り組む各種団体等への補助や、観光案内所の運営支援の実施、更に新たな観光スタイルに対応した観光施策を確立し、持続可能な観光振興に取り組むため、「下関市観光交流ビジョン」に沿った様々な交流人口拡大施策を展開する。 |             |
| (イ) コンベンション誘致促進  | 27,392千円    |
| 下関観光コンベンション協会の活動に支援を行い、民間の活力を生かした観光PR、観光・宿泊・飲食など経済効果が期待できる国内外のコンベンション誘致促進のための宣伝活動及び開催者への支援のほか、サービス講習会などによりホスピタリティの向上を図る。   |             |
| (ウ) 広域観光振興   | 5,671千円     |
| 北九州市と連携して、共通財産である関門海峡を中心とした観光振興連携事業に取り組み、誘客及び周遊促進を図る。  |             |
| 山口県西部地域を中心に長門市、美祢市、萩市及び各観光協会と組織した長州路観光連絡会を通じて、相互の観光資源を組み合わせたより効果的な広域観光情報を発信し、観光宣伝などを共同して行う。  |             |
| 2) 國際観光対策業務 〈観光政策課〉  | (18,471千円)  |
| 東アジアを中心とした地域からの観光客誘致を促進するため、国内外で開催される観光展・商談会への参加や、各種媒体を活用した情報発信を行う。また、「大阪・関西万博」に訪れる外国人観光客を本市へ誘致するため、西日本の自治体や民間企業で組織する「西のゴールデンルートアライアンス」に参画し、万博への出展や欧米豪市場を対象に観光プロモーションを行う。                                      |             |
| 3) 甲冑等保存活用業務 〈観光政策課〉   | (7,479千円)   |
| 「しものせき海峡まつり」を中心とした各種イベントの開催に役立てるとともに、観光PR、しものせき観光キャンペーンや国際観光に幅広く活用し、本市への観光客誘致を図る。また、<br>※取得から30年以上が経過した甲冑衣装等の本格的な補修及び小道具類の新規制作を行う。   |             |
| 4) フィルム・コミッション業務 〈観光政策課〉   | (257千円)     |
| 映画、テレビ、CM等の放映による街の紹介により、都市イメージの向上、観光客の誘致、映画文化の振興等を図るため、映画のロケ隊の誘致を行うとともに撮影の支援を地域と一体となって実施する。  |             |

|  |                     |
|--|---------------------|
| <b>(3) 観光施設費</b>   | <b>581,729 千円</b>   |
| 1) 観光施設管理運営業務 〈観光施設課/各総合支所地域政策課〉   | (348,390 千円)        |
| (ア) 観光情報提供・一般管理  | 5,918 千円            |
| 観光客の誘致及び便宜を図るため、新下関駅観光案内所や観光案内板・歓迎塔の管理のほか、下関市指定文化財である旧秋田商会ビル及び「しものせき FreeWi-Fi」の管理運営を行う。 |                     |
| (イ) 長府地区観光施設   | 63,165 千円           |
| 歴史的観光施設である長府毛利邸、長府庭園の管理運営を行う。  |                     |
| (ウ) 自然活用型観光施設  | 25,771 千円           |
| 自然にふれあえる観光施設である巖流島、フィッシングパーク等の管理運営を行う。   |                     |
| (エ) 火の山地区観光施設  | 24,868 千円           |
| 火の山パークウェイ、火の山立体駐車場、火の山ユースホステルの管理運営を行う。また、みもすそ川公園内の長州砲等の維持管理を行う。                          |                     |
| (オ) ふれあい健康ランド  | 119,714 千円          |
| ふれあい健康ランドの管理運営を行う。   |                     |
| (カ) 菊川地区観光施設   | 35,580 千円           |
| 河川等公園、菊川総合交流ターミナル(道の駅)等の管理運営を行う。   |                     |
| (キ) 豊田地区観光施設   | 8,671 千円            |
| 豊田町道の駅螢街道西ノ市、豊田湖畔公園等の管理運営を行う。  |                     |
| (ク) 豊浦地区観光施設   | 23,943 千円           |
| 川棚温泉交流センター、川棚のクスの森等の管理運営を行う。   |                     |
| (ケ) 豊北地区観光施設   | 26,915 千円           |
| 豊北地区集客施設(道の駅)、角島灯台公園、角島サイクリルポート等の管理運営を行う。  |                     |
| (コ) 施設改善   | 13,845 千円           |
| 観光客や市民が安全で安心して良好な状態で施設を利用できるよう、観光施設の修繕・工事を行う。  |                     |
| 2) 観光施設整備業務 〈観光施設課〉  | (120,715 千円)        |
| (ア) 観光施設整備業務(一般)   | 54,000 千円           |
| 観光施設の整備に係る事業を行う。   |                     |
| (イ) 火の山地区観光施設再編整備  | 66,715 千円           |
| 火の山地区的地域資源を活かした再整備を図るため、既存施設の機能保全とともに再整備後の魅力発信を行う。                                       |                     |
| 3) 観光施設事業特別会計繰出金 〈観光施設課〉   | (112,624 千円)        |
| <b>(4) 水族館費</b>  | <b>2,823,940 千円</b> |
| 1) 水族館運営業務 〈観光施設課〉   | (897,940 千円)        |
| 下関市立しものせき水族館(海響館)の管理運営を行う。   |                     |

- 2) 海響館改修事業 〈観光施設課〉 (1,926,000 千円)  
老朽化した施設及び設備を改修し、施設の長寿命化を図るとともに、新たな魅力ある展示施設を整備する。

## 第8款 土木費

14,131,876千円

|   |                    |
|---|--------------------|
| <b>第1項 土木管理費</b>  | <b>383,904千円</b>   |
| (1) 土木総務費   | 255,342千円          |
| 1) 一般管理業務 〈道路河川建設課/公共建築課/建築指導課〉   | (255,342千円)        |
| 人件費、各公共施設の新築、改築、改修等の設計、監督業務及び建築職員のスキルアップに要する経費を計上した。  |                    |
| (2) 建築指導費   | 128,562千円          |
| 1) 建築行政業務 〈建築指導課〉   | (128,562千円)        |
| 人件費、建築基準法に基づく建築行政業務、都市計画法に基づく開発行為の規制に係る業務、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成工事の許可に係る業務、建設リサイクル法に基づく分別解体等の実施に係る業務、長期優良住宅及び低炭素建築物の認定審査業務並びに盛土規制法基礎調査事業等に要する経費を計上した。 |                    |
| <b>第2項 道路橋りょう費</b>  | <b>2,719,108千円</b> |
| (1) 道路橋りょう総務費   | 460,048千円          |
| 1) 一般管理業務 〈道路河川建設課/道路河川管理課〉   | (421,789千円)        |
| 人件費、庁用事務費、全市内の市道7,236路線、2,129,805.3ドル、1,515橋の維持管理及び道路台帳整備に要する経費を計上した。   |                    |
| 2) 渡船特別会計繰出金 〈経営課〉  | (38,259千円)         |
| (2) 道路維持費   | 506,567千円          |
| 1) 道路維持管理業務 〈道路河川建設課/道路河川管理課〉   | (506,567千円)        |
| 市道の維持管理業務に伴う委託料及び工事請負費等に要する経費、社会资本整備総合交付金等を活用した道路附属物（道路照明等）の更新や日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）の改修に要する経費、老朽化した道路の計画的な舗装修繕及び予防保全型の維持管理を推進するための経費を計上した。            |                    |
| (3) 道路新設改良費   | 919,658千円          |
| 1) 道路改良事業 〈道路河川建設課/道路河川管理課〉   | (325,258千円)        |
| (ア) 道路改良事業  | 113,358千円          |
| 市道の改良に要する経費を計上した。   |                    |
| (イ) 道路舗装事業  | 13,900千円           |
| 道路舗装の改築に要する経費を計上した。   |                    |
| (ウ) 緊急自然災害防止対策事業（道路防災）  | 197,000千円          |

地方債を活用し、災害の発生予防・拡大防止を目的とした道路法面等の整備に要する経費を計上した。

|  |              |
|--|--------------|
| (エ) 私道整備助成事業   | 1,000 千円     |
| 私道における舗装、安全施設設置及び※私道補修の助成に要する経費を計上した。  |              |
| 2) 道路整備事業〈道路河川建設課〉   | (401,200 千円) |
| 社会資本整備総合交付金を活用し、小月小島線、延行・郷線他の整備に要する経費、また、過疎債・辺地債を活用し、中村長正司線、市石印寺線、旧県道線、宮迫中原線、無井田ノ尻線の整備に要する経費を計上した。 |              |
| 3) 複合施設整備事業（市道）〈市街地開発課〉  | (167,200 千円) |
| 安岡地区複合施設整備に伴う市道安岡富任50号線の整備に係る用地買収及び道路拡幅工事に要する経費を計上した。  |              |
| 4) 県施行工事費負担金〈道路河川建設課〉  | (26,000 千円)  |
| (4) 橋りょう維持費 407,000 千円   |              |
| 1) 橋りょう維持管理業務〈道路河川建設課〉   | (407,000 千円) |
| 「下関市橋梁等長寿命化修繕計画」に基づいて計画的に実施する橋梁の補修に要する経費を計上した。   |              |
| また、橋梁、横断歩道橋、トンネルの定期的な点検・診断に要する経費を計上した。   |              |
| (5) 交通安全施設整備事業費 425,835 千円   |              |
| 1) 交通安全施設整備事業〈道路河川建設課/道路河川管理課〉   | (91,160 千円)  |
| (ア) 交通安全施設整備事業   | 68,660 千円    |
| 防護柵、区画線、道路標識、道路反射鏡等の設置・補修等に要する経費を計上した。   |              |
| (イ) 通学路交通安全対策（復旧）事業  | 5,000 千円     |
| 経年化により消失した通学路の路面標示、カラー舗装等の復旧に要する経費を計上した。   |              |
| (ウ) ※綾羅木南町新設市道整備事業   | 7,500 千円     |
| 山口県の都市計画道路幡生綾羅木線整備事業に併せて、川中西小学校付近の通学路の安全対策や、生活利便性の向上を目的とした新たな市道を検討するために要する経費を計上した。                 |              |
| (エ) ※都市計画道路本村西山線交通安全対策検討業務   | 10,000 千円    |
| 小中一貫教育校の開校等に伴い、利用者及び通行量の増加が見込まれる本路線の沿道調査等を行い、道路整備を検討するために要する経費を計上した。                               |              |
| 2) 特定交通安全施設等整備事業〈道路河川建設課〉  | (334,675 千円) |
| 社会資本整備総合交付金等を活用し、高尾・幡生線、宇部線（高磯折第1踏切）、清末西町3号線他、勝山田倉18号線、川中伊倉町24号線、三町～下保木線、中道線の整備に要する経費を計上した。        |              |

|   |                   |
|---|-------------------|
| <b>第3項 河 川 費</b>  | <b>894,351 千円</b> |
| <b>(1) 河川総務費</b>  | <b>61,182 千円</b>  |
| 1) 一般管理業務 〈道路河川建設課/道路河川管理課〉   | (61,182 千円)       |
| 人件費、施設管理等の委託料及び河川水路等の機能管理に要する経費を計上した。   |                   |
| <b>(2) 河川維持費</b>  | <b>263,969 千円</b> |
| 1) 河川維持管理業務 〈道路河川管理課〉   | (263,969 千円)      |
| 河川水路等の補修、浚渫等や市民の要望等を速やかに処理するための経費及び地方債を活用し、通水機能を確保するための緊急浚渫推進事業に要する経費を計上した。           |                   |
| <b>(3) 河川新設改良費</b>  | <b>437,700 千円</b> |
| 1) 普通河川新設改良事業 〈道路河川建設課〉   | (296,500 千円)      |
| (ア) 普通河川新設改良事業  | 4,000 千円          |
| 流水の正常な機能を確保するための改良及び地域特性を活かした環境整備を図るための経費を計上した。                                       |                   |
| (イ) 緊急自然災害防止対策事業 (河川改修・緊急メンテナンス)  | 292,500 千円        |
| 地方債を活用し、災害の発生予防・拡大防止を目的とした河川護岸等の改修に要する経費、また、令和5年発生災害を踏まえ、護床工等の河川整備による機能強化に要する経費を計上した。 |                   |
| 2) 水路改良事業 〈道路河川建設課〉   | (10,100 千円)       |
| 流水の正常な機能を確保するための改良に要する経費を計上した。  |                   |
| 3) 県施工工事費負担金 〈道路河川建設課〉  | (22,000 千円)       |
| 4) 浸水対策事業 〈道路河川建設課〉   | (109,100 千円)      |
| 浸水被害を起こしている地域の被害を軽減するため、後田町9号線、勝山一の宮本町10号線の整備及び清末鞍馬、彦島緑町の浸水対策に要する経費を計上した。             |                   |
| <b>(4) 急傾斜地崩壊対策事業費</b>  | <b>131,500 千円</b> |
| 1) 急傾斜地崩壊対策事業 〈道路河川建設課〉   | (90,500 千円)       |
| 急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所の崩壊を防止するための対策に要する経費、また、令和7年度中に発生する災害に対して、がけ崩れ災害緊急対策事業に要する経費を計上した。   |                   |
| 2) 県施工工事費負担金 〈道路河川建設課〉  | (41,000 千円)       |

|                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| <b>第4項 港 湾 費</b>           | <b>1,570,117 千円</b> |
| <b>(1) 港 湾 費</b>           | <b>1,570,117 千円</b> |
| 1) 県施工工事費負担金 〈経営課〉         | (30,700 千円)         |
| 2) 港湾特別会計繰出金 〈経営課/振興課/施設課〉 | (1,539,417 千円)      |

|   |                    |
|---|--------------------|
| <b>第5項 都市計画費</b>  | <b>4,764,682千円</b> |
| (1) 都市計画総務費   | 896,576千円          |
| 1) 一般管理業務   | (507,971千円)        |
| 〈道路河川建設課/住宅政策課/都市計画課/市街地開発課/公園緑地課〉  |                    |
| (ア) 一般管理業務  | 499,425千円          |
| 都市計画関係職員の人事費及び一般管理業務に要する経費を計上した。  |                    |
| (イ) 都市計画マスタープラン推進事業 〈都市計画課〉   | 8,046千円            |
| 都市計画審議会、土地利用及び都市施設の計画立案・計画決定、持続可能な都市づくりを推進するための補助金等に要する経費を計上した。   |                    |
| (ウ) グリーンモール市道再整備事業 〈道路河川建設課〉  | 500千円              |
| 下関駅旭線（グリーンモール）の再整備に向けた、将来構想の検討に要する経費を計上した。  |                    |
| 2) 国道等整備促進業務 〈都市計画課〉  | (7,841千円)          |
| 一般国道2号印内地区交差点改良の整備促進及び長府トンネル等その他課題の残る区間の対策の検討、一般国道9号壇之浦～長府外浦間の交通安全対策、一般国道191号安岡～粟野間の改良、並びに山陰道長門～下関間及び下関北九州道路を早期実現するため、国土交通省及び関係機関への要望等を行う経費を計上した。 |                    |
| 3) 地籍調査業務 〈都市計画課〉   | (105,039千円)        |
| 年次計画で進めている地籍の明確化を図るための調査について、本庁、菊川、豊田、豊北管内の調査業務等に係る経費を計上した。   |                    |
| 4) 緑化推進業務 〈公園緑地課〉   | (4,225千円)          |
| 緑化啓発のため、緑化祭「花いっぱい夢いっぱいフェア」開催に要する経費を計上した。  |                    |
| 5) 樹木保存業務 〈公園緑地課〉   | (100千円)            |
| 保存樹及び保存樹林の保護育成を図るため、所有者が薬剤散布、枯枝の切取り等を実施する際の費用の一部を補助するための経費を計上した。  |                    |
| 6) *土地取得特別会計繰出金 〈都市計画課〉   | (271,400千円)        |
| 一般国道2号印内地区交差点改良に係る国道用地先行取得事業を実施するための繰出金を計上した。   |                    |
| <br>(2) 市街地整備費  | <br>491,249千円      |
| 1) 一般管理業務 〈市街地開発課〉  | (1,153千円)          |
| 市街地整備に係る関係機関との連絡を密にし、業務の円滑化を図るための経費を計上した。   |                    |
| 2) 土地区画整理指導業務 〈市街地開発課〉  | (20,800千円)         |
| 密集市街地の良好な住環境の形成及び防災性の向上を図るため、老朽建築物等の除却に係る経費や、入江町周辺地区の土地区画整理事業の事業化に向けて、地区内の地元合意を得るための調査に要する経費を計上した。  |                    |

- 3) 日和山公園周辺地区市街地整備事業 〈市街地開発課〉 (24,400 千円)  
 日和山公園周辺地区について、老朽建築物が密集し、住環境の改善が必要である中心市街地北側斜面地のまちの再生を目指し、土地区画整理や道路周辺整備の検討に必要な促進調査等に要する経費を計上した。
- 4) 市街地再開発指導業務 〈市街地開発課〉 (406,720 千円)  
 都市機能誘導区域内における良好な市街地環境の形成に資する優良建築物等の整備を行う民間事業者に対し事業費の一部を補助する経費を計上した。  
 また、市街地整備と地域コミュニティ再生の円滑化を図るため、市街地再開発事業の初動期におけるファーストステップ補助金を計上した。
- 5) 下関駅周辺施設管理業務 〈市街地開発課〉 (38,176 千円)  
 にぎわいと交流の場を創出するため、「下関駅にぎわいプロジェクト」により整備した施設の維持管理及び利用促進に要する経費を計上した。

- (3) 街路事業費 456,712 千円**
- 1) 街路樹維持管理業務 〈公園緑地課〉 (88,712 千円)  
 (ア) 街路樹維持管理業務 85,356 千円  
 都市景観の向上に寄与し、街に潤いや安らぎを与える街路樹並びに植樹帯を管理するため、剪定、補植施肥、薬剤散布及び清掃除草等を行う経費を計上した。
- (イ) 街路樹環境対策推進業務 3,356 千円  
 街路樹環境の保全と歩行者の安全を確保し、街路樹を守り育て、すぐれた都市景観を形成するため、高齢木の植え替え及び根の成長による歩道の不陸を解消するための経費を計上した。
- 2) 街路整備事業 〈道路河川建設課〉 (328,000 千円)  
 社会資本整備総合交付金を活用し、「中心市街地地区まちなかウォーカブル推進事業」における、南部町 6 号線ほかの歩道照明等の整備、また、丸山線の高質化に伴う実施設計に要する経費を計上した。
- 3) 県施行工事費負担金 〈道路河川建設課〉 (40,000 千円)

- (4) 公園費 2,416,220 千円**
- 1) 公園維持管理業務 〈公園緑地課〉 (460,876 千円)  
 (ア) 公園維持管理業務 447,708 千円  
 都市公園等 450 カ所、363.63 ヘクタールの清掃、除草、草刈、剪定などの維持管理を行うための経費を計上した。
- (イ) リフレッシュパーク豊浦管理運営業務 13,168 千円  
 リフレッシュパーク豊浦の管理運営を行う経費を計上した。
- 2) 公園整備事業 〈公園緑地課〉 (544,814 千円)  
 乃木浜総合公園 2 期整備を推進し、あわせて既設公園の改良及び施設の充実を図り、戦場ヶ原公園など桜の名所の夜間装飾照明設置等、公園利用者に潤いとにぎわいの場を提供するとともに、

\*城下町長府地区散策拠点等整備などに要する経費を計上した。

- 3) 新総合体育館整備事業 〈公園緑地課〉 (52,700 千円)  
本市スポーツ振興の中心的拠点となり、イベント等も開催できる J:COM アリーナ下関の整備に要する経費を計上した。
- 4) 火の山公園再編整備事業 〈公園緑地課〉 (1,257,000 千円)  
火の山全体の再整備計画「光の山プロジェクト」に基づき、市民や観光客が年間を通じて訪れることができるスポットとして、火の山公園の再編整備に要する経費を計上した。
- 5) 公園安全安心緊急対策事業 〈公園緑地課〉 (100,830 千円)  
公園利用者の安全・安心対策のために、公園樹の間伐、低木への植え替えを行うなどの公園内の見通しの確保を行う経費、及び老朽化した公園施設の撤去・更新を行う経費を計上した。
- (5) 交通対策費 431,144 千円
- 1) 交通円滑化推進事業 〈都市計画課〉 (19,970 千円)  
中心市街地の交通円滑化対策に係る業務のほか、唐戸市場横臨時駐車場を利用する観光バスの国道から円滑な進入を図る改良整備に要する経費を計上した。
- 2) 「サイクルタウン下関構想」推進事業 〈都市計画課〉 (15,884 千円)  
(ア) 「サイクルタウン下関構想」推進事業 5,651 千円  
自転車にやさしいまちづくりを実現するため、下関駅周辺における自転車等の放置防止に必要な経費を計上した。
- (イ) 自転車駐車場管理業務 10,233 千円  
下関駅周辺の 3 つの有料自転車等駐車場の指定管理経費及び綾羅木・長府・安岡・小月・幡生・吉見・新下関・梶栗郷台地・梅ヶ峠・黒井村・川棚温泉・小串・湯玉の各駅前無料自転車駐車場の管理運営に要する経費を計上した。
- 3) 自動車駐車場管理業務 〈都市計画課〉 (17,904 千円)  
長門町駐車場、細江町駐車場及び赤間町駐車場の管理運営に要する経費を計上した。
- 4) 公共交通機関整備推進業務 〈都市計画課〉 (377,386 千円)  
日常生活などに不可欠なバス路線の維持や、公共交通の人材確保や環境整備に要する経費や補助金のほか、JR 山陰本線の利用促進への取組などに要する経費を計上した。
- (6) 住環境整備費 72,781 千円
- 1) 都市景観形成推進事業 〈都市計画課〉 (17,156 千円)  
(ア) 都市景観形成推進業務 12,803 千円  
地域の特性を活かした魅力ある景観形成の推進やパートナーシップによる景観まちづくりを推進するため、下関市景観賞の実施、下関花いっぱい計画の実施、夜間景観の形成、歩行者系サイン整備、下関市景観条例及び関門景観条例の運用に係る経費を計上した。
- (イ) 屋外広告景観推進業務 4,253 千円  
良好な景観の形成及び公衆に対する危害を防止するため、下関市屋外広告物条例の運用に係る経費を計上した。

|   |             |
|---|-------------|
| (ウ) 景観まちづくり推進業務   | 100 千円      |
| 下関市景観計画及び下関市景観条例に基づき景観まちづくりを推進するために必要な支援又は助成措置に要する経費を計上した。                            |             |
| 2) 民間住宅対策事業〈住宅政策課〉  | (22,792 千円) |
| (ア) 民間住宅対策業務  |             |
| 良好な住環境の形成を図るため、移住者向け住宅購入支援事業及び住宅等浸水対策助成金に要する経費を計上した。                                  |             |
| (イ) 民間住宅指導・監督業務   | 823 千円      |
| サービス付き高齢者向け住宅の登録、認可、指導等業務、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録等業務及びマンション管理の適正化推進業務に要する経費を計上した。           |             |
| 3) 住環境対策事業〈住宅政策課/建築指導課〉   | (32,833 千円) |
| (ア) 住宅・建築物耐震化促進業務〈建築指導課〉  | 6,612 千円    |
| 木造住宅の無料耐震診断員派遣の実施及び木造住宅耐震改修補助に要する経費を計上した。   |             |
| (イ) 空き家対策業務〈住宅政策課〉  | 26,221 千円   |
| 安全で良好な生活環境を確保し、魅力あるまちづくりを推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の運用並びに危険家屋除却費補助及び空き家バンク事業に係る経費を計上した。 |             |
| また、*次期空家等対策計画策定に係る空家実態調査に要する経費を計上した。  |             |

## 第6項 下水道費 2,190,547千円

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| (1) 下水道費           | 2,190,547 千円   |
| 1) 下水道事業会計補助金〈財政課〉 | (2,101,572 千円) |
| 2) 下水道事業会計出資金〈財政課〉 | (88,975 千円)    |

## 第7項 住宅費 1,609,167千円

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| (1) 住宅管理費                  | 718,427 千円   |
| 1) 一般管理業務〈住宅政策課〉           | (703,845 千円) |
| 市営住宅の管理業務に要する経費及び人件費を計上した。 |              |

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 2) 維持補修〈住宅政策課〉        | (14,582 千円) |
| 市営住宅の維持補修に要する経費を計上した。 |             |

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| (2) 住宅建設費          | 890,740 千円   |
| 1) 公営住宅建設事業〈住宅政策課〉 | (114,501 千円) |

|   |           |
|---|-----------|
| (ア) 公営住宅等ストック総合改善事業   | 80,841 千円 |
| 安全で快適な住まいを長きにわたり確保するため、「下関市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて実施する市営住宅の計画的な改修や改善に係る経費を計上した。 |           |

|  |              |
|--|--------------|
| (イ) 公営住宅等整備事業                              | 33,660 千円    |
| 下関駅周辺地区市営住宅等団地、長府前八幡（1）団地の整備の推進に係る経費を計上した。 |              |
| 2) 老朽住宅移転助成事業〈住宅政策課〉                       | (839 千円)     |
| 3) 白雲台団地建替事業〈住宅政策課〉                        | (775,400 千円) |
| (ア) 白雲台団地公営住宅等整備事業（2期）                     | 765,000 千円   |
| 白雲台団地における公営住宅等の整備（2期）に係る経費を計上した。           |              |
| (イ) 白雲台団地公営住宅等整備事業（3期）                     | 10,400 千円    |
| 白雲台団地における公営住宅等の整備（3期）に係る経費を計上した。           |              |

## 第9款 消防費

6,254,881千円

| 第1項 消防費                | 6,254,881千円   |
|------------------------|---|
| (1) 常備消防費              | 2,824,301千円   |
| 1) 一般管理業務〈消防局総務課〉      | (2,763,533千円)<br>人件費、一般管理事務費、救急救命士及び指導救命士養成に係る経費等を計上した。   |
| 2) 防災業務〈警防課/情報指令課〉     | (46,818千円)<br>(ア) 救助、救急用の資機材を整備し救命率の向上を図るとともに、消防ホース等の災害現場活動用資機材並びに防火衣をはじめとした安全管理用資機材等を整備し、各種災害現場での活動を円滑にすることにより、消防隊員及び被災者の安全を確保する。<br>(イ) 消防自動車等の安全運行に万全を期するため定期点検整備を実施するほか、災害時の情報伝達及び消防活動の統制を図るため高機能消防指令センターを適正に維持管理する。          |
| 3) 予防業務〈予防課〉           | (13,881千円)<br>(ア) 自主防災体制の充実<br>火災等の災害に備え自主防災体制の確立及び女性防火クラブ、少年・幼年消防クラブの育成指導に努める。<br>(イ) 予防査察指導の徹底<br>住宅防火対策を推進するため、住宅防火診断等を実施するとともに、住宅用火災警報器の維持管理及び設置について周知を行い、出火防止と火災による死傷者の発生防止を図るとともに、特定防火対象物及び危険物施設等の立入検査を計画的に実施し防火管理の指導徹底を図る。 |
| 4) 震災対策業務〈警防課〉         | (69千円)<br>大規模地震及び各種災害に備え、震災活動用の資機材を整備する。  |
| (2) 非常備消防費             | 230,345千円   |
| 1) 一般管理業務〈警防課〉         | (196,643千円)<br>消防団員の報酬及び消防団の一般管理事務費を計上した。   |
| 2) 防災業務〈警防課〉           | (33,644千円)<br>消防団の充実強化を図るため、雨衣及び活動服等の安全装備品、消防ホース等の災害現場活動用資機材を整備し、また、*消防団加入促進PR事業により、消防団員の入団促進とともに、災害等に出動した消防団員の費用弁償を計上した。   |
| 3) 震災対策業務〈警防課〉         | (58千円)<br>大規模地震及び各種災害に備え、震災活動用の資機材を整備する。  |
| (3) 消防施設費              | 3,038,119千円   |
| 1) 消防施設整備業務〈警防課/情報指令課〉 | (3,005,336千円)<br>(ア) 消防機庫の整備  |

地域の防災拠点としての機能を有する消防機庫に改築する。

- ・ 機庫改築 ; 下関方面隊 安岡分団第3・4部 (福江)

(イ) 屈折梯子付消防ポンプ自動車の購入

中高層建物火災の人命救助等に対応するため、屈折梯子付消防ポンプ自動車1台を更新し、消防活動の充実強化を図る。

- ・ 配置場所 ; 西消防署

(ウ) 化学消防ポンプ自動車の購入

化学消防ポンプ自動車1台を更新し、消防活動の充実強化を図る。

- ・ 配置場所 ; 東消防署

(エ) 小型動力ポンプ付積載車・小型動力ポンプ積載車の購入

小型動力ポンプ付積載車1台及び小型動力ポンプ積載車5台を更新し、消防団の機動力を確保する。

小型動力ポンプ付積載車

- ・ 配置場所 ; 豊北方面隊 田耕分団第4部 (下畑)

小型動力ポンプ積載車

- ・ 配置場所 ; 下関方面隊 王喜分団第3部 (松屋)  
下関方面隊 彦島分団第3部 (海土郷)  
下関方面隊 川中分団第8部 (石原)  
豊田方面隊 殿居分団第3部 (一ノ俣)  
菊川方面隊 豊東分団第2部 (下保木)

(オ) 小型動力ポンプの購入

小型動力ポンプ5台を更新し、消防活動の充実強化を図る。

- ・ 配置場所 ; 下関方面隊 勝山分団第3部 (勝谷)  
豊北方面隊 阿川分団第1部 (上市)  
豊田方面隊 西市分団第4部 (台)  
菊川方面隊 岡枝分団第3部 (小出)  
菊川方面隊 檜崎分団第2部 (屋敷)

(カ) 高規格救急自動車の購入

高規格救急自動車1台を更新し、救急活動の充実強化を図る。

- ・ 配置場所 ; 北消防署

(キ) 高機能消防指令センターシステムの整備

119番の受報や出動指令等を美祢市と共同で行っている高機能消防指令センターシステムを令和6～7年度にかけて、新たに長門市を加えた3市で整備し、迅速かつ柔軟な指令及び無線運用体制の確立を図る。(令和8年2月運用開始予定)

2) 水利施設整備業務〈警防課〉 (32,783千円)

(ア) 消火栓設置業務 9,503千円

上水道配水管新設及び敷設替工事と並行して13基の消火栓を設置し、消防水利の確保を図る。

(イ) 消火栓維持管理業務 22,400千円

既設消火栓を維持管理するため、改修工事を行い消防活動の円滑化に努めるとともに、火災や訓練で使用した消火栓の使用水量に係る経費を負担する。

- (ウ) 消火栓標識設置業務 880 千円  
消火栓敷設箇所に標識柱を建植して消防水利の所在を明確にし、駐車禁止の徹底と消防活動の迅速化を図る。

**(4) 災害対策費 162,116 千円**

- 1) 防災業務 〈防災危機管理課〉 (139,616 千円)
- (ア) 防災業務 133,476 千円
- ア) 人件費及び一般管理事務費を計上した。
  - イ) 下関市地域防災計画の必要な見直しを行うとともに、災害の予防、防災意識の普及・啓発等を図り、防災体制の保持及び防災意識の向上に努める。
  - ウ) 災害から迅速かつ的確な避難に繋げるなどの防災情報を発信している下関市防災メール等の普及啓発に取り組む。
  - エ) 風水害や地震等の災害に備え、防災資機材や非常食の備蓄について適正に管理を行うとともに、防災協定の締結など協力体制の整備を図る。
  - オ) 住民への避難指示等避難情報などを発信するツールである、同報系防災行政無線や下関市防災メール等の維持・管理を図る。
  - カ) 大規模災害が発生した際の被災者生活再建に迅速に対応するため、県内統一の被災者生活再建支援システムの維持・管理を図る。
  - キ) 避難行動要支援者に対し、円滑かつ迅速な避難支援等を行うため、個別避難計画の作成を推進する。
  - ク) \*山口県が新たに指定する高潮浸水想定区域を反映した高潮ハザードマップを作成する。
  - ケ) \*避難行動要支援者等へ情報発信時に自動で起動する防災ラジオを配付し、災害時等における逃げ遅れの防止につなげる。
- (イ) 防災訓練業務 247 千円  
市職員及び防災関係機関、市民を対象とした防災訓練を実施し、災害時における対応能力の向上に努める。
- (ウ) 国民保護業務 5,893 千円  
武力攻撃事態等において市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び関係機関の協力の下、的確かつ迅速な措置を講ずる。このため、必要に応じ国民保護協議会の開催や国・県共同での国民保護訓練の実施を検討する。
- 2) 災害対策業務 〈防災危機管理課〉 (22,500 千円)  
暴風、大雨、洪水等により生じた被害の応急措置等を実施する。また、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した際の運営支援を行う。

# 第10款 教育費

14,095,914千円

|  |                    |
|--|--------------------|
| <b>第1項 教育総務費</b>   | <b>1,184,371千円</b> |
| (1) 教育委員会費   | 21,254千円           |
| 1) 教育委員会運営業務（教育政策課）  | (21,254千円)         |
| 教育行政における政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、民意を適切に反映させることを目的として設置されている教育委員会の運営を行う。                                 |                    |
| (2) 事務局費   | 1,163,117千円        |
| 1) 一般管理業務（教育政策課/学校支援課）   | (427,050千円)        |
| 2) 学校教育業務  | (644,099千円)        |
| (ア) 派遣指導主事負担金（学校教育課）   | 150,000千円          |
| (イ) 私学振興（教育政策課/学校教育課）  | 7,700千円            |
| 学校教育の発展を図るため、私立学校の特色ある教育事業にかかる経費の一部を補助する。  |                    |
| (ウ) 児童生徒教職員管理業務（学校教育課/教育研修課）   | 210,822千円          |
| 児童生徒の学籍及び小・中学校、下関商業高等学校の教職員の管理等を行う。また、特別な配慮を要する児童生徒が在籍する学級に特別支援教育支援員を配置し、児童生徒の介助・支援の充実を図る。             |                    |
| (エ) 就学奨励業務（学校教育課）  | 2,995千円            |
| 小・中学校の就学奨励に関する事務や、高校生・大学生への奨学金に関する業務を行う。   |                    |
| (オ) 教職員技術指導研修業務（教育研修課）   | 32,518千円           |
| 教職員の資質能力や学校教育に関する実践的な指導力の向上を図るため、小・中学校、下関商業高等学校教員の派遣研修等を行い、教育の質の向上を図る。                                 |                    |
| また、小・中学校及び下関商業高等学校においては、GIGAスクール運営支援センターの継続的な支援体制を確立し、一人1台端末の活用等のサポートを行う。                              |                    |
| なお、ICT機器を用いた授業の効果的な運用を図るため、引き続き小・中学校においては授業支援ソフトを使用する。   |                    |
| (カ) 学校業務推進業務（教育研修課）  | 86,631千円           |
| 学校図書館への学校司書の配置、山口県科学作品展、中学校英語暗唱弁論大会等、本市児童生徒の各教科・領域における能力の向上とその成果の公開を図るなど学校教育の推進を促進する事業の支援を行い、教育の充実を図る。 |                    |
| (キ) 外国語指導助手業務（教育研修課）   | 41,646千円           |
| 外国語指導助手(ALT)を下関商業高等学校、小・中学校、市立幼稚園・認定こども園に派遣し、外国語教育の改善・充実を図るとともに、ALTとの交流を通して国際交流及び相互理解の促進を図る。           |                    |
| (ク) 生徒指導推進業務（学校教育課）  | 23,344千円           |
| 公認心理師、校長・教頭経験者等、幅広い経験と見識を有する者を小・中学校に派遣し、   |                    |

事件・事故や児童生徒の問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に努める。

- (ヶ) 中核市研修推進業務 〈教育研修課〉 3,464 千円  
国や県の動向並びに教職員のニーズを的確にとらえた研修を実施し、教職員の資質能力を高め、教育力の向上を図る。
- (ｺ) 学力向上推進事業 〈教育研修課〉 6,211 千円  
全国学力・学習状況調査及び山口県学力定着状況確認問題の結果等を評価・分析することをおして、学校の指導力向上を支援し、児童生徒の学力の定着を図る。
- (ｻ) いじめ・不登校総合対策事業 〈学校教育課〉 66,329 千円  
スクールソーシャルワーカーの派遣や弁護士への相談等による支援、「いじめ防止対策推進協議会」等の設置による関係機関との連携強化を図り、学校だけでは解決困難な生徒指導上の課題の解決を支援する。  
また、不登校児童生徒の学びの場を拡充するために、教育支援教室「かんせい」等での支援やフリースクールとの連携に加え、小・中学校への「こころのアシスタント」の配置、校内教育支援教室の学習環境の整備、「学びの多様化学校」設置に向けた検討・実証を行い、より総合的な不登校対策を推進する。
- (ｼ) ふるさと学習支援事業 〈教育研修課〉 1,015 千円  
小学生のふるさと下関を愛する心情を育むため、下関市内で日本史に登場する史跡等を紹介するマップ等を作成し、学校でのふるさと学習を支援する。
- (ｽ) コミュニティ・スクール推進事業 〈教育研修課〉 11,424 千円  
こどもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育を展開していくために、地域の人々と目指すこども像を共有し、一体となってこどもたちを育てていくことができる「地域とともにあら学校」づくりを推進する。
- 3) 特別支援教育推進業務 〈学校教育課〉 (3,010 千円)  
障害のある児童生徒の教育支援体制の確立と教員の資質向上を図る。
- 4) スクールバス運営業務 〈学校教育課〉 (46,449 千円)  
スクールバスを運行することによって、児童生徒の通学条件の整備及び教育環境の向上を図る。
- 5) \*教育 ICT 環境整備事業 〈学校支援課〉 (42,509 千円)  
教職員及び児童生徒がコンピュータ、インターネットを活用できる環境を整備し、教職員の指導力向上を図る。

|   |                     |
|---|---------------------|
| <b>第2項 小学校費</b>   | <b>2,238,814 千円</b> |
| <b>(1) 学校管理費</b>  | <b>898,387 千円</b>   |
| 1) 学校管理業務 〈学校支援課〉   | (898,387 千円)        |
| (ア) 一般管理業務  |                     |
| 小学校の管理業務を行う。また、学校遊具の整備や※熱中症対策を行う。   |                     |
| <b>(2) 教育振興費</b>  | <b>298,027 千円</b>   |
| 1) 教材整備推進業務 〈教育研修課/学校支援課〉   | (114,890 千円)        |
| 教育に必要な教材教具と学校図書の整備や学習環境の改善を図る。  |                     |
| 2) 要保護及び準要保護児童奨学業務 〈学校教育課〉  | (45,000 千円)         |
| 経済的理由により就学困難な児童に対し、学用品費、通学用品費等の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。                             |                     |
| 3) 特別支援教育就学奨励業務 〈学校教育課〉   | (9,500 千円)          |
| 特別支援学級入級児童に対し学用品費、通学用品費等の援助を行い、その就学を奨励する。                                       |                     |
| 4) 特別支援学級設備整備業務 〈学校支援課〉   | (5,433 千円)          |
| 特別支援学級における教育活動に必要な教材教具の整備を行う。   |                     |
| 5) 遠距離通学費補助業務 〈学校教育課〉   | (5,000 千円)          |
| 通学距離が片道 4 km 以上の児童に対して交通費等の一部を補助し、義務教育の円滑な実施を図る。                                |                     |
| 6) ※教育 ICT 環境整備事業 〈学校支援課〉   | (118,204 千円)        |
| 1人1台のタブレット端末を利用する学習環境を整備し、児童が情報機器に慣れ親しみ、情報を適切かつ効果的に活用する能力を養うとともに、多様な学習活動の展開を図る。 |                     |
| <b>(3) 学校建設費</b>  | <b>1,042,400 千円</b> |
| 1) ※学びの多様化学校設置事業 〈学校支援課〉  | (27,000 千円)         |
| 不登校の生徒（中学生）の実態に即した支援を行うための学校を関西小学校内に設置するため、施設の改修工事を行う。                          |                     |
| 2) 学校トイレ快適化事業 〈学校支援課〉   | (219,300 千円)        |
| 老朽化した学校トイレの大規模改修を行う。  |                     |
| 3) 学校給食施設再編整備事業 〈学校支援課〉   | (4,000 千円)          |
| 給食室の解体にあたり、施設のアスベスト調査を行う。   |                     |
| 4) ※学校特別教室空調設備整備事業 〈学校支援課〉  | (503,000 千円)        |
| 学校の特別教室に空調設備の設置を行う。   |                     |
| 5) 学校施設長寿命化事業（予防保全） 〈学校支援課〉   | (289,100 千円)        |
| 児童の安全・安心を確保するため、学校施設の予防保全を計画的に行う。   |                     |

|   |                    |
|---|--------------------|
| <b>第3項 中学校費</b>   | <b>2,442,915千円</b> |
| <b>(1) 学校管理費</b>  | <b>367,591千円</b>   |
| 1) 学校管理業務 〈学校支援課〉   | (367,591千円)        |
| (ア) 一般管理業務  |                    |
| 中学校の管理業務を行う。また、*学校遊具の整備や熱中症対策を行う。   |                    |
| <b>(2) 教育振興費</b>  | <b>289,624千円</b>   |
| 1) 教材整備推進業務 〈教育研修課/学校支援課〉   | (142,212千円)        |
| 教育に必要な教材教具と学校図書の整備や学習環境の改善を図る。  |                    |
| 2) 要保護及び準要保護生徒奨学業務 〈学校教育課〉  | (65,000千円)         |
| 経済的理由により就学困難な生徒に対し、学用品費、通学用品費等の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。                             |                    |
| 3) 特別支援教育就学奨励業務 〈学校教育課〉   | (6,000千円)          |
| 特別支援学級入級生徒に対し学用品費、通学用品費等の援助を行い、その就学を奨励する。                                       |                    |
| 4) 特別支援学級設備整備業務 〈学校支援課〉   | (3,405千円)          |
| 特別支援学級における教育活動に必要な教材教具の整備を行う。   |                    |
| 5) 遠距離通学費補助業務 〈学校教育課〉   | (2,500千円)          |
| 通学距離が片道6km以上の生徒に対して交通費等の一部を補助し、義務教育の円滑な実施を図る。                                   |                    |
| 6) *教育ICT環境整備事業 〈学校支援課〉   | (70,507千円)         |
| 1人1台のタブレット端末を利用する学習環境を整備し、生徒が情報機器に慣れ親しみ、情報を適切かつ効果的に活用する能力を養うとともに、多様な学習活動の展開を図る。 |                    |
| <b>(3) 学校建設費</b>  | <b>1,785,700千円</b> |
| 1) *学びの多様化学校設置事業 〈学校支援課〉  | (55,000千円)         |
| 不登校の生徒（中学生）の実態に即した支援を行うための学校を関西小学校内に設置するため、施設の改修工事を行う。                          |                    |
| 2) 学校トイレ快適化事業 〈学校支援課〉   | (90,700千円)         |
| 老朽化した学校トイレの大規模改修を行う。  |                    |
| 3) *学校給食施設再編整備事業 〈学校支援課〉  | (1,000千円)          |
| 給食室の解体にあたり、施設のアスベスト調査を行う。   |                    |
| 4) 学校特別教室空調設備整備事業 〈学校支援課〉   | (551,600千円)        |
| 学校の特別教室に空調設備の設置を行う。   |                    |
| 5) 学校施設長寿命化事業（予防保全） 〈学校支援課〉   | (62,400千円)         |
| 生徒の安全・安心を確保するため、学校施設の予防保全を計画的に行う。   |                    |
| 6) *学校施設長寿命化事業（大規模改修） 〈学校支援課〉   | (1,025,000千円)      |
| 構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより、建物の耐久性を高め施設の長寿命化を図る。                                    |                    |

|   |                   |
|---|-------------------|
| <b>第4項 高等学校費</b>                                  | <b>563,863 千円</b> |
| <b>(1) 高等学校総務費</b>                                | <b>450,385 千円</b> |
| 1) 一般管理業務 〈下関商業高等学校〉                              | (450,385 千円)      |
| 下関商業高等学校の管理業務並びに姉妹校相互交流事業とこれを通じた人材育成を行う。          |                   |
| <b>(2) 高等学校管理費</b>                                | <b>76,891 千円</b>  |
| 1) 学校管理業務 〈下関商業高等学校〉                              | (31,791 千円)       |
| 下関商業高等学校における施設等の維持・管理の適正を図る。                      |                   |
| 2) 高等学校改修事業 〈下関商業高等学校〉                            | (45,100 千円)       |
| 個別施設計画に基づき施設の大規模改修を行い、老朽化に伴う危険を除去し、併せて施設の長寿命化を図る。 |                   |
| <b>(3) 教育振興費</b>                                  | <b>36,587 千円</b>  |
| 1) 各教科振興業務 〈下関商業高等学校〉                             | (5,734 千円)        |
| 生徒の個性に応じた特色ある高等学校教育を円滑に行うために教材教具を整備し、必要な処務を行う。    |                   |
| 2) 情報処理教科振興業務 〈下関商業高等学校〉                          | (30,853 千円)       |
| 商業高等学校として情報処理教育を推進するため、ＩＣＴ機器の維持管理を行う。             |                   |

|  |                     |
|--|---------------------|
| <b>第5項 大学費</b>   | <b>1,499,895 千円</b> |
| <b>(1) 大学費</b>   | <b>1,499,895 千円</b> |
| 1) 公立大学法人運営業務 〈総務部総務課〉                                 | (1,499,895 千円)      |
| 平成19年4月に設立した公立大学法人下関市立大学の設立団体として、大学の管理・運営業務に係る経費を計上した。 |                     |
| ・公立大学法人管理業務  | 483 千円              |
| ・運営費交付金  | 1,231,412 千円        |
| ・授業料等減免交付金   | 268,000 千円          |

|   |                     |
|---|---------------------|
| <b>第6項 社会教育費</b>  | <b>2,539,569 千円</b> |
| <b>(1) 社会教育総務費</b>  | <b>786,853 千円</b>   |
| 1) 一般管理業務 〈生涯学習課〉   | (758,900 千円)        |
| 2) 生涯学習推進業務 〈生涯学習課〉   | (27,953 千円)         |
| 市民の学習ニーズに対応した学習機会を提供するため、生涯学習まちづくり出前講座、関門海峡・温故知新塾、市民文化セミナーや公民館学級（地区市民学級、地域ふれあい活動）を開催する。また、「学びが好きな子ども」を応援するため、小中学生を対象にパラアスリートや研究者等による研修プログラムを提供する。 |                     |

|   |           |              |
|---|-----------|--------------|
| (2) 青少年対策費  |           | 53,462 千円    |
| 1) 青少年健全育成業務 〈生涯学習課〉  |           | (23,889 千円)  |
| (ア) 青少年健全育成業務   | 9,455 千円  |              |
| 青少年健全育成のための教育・啓発活動、青少年団体及び指導者の育成などの各種事業を行う。また、年度内に満二十歳を迎える青年の健全な心身の成長と新たな門出を祝福し、「二十歳を祝う会」を開催する。   |           |              |
| (イ) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業   | 14,434 千円 |              |
| 地域の実情に応じ自主的に行う学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取り組みを支援し、社会全体の教育力の向上を図ることを目的とし、地域住民の参画による「地域学校協働本部事業」及び「放課後子供教室」を実施する。また、家庭や地域社会における教育力の向上を図るために、子育て相談や家庭教育などに関する学習の機会を含めた家庭教育を推進する事業を実施する。 |           |              |
| 2) 青少年補導センター運営業務 〈生涯学習課〉  |           | (22,562 千円)  |
| 青少年の健全育成と非行防止を図るため、関係機関、団体、補導委員、地域関係者並びに各学校との緊密な連携のもと、補導活動、ヤングテレホン相談活動、環境浄化活動、広報・啓発活動、青少年補導委員の研修などを行う。  |           |              |
| 3) 青年の家管理運営業務 〈生涯学習課〉   |           | (7,011 千円)   |
| 青少年が団体宿泊訓練等を通じて、資質向上を図るための研修の場を提供するため、青年の家の管理運営を行う。   |           |              |
| ・ 主催事業：野外活動クラブ、通学合宿、星の観察学習会など   |           |              |
| (3) 文化財保護費  |           | 110,044 千円   |
| 1) 文化財保護業務 〈文化財保護課〉   |           | (110,044 千円) |
| (ア) 文化財施設等管理業務  | 4,068 千円  |              |
| 史跡等をのぞく長府藩侍屋敷長屋等の指定文化財ほかの維持管理を行う。   |           |              |
| (イ) 埋蔵文化財調査業務   | 61,467 千円 |              |
| 開発事業者等の事前協議や開発計画区域の埋蔵文化財の有無を調査し、損壊する範囲を対象に記録・保存のための緊急発掘調査を行い、出土品や各種記録類を分類整理する。  |           |              |
| (ウ) 文化財愛護普及業務   | 12,264 千円 |              |
| 国指定天然記念物「川棚のクスの森」の枯損対策をはじめ、指定・登録文化財、埋蔵文化財及び未指定文化財の保存と活用を図るとともに、文化財愛護意識の普及に努める。また、文化財担当職員の能力向上を図る。   |           |              |
| (エ) 史跡等保存整備業務   | 3,417 千円  |              |
| 本市が所有若しくは管理団体となっている記念物(史跡・名勝・天然記念物)の維持管理及び整備を行う。  |           |              |
| (オ) 旧下関英國領事館管理運営業務  | 19,531 千円 |              |
| 本市が所有する「旧下関英國領事館」について、指定管理者による経常的施設管理運営業務を行う。   |           |              |

|   |                   |
|---|-------------------|
| (カ) 史跡前田砲台跡保存整備事業   | 6,021 千円          |
| 近年多発する自然災害に備え、史跡保全のための基礎的調査を実施する。また、所有者として求められる日常的な、安全管理及び維持管理を適切に行う。                                 |                   |
| (キ) 長門鑄銭所跡出土遺物保存活用事業  | 1,264 千円          |
| 平成22年度に発見された長門鑄銭司の「和同開珎」鑄造関係遺物について、将来の適切な保存と有効な活用を図るため、分析検討を行う。                                       |                   |
| (ク) 文化財総合調査   | 2,012 千円          |
| 地域活性化計画に基づき、日本遺産公式HPでの地域内外への情報発信、「日本遺産フェスティバル」等のイベントへの出展などを通して積極的な普及啓発を行い、日本遺産の魅力を全国に発信する。            |                   |
| <b>(4) 公民館費</b>   | <b>410,961 千円</b> |
| 1) 一般管理業務〈生涯学習課〉  | (410,961 千円)      |
| 地区文化の振興を図るとともに、生涯学習の推進及びコミュニティ活動の拠点として、公民館の管理運営及び施設整備を行う。   |                   |
| <b>(5) 図書館費</b>   | <b>503,265 千円</b> |
| 1) 一般管理業務〈中央図書館〉  | (503,265 千円)      |
| 市民の「知の拠点」として、中央図書館及び地域館（7館）の図書資料の整備及び運営・維持管理を行う。  |                   |
| <b>(6) 博物館費</b>   | <b>286,339 千円</b> |
| 1) 歴史博物館管理運営業務〈歴史博物館〉   | (99,866 千円)       |
| (ア) 歴史博物館管理運営業務   | 65,847 千円         |
| 歴史博物館、旧長府博物館及び日清講和記念館の管理運営を行う。  |                   |
| (イ) 歴史博物館展示業務   | 12,332 千円         |
| 「海峡に育まれた下関の歴史と文化」をテーマに、常設展示のほか次の展示を行う。<br>・企画展示：「西国一の大港を支えた商人たち」<br>「元清と輝元」<br>「薩長盟約と長府藩」             |                   |
| ・特別展示：「昭和100年記念 思い出の下関」<br>「毛利家からの手紙」   |                   |
| (カ) 歴史博物館資料収集保管業務   | 21,448 千円         |
| 本市の文化財保存公開施設として、市内外に所在する本市ゆかりの文化財を収集して、その散佚を防ぐとともに、博物館活動に必要な系統的な歴史資料等を収集する。また、所蔵品を含めこれらを適切な環境で保存管理する。 |                   |
| ・歴史博物館における幕末展示の中核資料である三吉家資料の購入  |                   |

|  |              |
|--|--------------|
| (エ) 歴史博物館調査研究・普及業務   | 239 千円       |
| 収蔵品及び関連資料の調査研究を行い、その成果を広く市民に紹介する。また、学校及び他機関との連携を深め、下関の歴史に関わる普及活動を推進する。   |              |
| 2) 東行記念館管理運営業務 〈歴史博物館〉   | (14, 738 千円) |
| 東行記念館の管理運営を行うとともに、高杉晋作に関する資料の展示及び収集保管業務を実施する。  |              |
| ・ 展示：常設企画展「小倉口の激闘」ほか、3回の常設企画展を開催する。  |              |
| 3) 考古博物館管理運営業務 〈文化財保護課〉  | (64, 627 千円) |
| (ア) 考古博物館管理運営業務  | 46, 076 千円   |
| 考古博物館（文化財保護課専有部分含む）の管理運営を行う。   |              |
| (イ) 考古博物館展示業務  | 5, 904 千円    |
| 県指定文化財の綾羅木郷遺跡出土品をはじめ、市内遺跡出土品などにより、市域の弥生時代及び古墳時代を紹介する常設展示を行うほか、本市の歴史の多様性とその意味について学べる機会としてテーマを設けて、開館30周年を記念する特別展示をはじめとした展覧会等を開催する。 |              |
| ・ 山口県埋蔵文化財センター巡回展「発掘された山口」   |              |
| ・ 開館30周年記念特別展「上ノ山古墳と穴門の趨勢－本州最西端の後期古墳と集落－」  |              |
| ・ 発掘速報展「掘ったほ！下関 2025」  |              |
| (ウ) 考古博物館調査研究業務  | 11, 737 千円   |
| 館蔵資料やその関連資料の調査研究や綾羅木郷遺跡出土の未整理資料の整理を行うとともに、館蔵資料のデジタルアーカイブ化を推進する。また、博物館のユニバーサル化についての調査研究を進める。                                      |              |
| (エ) 考古博物館教育普及業務  | 910 千円       |
| 開館30周年特別展に関する記念の講演をはじめ、勾玉づくり、土笛づくり、土器づくり等の体験学習、国史跡綾羅木郷遺跡の保存された意義や魅力を次世代へと継承するイベントを開催するなかで、開館30周年を広くPRし考古学及び埋蔵文化財に関する啓発・普及活動を行う。  |              |
| また、ユニバーサル・ミュージアム（誰もが楽しめる博物館）を推進するために、触察をテーマとしたハンズオン体験をはじめとしたインクルーシブな事業を引き続き推進する。   |              |
| 4) 人類学ミュージアム管理運営業務 〈土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム〉  | (77, 589 千円) |
| (ア) 烏山民俗資料館管理運営業務  | 10, 741 千円   |
| 川棚温泉交流センター「川棚の杜」内に設置された烏山民俗資料館において、所蔵品展及び企画展を開催する。また、烏山民俗資料館の所蔵品については、収蔵先の資料収蔵室において整理及び調査、研究を実施し資料のデータベース化を行う。                   |              |
| (イ) 人類学ミュージアム管理運営業務  | 34, 035 千円   |
| 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの管理運営を行う。  |              |
| (ウ) 調査研究業務   | 11, 844 千円   |
| 人類学（古人骨の収集や土井ヶ浜弥生人骨及び古人骨に関する調査研究）を核としながら、  |              |

地域史に関する考古学、民俗学等の調査研究を行う。これらの成果を展覧会や講座、研究紀要、体験学習、講演会などを通じて公開し啓発・普及する。

- (エ) 資料収蔵室管理運営業務 7,518 千円  
未整理の民俗資料の整理・調査・研究及び映像データベース化を行う。昨年度に引き続き漁業関係資料の実測図製作及び「衣」関係資料の調査整理を行う。特に漁業関係資料については、下関市全域の漁業資料の目録作成を行う。

- (オ) 豊北歴史民俗資料館管理運営業務 13,451 千円  
豊北歴史民俗資料館（太翔館）の管理運営を行う。県指定文化財の旧滝部小学校を利用した建物の紹介や、歴史民俗をテーマとした企画展や体験学習、講座等を開催する。

- 5) ホタルの里ミュージアム管理運営業務（豊田教育支所） (29,519 千円)

豊田ホタルの里ミュージアムの管理運営を行う。また、下関地域の動植物、化石、岩石等の標本等の収蔵・管理及びホタルや下関地域の自然史に関する調査・研究を行う。また、市民が参加できる講座や研究成果を紹介するための企画展やテーマ展を開催する。さらに、あわせて広報活動も行う。

また、常設展示室を最新の技術と知見を盛り込んだ展示へのリニューアルとして、3Dホログラムを透過スクリーンに投影させ、暗闇の空間の中にホタルが飛び交っている姿を再現する展示へと改修する。

## (7) 美術館費 152,383 千円

- 1) 管理運営業務（美術館） (125,011 千円)  
美術館の管理運営を行う。また、個別施設計画に基づき施設の改修を行い、施設の長寿命化を図る。

- 2) 展覧会開催業務（美術館） (22,935 千円)  
展覧会を次のとおり開催する。  
・ 特別展：「花の宮廷画家ルドゥーテ」「古代エジプト・ふしぎ発見！」  
・ 所蔵品展：2回

- 3) 美術作品資料収集保管業務（美術館） (2,631 千円)  
収集方針に基づき作品資料を収集する。

- 4) 調査研究業務（美術館） (448 千円)  
作品資料を調査研究し、その成果を発表する。

- 5) 普及教育業務（美術館） (1,358 千円)  
実技体験講座をはじめとする美術文化の学習の機会を提供するとともに、美術図書等の公開や美術館活動の広報等を通じて、幅広い知識・情報の普及を図る。

## (8) 生涯学習施設費 236,262 千円

- 1) ふれあいセンター・学習会館管理運営業務（生涯学習課） (5,227 千円)  
地域の生涯学習を推進するための施設として、豊浦ふれあいセンター、小野ふれあいセンタ

- 一、宇賀ふれあいセンター、串・芝学習等供用会館の管理運営を行う。
- 2) 生涯学習センター管理運営業務 〈生涯学習課〉 (17,730千円)  
教養文化及び産業の振興並びに生涯学習活動の推進を図り、住民福祉の向上に資するための施設として、豊田生涯学習センター、豊北生涯学習センターの管理運営を行う。
- 3) ふれあい会館管理運営業務 〈生涯学習課〉 (24,730千円)  
教養文化の向上、健康と福祉の増進を図るための施設として、菊川ふれあい会館「アブニール」の管理運営を行う。
- 4) 生涯学習プラザ管理運営業務 〈生涯学習課〉 (188,575千円)  
生涯学習の推進、並びに芸術文化の振興を図るための拠点施設として、生涯学習プラザの管理運営及び施設整備を行う。

| <b>第7項 保健体育費</b>                       |  | <b>3,626,487千円</b> |
|--|--|--------------------|
| (1) 保健体育総務費                            |  | 1,072,224千円        |
| 1) 一般管理業務 〈スポーツ振興課/学校保健給食課/各総合支所地域政策課〉 |  | (355,165千円)        |
| 2) 学校保健管理業務 〈学校保健給食課〉                  |  | (126,887千円)        |
|  | 児童生徒及び教職員の健康診断等を行い、学校保健の円滑な実施を図る。  |                    |
| 3) 学校給食管理業務 〈学校保健給食課〉                  |  | (535,172千円)        |
|  | 安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設設備の維持・改善を図るとともに学校給食施設再編整備を含めた適正な給食運営を実施する。   |                    |
| 4) 要保護及び準要保護児童生徒扶助業務 〈学校教育課〉           |  | (55,000千円)         |
|  | 経済的理由により就学困難な児童生徒に対して、給食費及び学校病の治療に要する医療費の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。  |                    |
| (2) 体育振興費                              |  | 121,336千円          |
| 1) 学校体育振興育成業務 〈教育研修課〉                  |  | (6,600千円)          |
|  | 中学校で行われる各種大会の運営及び事業への支援を行い、生徒の体力及び競技技術の向上とともに健全な心身の発達を図る。  |                    |
| 2) 社会体育振興育成業務 〈スポーツ振興課/各総合支所地域政策課〉     |  | (37,117千円)         |
| (ア) 生涯スポーツ振興                           |  | 33,192千円           |
|  | ライフステージに応じた市民のあらゆる志向や、環境に見合ったスポーツ機会を提供するとともに、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、インクルーシブスポーツの推進を図る。また、多様なスポーツ活動の機会を確保できる環境を構築するため、運動部活動の地域移行事業を行う。 |                    |
| (イ) 競技スポーツ推進                           |  | 3,925千円            |
|  | 選手の士気高揚のため、全国大会等出場者及び優勝者に賞賛金を交付するほか、スポーツ指導者の養成を行い、競技スポーツの推進を図る。  |                    |

|   |  |              |
|---|--|--------------|
| 3)  | 少年スポーツ育成業務 〈スポーツ振興課〉                                   | (570 千円)     |
| 本市における少年スポーツ活動の中心的団体である下関市スポーツ少年団の強化育成を図り、児童生徒の体力・技術の向上を促すとともに、次代を担う少年の健全育成に努める。  |  |              |
| 4)  | 諸団体強化育成業務 〈スポーツ振興課〉                                    | (4, 936 千円)  |
| 本市における競技スポーツ振興の中心的団体である下関市スポーツ協会の事業の充実と、組織強化並びに加盟種目団体における競技スポーツの強化育成を図る。  |  |              |
| 5)  | スポーツ交流推進業務 〈スポーツ振興課〉                                   | (72, 113 千円) |
| (ア)   | イベント開催業務   | 25, 011 千円   |
| 下関海響マラソン、ツール・ド・しものせき等の大型スポーツイベントの開催や海響アスリート認定制度を通じて、交流人口の拡大及び市の活性化を図るとともに、観光交流都市下関を全国へアピールし、スポーツの振興に寄与する。                                 |  |              |
| (イ)   | 大会開催助成業務   | 3, 800 千円    |
| 競技力向上、競技人口の拡大や地域の活性化を図るために、市内におけるスポーツ大会開催に係る経費の一部を補助する。また、スポーツを通じた相互理解と友好を深めるとともに、国際的なスポーツ志向やスポーツ技術の向上を図るために、国際親善スポーツ交流大会開催に係る経費の一部を補助する。 |  |              |
| (ウ)   | 高校総体推進業務   | 37, 000 千円   |
| 「令和 7 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」において、本市で開催する競技種目（卓球、新体操）の準備及び円滑な運営を行う。   |  |              |
| (エ)   | 地域スポーツ活性化推進事業  | 3, 883 千円    |
| スポーツによる地域活性化を推進するため、国内外からのスポーツ合宿を積極的に誘致し、スポーツ施設や宿泊施設の有効活用を図る。また、スポーツ体験教室やイベントの実施により、スポーツを通じた地域コミュニティを創出する。                                |  |              |
| (オ)   | スポーツコミッショントップスポートに触れる機会を創出するとともに、交流人口の拡大により、地域の活性化を図る。 | 2, 419 千円    |

|   |                               |               |
|---|-------------------------------|---------------|
| (3)   | 体育施設費                         | 759, 484 千円   |
| 1)  | 体育施設運営業務 〈スポーツ振興課/各総合支所地域政策課〉 | (759, 484 千円) |
| (ア) 体育施設運営業務  |                               |               |
| (イ)   | 体育施設運営業務                      | 732, 569 千円   |
| 地域住民のスポーツに対するニーズを的確に把握し、中・長期的な見地に立ち、生涯スポーツ、競技スポーツの両面から体育施設及び設備等の計画的な整備の充実及び維持管理を図る。 |                               |               |
| (施設整備の主なもの)   |                               |               |
| ・ 下関市営下関庭球場照明設備改修工事   |                               |               |
| ・ 下関市彦島庭球場照明灯改修工事   |                               |               |
| (維持管理の主なもの)   |                               |               |
| ・ 下関市総合体育館及び下関運動公園駐車場他管理運営業務  |                               |               |

|   |                     |                     |
|---|---------------------|---------------------|
|   | ・ 下関市本庁管内体育施設管理運営業務 |                     |
| (イ) 県立下関武道館管理運営業務   |                     | 26,915 千円           |
| スポーツによる交流人口の拡大や地域の活性化に向け、山口県立下関武道館を含む下関北運動公園一帯を活用した、地域のシンボルとなるスポーツの振興を山口県と連携して推進する。 |                     |                     |
| <b>(4) 学校給食共同調理場費</b>   |                     | <b>1,673,443 千円</b> |
| 1) <b>*吉見学校給食共同調理場運営業務</b> 〈学校保健給食課〉 (31,121 千円)                                    |                     |                     |
| 小学校 1 校、中学校 1 校の計 2 校の児童生徒を対象として、安全・安心な給食を実施する。なお、調理業務等については、民間委託を行う。               |                     |                     |
| 2) 中部学校給食共同調理場運営業務 〈学校保健給食課〉  |                     | (273,670 千円)        |
| 小学校 1 校、中学校 6 校の計 7 校の児童生徒を対象として、安全・安心な給食を実施する。なお、調理業務等については、民間委託を行う。               |                     |                     |
| 3) <b>*木屋川学校給食共同調理場運営業務</b> 〈学校保健給食課〉   |                     | (23,667 千円)         |
| 小学校 1 校、中学校 1 校の計 2 校の児童生徒を対象として、安全・安心な給食を実施する。なお、調理業務等については、民間委託を行う。               |                     |                     |
| 4) 豊浦町学校給食・黒井学校給食共同調理場運営業務 〈学校保健給食課〉  |                     | (121,045 千円)        |
| 小学校 4 校、中学校 2 校の計 6 校の児童生徒を対象として、安全・安心な給食を実施する。なお、調理業務等については、民間委託を行う。               |                     |                     |
| 5) 豊田町学校給食共同調理場運営業務 〈学校保健給食課〉   |                     | (41,931 千円)         |
| 小学校 2 校、中学校 1 校の計 3 校の児童生徒を対象として、安全・安心な給食を実施する。なお、調理業務等については、民間委託を行う。               |                     |                     |
| 6) 滝部学校給食共同調理場運営業務 〈学校保健給食課〉  |                     | (42,862 千円)         |
| 小学校 1 校、中学校 1 校の計 2 校の児童生徒を対象として、安全・安心な給食を実施する。なお、調理業務等については、民間委託を行う。               |                     |                     |
| 7) 新下関学校給食センター運営業務 〈学校保健給食課〉  |                     | (1,139,147 千円)      |
| 小学校 16 校、中学校 6 校の計 22 校の児童生徒を対象として、安全・安心な給食を実施する。なお、調理業務等については、民間委託を行う。             |                     |                     |

**第11款 災害復旧費** 1,124,400千円

**第1項 農林水産施設災害復旧費** 220,000千円

(1) 農業用施設災害復旧費 220,000千円

- 1) \*過年発生災害復旧事業 〈農林水産整備課/豊田総合支所建設農林課〉 (185,000千円)  
令和5年6月29日から7月11日までの豪雨に伴い発生した災害に対して、その復旧事業費を計上した。

- 2) 現年発生災害復旧事業 〈農林水産整備課〉 (35,000千円)  
令和7年度中に発生する災害に対して、その緊急復旧事業費を計上した。

**第2項 土木施設災害復旧費** 904,400千円

(1) 補助災害復旧費 776,400千円

- 1) 過年発生災害復旧事業 〈道路河川管理課〉 (776,400千円)  
令和5年6月29日から7月11日まで及び令和6年6月26日から7月20日までの豪雨に伴い発生した災害に対して、その復旧事業費を計上した。

(2) 一般災害復旧費 128,000千円

- 1) 過年発生災害復旧事業 〈道路河川管理課〉 (53,000千円)  
令和6年6月26日から7月20日までの豪雨に伴い発生した災害に対して、その復旧事業費を計上した。

- 2) 現年発生災害復旧事業 〈道路河川管理課〉 (75,000千円)  
令和7年度中に発生する災害に対して、その緊急復旧事業費を計上した。

**第12款 公債費** 11,529,566千円

**第1項 公債費** 11,529,566千円

(1) 元金 10,877,256千円

長期資金元金償還金に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

(2) 利子 652,010千円

一時借入金に係る利子及び長期資金利子に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

(3) 公債諸費 300千円

第13款 予 備 費

100,000 千円

|           |            |
|-----------|------------|
| 第1項 予 備 費 | 100,000 千円 |
| (1) 予 備 費 | 100,000 千円 |



## 特 別 会 計

(※印は新規事業等)



港 湾 会 計 〈経営課/振興課/施設課〉

5,330,099 千円

第1款 港 湾 費

3,291,933 千円

第1項 管理費

1,064,433 千円

(1) 委員会費

685 千円

1) 下関港管理委員会業務 〈経営課〉

(685 千円)

下関港管理委員会条例により設置された下関港管理委員会、港湾法第35条の2により設置された下関港地方港湾審議会等に要する経費を計上した。

(2) 総務費

912,101 千円

1) 一般管理業務 〈経営課/振興課/施設課〉

(783,710 千円)

港湾一般管理業務、施設管理業務に要する経費を計上した。

2) 航路誘致集貨対策業務 〈振興課〉

(27,174 千円)

下関港の利活用促進を図るため、航路誘致、集貨対策に要する経費を計上した。

3) 客船誘致業務 〈振興課〉

(54,461 千円)

下関港の利活用促進を図るため、客船誘致、集客等に要する経費を計上した。

4) 新港地区整備事業推進業務 〈経営課/振興課〉

(46,756 千円)

新港地区の利用促進や環境監視調査に要する経費を計上した。

(3) 維持改良費

151,647 千円

1) 港湾施設維持改良業務 〈施設課〉

(151,647 千円)

港湾施設及び港湾区域の管理を行うとともに、その効果的利用を図るため上屋、臨港道路等の維持改良及び環境整備等に要する経費を計上した。

第2項 建設費

2,227,500 千円

(1) 改修事業費

820,300 千円

1) 港湾施設整備事業 〈施設課〉

(395,300 千円)

西山地区防波堤改良、東港地区臨港道路改良及び港湾施設の照明設備改修（LED化）等に要する経費を計上した。

2) 国直轄事業 〈経営課〉

(425,000 千円)

新港地区泊地浚渫及び本港地区岸壁改良に係る国直轄事業費に対する負担金を計上した。

(2) 海岸保全施設整備事業費

865,900 千円

1) 高潮対策事業 〈施設課〉

(95,900 千円)

山陽（王司）地区の堤防改良に要する経費を計上した。

|  |              |
|--|--------------|
| 2) 国直轄事業 〈経営課〉   | (770,000 千円) |
| 山陽地区及び長府・壇ノ浦地区護岸整備等に係る国直轄事業費に対する負担金を計上した。                                |              |
| <br>(3) 環境整備事業費  | 315,500 千円   |
| 1) 緑地整備事業 〈施設課〉  | (315,500 千円) |
| 新港地区及び東港・唐戸地区の緑地整備に要する経費を計上した。   |              |
| <br>(4) 本港ふ頭用地整備事業費  | 39,500 千円    |
| 1) 本港ふ頭用地整備事業 〈施設課〉  | (39,500 千円)  |
| 下関港国際ターミナルフェリー用人道橋改修、細江ふ頭港湾労務者便所の改修、第1突堤及び第2突堤保安照明設備改修（LED化）に要する経費を計上した。 |              |
| <br>(5) 新港地区ふ頭用地整備事業費  | 144,500 千円   |
| 1) 新港地区ふ頭用地整備事業 〈施設課〉  | (144,500 千円) |
| 新港地区ふ頭用地におけるクルーズ旅客待合施設整備及び保安フェンス移設に要する経費を計上した。                           |              |
| <br>(6) 上屋改修事業費  | 41,800 千円    |
| 1) 本港地区上屋改修事業 〈施設課〉  | (41,800 千円)  |
| 上屋照明設備改修（LED化）及び岬之町地区くん蒸庫改修に要する経費を計上した。                                  |              |

## 第2款 公 債 費 2,037,166 千円

|                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| <u>第1項 公 債 費</u>                    | 2,037,166 千円 |
| (1) 元 金 〈経営課〉                       | 1,950,383 千円 |
| 港湾事業債の長期資金元金償還金に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。 |              |
| (2) 利 子 〈経営課〉                       | 86,783 千円    |
| 港湾事業債の長期資金利子に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。    |              |

## 第3款 予 備 費 1,000 千円

|                  |          |
|------------------|----------|
| <u>第1項 予 備 費</u> | 1,000 千円 |
| (1) 予 備 費        | 1,000 千円 |

第1款 臨海土地造成事業費 64, 153 千円

第1項 臨海土地造成事業費 64, 153 千円

(1) 臨海土地造成費 64, 153 千円

1) 臨海土地管理業務 〈経営課/振興課/施設課〉 (64, 153 千円)

保有地の管理、売却促進、新港地区公共残土処理場及び\*臨海部公共残土処理場管理基金の  
管理に要する経費を計上した。

第2款 公債費 240, 766 千円

第1項 公債費 240, 766 千円

(1) 元金 〈経営課〉 236, 504 千円

臨海土地造成事業債の長期資金元金償還金に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

(2) 利子 〈経営課〉 4, 262 千円

臨海土地造成事業債の長期資金利子に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

第3款 予備費 500 千円

第1項 予備費 500 千円

(1) 予備費 500 千円

## 渡 船 会 計 〈経営課〉

190,106 千円

### 第1款 渡 船 費 170,350 千円

#### 第1項 渡 船 費 170,350 千円

##### (1) 渡船管理費 170,350 千円

###### 1) 船舶運航業務 (137,230 千円)

六連島及び蓋井島と本土間の交通を確保するため、竹崎～六連島間 1 日 4 往復（ただし、元日を除く年末年始と 3 月 20 日、21 日及び夏期の期間は 1 日 5 往復、元日は 1 日 2 往復）、蓋井島～吉見間 1 日 3 往復（ただし、10 月から 3 月までの期間は土曜日を除き 1 日 2 往復、元日は休航）に要する経費を計上した。

###### 2) 船舶、施設補修 (33,120 千円)

船舶の検査及び係船設備等の補修に要する経費を計上した。

### 第2款 公 債 費 19,756 千円

#### 第1項 公 債 費 19,756 千円

##### (1) 元 金 18,348 千円

竹崎待合所整備、六連丸改修及び六連島航路の係留施設（竹崎桟橋）改修に要した長期資金元金償還金に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

##### (2) 利 子 1,408 千円

竹崎待合所整備、六連丸改修及び六連島航路の係留施設（竹崎桟橋）改修に要した長期資金利息に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

## 市 場 会 計 〈市場流通課〉

904, 959 千円

## 第1款 市 場 費 644, 547 千円

## 第1項 市 場 費 644, 547 千円

## (1) 市場管理費 644, 547 千円

1) 市場管理業務 (644, 335 千円)

市場の円滑な業務運営を図るため、業務の指導監督及び運営管理に要する経費を計上した。

(ア) 新下関市場管理業務 104, 534 千円

(イ) 唐戸市場管理業務 470, 448 千円

(ウ) 南風泊市場管理業務 58, 411 千円

(エ) 特牛市場管理業務 10, 942 千円

2) 市場活性化対策業務 (212 千円)

卸売市場をめぐる環境の変化に対応し、活性化対策に要する経費を計上した。

## 第2款 公 債 費 260, 312 千円

## 第1項 公 債 費 260, 312 千円

## (1) 元 金 256, 579 千円

長期資金元金償還金に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

## (2) 利 子 3, 733 千円

長期資金利子に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

## 第3款 予 備 費 100 千円

## 第1項 予 備 費 100 千円

## (1) 予 備 費 100 千円

## 国民健康保険会計 〈保険年金課〉

30,436,829 千円

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| <b>第1款 総務費</b> | <b>557,784 千円</b> |
|----------------|-------------------|

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| <b>第1項 総務管理費</b> | <b>440,370 千円</b> |
|------------------|-------------------|

|           |            |
|-----------|------------|
| (1) 一般管理費 | 437,438 千円 |
|-----------|------------|

|           |              |
|-----------|--------------|
| 1) 一般管理業務 | (437,438 千円) |
|-----------|--------------|

人件費及び一般管理事務費を計上した。

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (2) 国民健康保険団体連合会負担金 | 2,932 千円 |
|--------------------|----------|

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 1) 山口県国民健康保険団体連合会負担金 | (2,932 千円) |
|----------------------|------------|

被保険者数に応じて市町が負担する山口県国民健康保険団体連合会負担金を計上した。

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| <b>第2項 徴収費</b> | <b>116,931 千円</b> |
|----------------|-------------------|

|           |            |
|-----------|------------|
| (1) 賦課徴収費 | 116,931 千円 |
|-----------|------------|

|         |             |
|---------|-------------|
| 1) 賦課業務 | (49,897 千円) |
|---------|-------------|

被保険者の資格得喪に関する事務及び保険料の賦課事務に要する経費を計上した。

|         |             |
|---------|-------------|
| 2) 徴収業務 | (67,034 千円) |
|---------|-------------|

保険料の徴収事務に要する経費を計上した。

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| <b>第3項 運営協議会費</b> | <b>483 千円</b> |
|-------------------|---------------|

|            |        |
|------------|--------|
| (1) 運営協議会費 | 483 千円 |
|------------|--------|

|            |          |
|------------|----------|
| 1) 運営協議会業務 | (483 千円) |
|------------|----------|

下関市国民健康保険運営協議会の運営に要する経費を計上した。

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| <b>第2款 保険給付費</b> | <b>22,816,386 千円</b> |
|------------------|----------------------|

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| <b>第1項 療養諸費</b> | <b>19,717,509 千円</b> |
|-----------------|----------------------|

医療費の保険者負担及び審査に要する経費を計上した。

|           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 療養給付費 | 19,539,526 千円 |
|-----------|---------------|

被保険者の医療費の保険者負担に要する経費を計上した。

|   |            |
|---|------------|
| (2) 療養費   | 128,793 千円 |
| 被保険者が一旦自費で療養を受けた額から一部負担金に相当する額を控除した額を現金給付する経費を計上した。 |            |
| (3) 審査支払手数料   | 49,190 千円  |

**第2項 高額療養費** 3,032,409 千円

自己負担額が基準額を超えたとき、その超えた額を被保険者に支給する。

|   |              |
|---|--------------|
| (1) 高額療養費   | 3,030,409 千円 |
| 被保険者の療養に関する一部負担金の自己負担額が基準額を超える場合、超えた部分について支給する給付費を計上した。 |              |
| (2) 高額介護合算療養費   | 2,000 千円     |

**第3項 移送費** 100 千円

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| (1) 移送費                      | 100 千円 |
| 被保険者が療養を受けるための移送に要した経費を計上した。 |        |

**第4項 出産育児諸費** 42,518 千円

|   |           |
|---|-----------|
| (1) 出産育児一時金   | 42,500 千円 |
| 被保険者の出産に対して、1件50万円を支給する。<br>(産科医療補償制度に加入していない分娩機関利用の場合等は48.8万円) |           |
| (2) 支払手数料   | 18 千円     |

**第5項 葬祭諸費** 23,750 千円

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 葬祭費                 | 23,750 千円 |
| 被保険者の死亡に対して、1件5万円を支給する。 |           |

|  |                     |
|--|---------------------|
| <b>第6項 傷病手当諸費</b>                        | <b>100 千円</b>       |
| (1) 傷病手当金                                | 100 千円              |
| 新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対して、傷病手当金を支給する。      |                     |
| <b>第3款 国民健康保険事業費納付金</b>                  | <b>6,631,949 千円</b> |
| <b>第1項 医療給付費分</b>                        | <b>4,764,028 千円</b> |
| (1) 医療給付費分                               | 4,764,028 千円        |
| 財政運営の責任主体である山口県に支払う医療給付費に係る納付金を計上した。     |                     |
| <b>第2項 後期高齢者支援金等分</b>                    | <b>1,416,253 千円</b> |
| (1) 後期高齢者支援金等分                           | 1,416,253 千円        |
| 財政運営の責任主体である山口県に支払う後期高齢者支援金等に係る納付金を計上した。 |                     |
| <b>第3項 介護納付金分</b>                        | <b>451,668 千円</b>   |
| (1) 介護納付金分                               | 451,668 千円          |
| 財政運営の責任主体である山口県に支払う介護納付金に係る納付金を計上した。     |                     |
| <b>第4款 保健事業費</b>                         | <b>311,001 千円</b>   |
| <b>第1項 保健事業費</b>                         | <b>108,838 千円</b>   |
| (1) 保健衛生普及費                              | 108,838 千円          |
| 1) 保健助成業務                                | (108,838 千円)        |
| 被保険者の適正受診の啓発及び健康保持のため、保健事業に要する経費を計上した。   |                     |
| (ア) 啓発業務                                 | 39,079 千円           |
| (イ) 重症化予防業務                              | 3,394 千円            |
| (ウ) はり・きゅう施術                             | 11,951 千円           |
| 被保険者について、1人1日1回とし、1月に4回を限度とする。           |                     |
| (エ) 外来人間ドック                              | 46,871 千円           |
| 35歳以上の被保険者について、年1回を限度とする。                |                     |
| (オ) 歯周病健診                                | 7,543 千円            |
| 年度末の年齢が19歳以上の被保険者について、年1回を限度とする。         |                     |

|   |                  |
|---|------------------|
| <b>第2項 特定健康診査等事業費</b>   | <b>202,163千円</b> |
| (1) 特定健康診査等事業費  | 202,163千円        |
| 1) 特定健康診査業務   | (192,657千円)      |
| 特定健康診査に要する経費を計上した。  |                  |
| 2) 特定保健指導業務   | (9,506千円)        |
| 特定保健指導に要する経費を計上した。  |                  |
| <b>第5款 基金積立金</b>  | <b>3,125千円</b>   |
| <b>第1項 基金積立金</b>  | <b>3,125千円</b>   |
| (1) 国民健康保険基金積立金   | 3,125千円          |
| 基金の利子収入を積み立てるための経費を計上した。  |                  |
| <b>第6款 諸支出金</b>   | <b>96,584千円</b>  |
| <b>第1項 償還金及び還付加算金</b>   | <b>80,000千円</b>  |
| 補助金及び保険料の過年度過誤分等の返還に要する還付金を計上した。                                      |                  |
| (1) 保険料還付金  | 15,800千円         |
| 被保険者の保険料の過年度過誤分等の返還に要する還付金を計上した。                                      |                  |
| (2) 償還金   | 64,000千円         |
| 過年度の補助金の超過交付額の返還に要する経費を計上した。  |                  |
| (3) 保険料還付加算金  | 200千円            |
| 被保険者の保険料の過年度過誤分等の返還に要する還付加算金を計上した。                                    |                  |
| <b>第2項 繰出金</b>  | <b>16,584千円</b>  |
| (1) 直営診療施設勘定繰出金   | 16,584千円         |
| 国民健康保険直営施設（下関市立豊田中央病院、下関市立角島診療所、下関市立豊田中央病院殿居診療所）の安定的な運営を図るための経費を計上した。 |                  |

第7款 予 備 費 20,000 千円

第1項 予 備 費 20,000 千円

(1) 予 備 費 20,000 千円

**土地取得会計** 〈資産経営課〉 **698,644 千円**

**第1款 土地取得事業費** **381,731 千円**

**第1項 土地取得事業費** **381,731 千円**

(1) **土地取得事業費** **110,331 千円**

公共用地の確保を図るため、適切な時期に、有利な条件で土地の先行取得を行う。

(2) **\*国道用地取得事業費** **271,400 千円**

一般国道2号印内地区交差点改良に係る国道用地先行取得事業を実施するための経費を計上した。

**第2款 公 債 費** **316,913 千円**

**第1項 公 債 費** **316,913 千円**

(1) **元 金** **313,100 千円**

公共用地先行取得事業債に係る長期資金元金償還金として、公債管理特別会計への繰出金を計上した。

(2) **利 子** **3,813 千円**

公共用地先行取得事業債に係る長期資金利子として、公債管理特別会計への繰出金を計上した。

**第1款 観光施設事業費 298,853 千円**

**第1項 観光施設費 298,853 千円**

**(1) 施設管理費 88,853 千円**

- 1) 国民宿舎管理運営業務 (58,140 千円)  
健全な保養休養を利用者に提供するため、市営国民宿舎「海峡ビューしものせき」の管理運営に要する経費を計上した。
- 2) 索道管理運営業務 (192 千円)  
旧火の山ロープウェイ施設の管理に要する経費を計上した。
- 3) サングリーン菊川管理運営業務 (30,521 千円)  
市営宿泊施設「サングリーン菊川」の管理運営に要する経費を計上した。

**(2) 施設建設費 210,000 千円**

- 1) 火の山パルスゴンドラ整備事業 (210,000 千円)  
火の山地区観光施設再編整備事業の一環として、旧ロープウェイに替わるパルスゴンドラ方式を採用した移動施設の整備に要する経費等を計上した。

**第2款 公債費 23,486 千円**

**第1項 公債費 23,486 千円**

**(1) 元金 22,836 千円**

観光施設事業債の長期資金元金償還金に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

**(2) 利子 650 千円**

観光施設事業債の長期資金利子に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

**第3款 予備費 1,000 千円**

**第1項 予備費 1,000 千円**

**(1) 予備費 1,000 千円**

**第1款 総務費** 825,503 千円

**第1項 総務管理費** 508,447 千円

(1) 一般管理費 508,447 千円

1) 一般管理業務 〈介護保険課〉 (490,504 千円)

　　人件費及び一般管理事務費を計上した。

2) 給付業務 〈介護保険課〉 (17,943 千円)

　　介護給付事務に係る経費を計上した。

**第2項 徴収費** 39,280 千円

(1) 賦課徴収費 39,280 千円

1) 賦課業務 〈介護保険課〉 (16,096 千円)

　　被保険者の資格得喪に関する事務及び保険料の賦課事務に要する経費を計上した。

2) 徴収業務 〈介護保険課〉 (23,184 千円)

　　保険料の徴収事務に要する経費を計上した。

**第3項 介護認定審査会費** 276,205 千円

(1) 介護認定審査会費 52,113 千円

1) 介護認定審査会業務 〈介護保険課〉 (52,113 千円)

　　要介護認定及び要支援認定に係る審査及び判定を行うための審査会運営に関する経費を計上した。

(2) 認定調査等費 224,092 千円

1) 認定調査業務 〈介護保険課〉 (224,092 千円)

　　訪問調査・主治医意見書に関する経費を計上した。

**第4項 趣旨普及費** 1,571 千円

(1) 趣旨普及費 1,571 千円

1) 趣旨普及業務 〈介護保険課〉 (1,571 千円)

　　介護保険制度の広報啓発に係る経費を計上した。

## 第2款 保険給付費 27,082,231千円

|   |              |
|---|--------------|
| 第1項 保険給付費   | 27,082,231千円 |
| (1) 介護サービス等諸費 〈介護保険課〉   | 24,824,416千円 |
| 要介護認定者が利用する介護サービス等の給付費を計上した。  |              |
| (2) 介護予防サービス等諸費 〈介護保険課〉   | 839,929千円    |
| 要支援認定者が利用する介護予防サービス等の給付費を計上した。  |              |
| (3) その他諸費 〈介護保険課〉   | 36,614千円     |
| 山口県国民健康保険団体連合会に委託している介護給付費に係る審査及び支払いの事務手数料を計上した。                      |              |
| (4) 高額介護サービス等費 〈介護保険課〉  | 687,136千円    |
| 要介護認定者及び要支援認定者の利用者負担額が基準額を超える場合、超えた部分について、償還払いの方式により支給する給付費を計上した。     |              |
| (5) 高額医療合算介護サービス等費 〈介護保険課〉  | 90,343千円     |
| 医療保険と介護保険の自己負担額を合算して基準額を超える場合、超えた部分について、費用按分して償還払いの方式により支給する給付費を計上した。 |              |
| (6) 特定入所者介護サービス等費 〈介護保険課〉   | 603,793千円    |
| 介護保険施設等における居住費、食費が過重な負担とならないように、低所得者に対して軽減を行うための給付費を計上した。             |              |

## 第3款 地域支援事業費 1,256,274千円

|  |             |
|--|-------------|
| 第1項 介護予防・日常生活支援総合事業費   | 1,128,524千円 |
| (1) 介護予防・生活支援サービス事業費   | 1,081,780千円 |
| 1) 介護予防・生活支援サービス事業 〈長寿支援課〉   | (951,780千円) |
| 要支援認定者及び事業対象者となった人に対して、訪問型サービス及び通所型サービス等を提供することで要介護状態等となることを予防し、地域における自立した日常生活の支援を行う。                            |             |
| 2) 介護予防ケアマネジメント事業 〈長寿支援課〉  | (130,000千円) |
| 要支援認定者及び事業対象者の心身の状況・生活環境等を勘案し、利用者の状況にあった適切な介護予防・日常生活支援サービス等が包括的かつ効率的に提供されるような援助（ケアプランの作成）を行うことで、介護予防及び日常生活支援を図る。 |             |

|  |                  |
|--|------------------|
| <b>(2) 一般介護予防事業費</b>   | <b>39,856 千円</b> |
| 1) 介護予防把握事業〈長寿支援課〉   | (4,500 千円)       |
| 要介護・要支援認定状況、地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携などにより収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へのつなぎを図る。   |                  |
| 2) 介護予防普及啓発事業〈長寿支援課/健康推進課〉   | (34,554 千円)      |
| 介護予防に関する基本的な知識等の普及・啓発を目的とした健康講座や自立した生活を送るための運動機能や認知機能の向上等を目的とした介護予防教室を開催する。また、介護予防に関する基礎知識や介護予防の実践方法に関する情報を提供するため、介護予防のテーマごとのパンフレットを作成し、普及啓発を行う。 |                  |
| 3) 一般介護予防事業評価〈長寿支援課〉   | (29 千円)          |
| いきいきシルバープランにおいて定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る。   |                  |
| 4) 地域リハビリテーション活動支援事業〈長寿支援課〉  | (773 千円)         |
| リハビリ専門職が住民運営の通いの場等を訪問し、指導・助言を行うことで、介護予防の取り組みについての総合的な支援を行う。  |                  |

|   |                 |
|---|-----------------|
| <b>(3) その他諸費</b>  | <b>6,888 千円</b> |
| 1) 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料〈長寿支援課〉                           | (6,888 千円)      |
| 山口県国民健康保険団体連合会に委託している介護予防・日常生活支援総合事業費に係る審査及び支払いの事務手数料を計上した。 |                 |

|   |                   |
|---|-------------------|
| <b>第2項 包括的支援事業・任意事業費</b>  | <b>127,750 千円</b> |
| <b>(1) 包括的支援事業・任意事業費</b>  | <b>127,750 千円</b> |
| 1) 介護予防支援短期宿泊サービス業務〈長寿支援課〉  | (187 千円)          |
| 高齢者の権利擁護のため、居宅における生活が一時的に困難になった高齢者を養護老人ホーム等に短期間宿泊させ、必要な援助を行う。   |                   |
| 2) 介護給付等費用適正化業務〈介護保険課〉  | (16,009 千円)       |
| 介護給付の適正化を推進するため、認定調査、ケアプランや住宅改修の点検等を行う。   |                   |
| 3) 認知症高齢者見守り業務  | (1,354 千円)        |
| (ア) 認知症普及啓発業務〈健康推進課〉  | 572 千円            |
| 認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指して、講座やちらし配布等により認知症に関する基本的な知識等の普及・啓発を行う。また、認知症の方や介護を行う家族に対して適切な支援を行えるよう、オレンジボランティアに対して必要な研修を実施するとともに、オレンジボランティアによる活動が円滑に実施できるように関係機関等との連携を推進する。 |                   |

|   |              |
|---|--------------|
| (イ) 認知症高齢者見守り業務 〈長寿支援課〉   | 782 千円       |
| 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的として、徘徊高齢者に係る情報を集約する体制を整え、徘徊高齢者の早期発見に資する活動等の支援を行う。    |              |
| 4) 成年後見制度利用支援業務 〈長寿支援課〉   | (4, 698 千円)  |
| 判断能力を欠いた認知症高齢者のうち、身寄りがない等で当事者による申立てが困難な状況にある者に対し、後見開始の審判の申立てや相談支援等を行う。                                  |              |
| 5) 福祉用具・住宅改修支援業務 〈介護保険課〉  | (43 千円)      |
| ケアマネジャーの業務のうち、介護報酬で対応できない住宅改修費の申請に必要な理由書の作成業務について補助を行う。   |              |
| 6) 認知症サポーター養成事業 〈健康推進課〉   | (4, 487 千円)  |
| 認知症サポーター養成講座を開催することで、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者である住民ボランティア等の育成を図る。                                   |              |
| 7) 配食サービス業務 〈長寿支援課〉   | (52, 594 千円) |
| 適切な食事の調達が困難な在宅の高齢者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供とともに、安否確認を行う。  |              |
| 8) 高齢者住宅等安心確保業務 〈長寿支援課〉   | (2, 706 千円)  |
| シルバーハウ징・プロジェクト等により整備された市営住宅に、生活援助員の派遣、緊急通報体制の整備等を行い、緊急時に速やかに対応できる体制を整備する。                               |              |
| 9) 在宅医療・介護連携推進事業 〈長寿支援課〉  | (20, 090 千円) |
| 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所などの関係者の連携の推進を図る。        |              |
| 10) 認知症総合支援事業 〈長寿支援課〉   | (11, 060 千円) |
| 認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制の構築を図る。                           |              |
| 11) 地域ケア会議推進事業 〈長寿支援課〉  | (14, 522 千円) |
| 多職種協働のもと、高齢者個人の課題分析と課題解決の検討の積み重ねを通じ、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを把握し、政策への反映を図る。 |              |

## 第4款 保健福祉事業費 44, 392 千円

|  |             |
|--|-------------|
| 第1項 保健福祉事業費                                | 44, 392 千円  |
| (1) 保健福祉事業費                                | 44, 392 千円  |
| 1) 介護者支援事業 〈長寿支援課〉                         | (2, 200 千円) |
| 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業を行い、家族・介護者の負担軽減 |             |

を図る。

- 2) 在宅福祉事業〈長寿支援課〉 (28,280千円)  
高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、高齢者に対する生活支援や活動支援を行う。
- 3) 介護予防事業〈長寿支援課〉 (703千円)  
地域住民が集まりやすい場所において、住民主体の運営による「通いの場」として継続的に体操（いきいき百歳体操）が実施できるように活動の支援を図る。
- 4) 介護人材確保支援事業〈介護保険課〉 (13,209千円)  
介護人材の確保・定着が進むように、介護事業所へ就業する人の増加を図る取り組み、介護職員の業務負担の軽減や介護職の魅力発信を行う。

## 第5款 基金積立金 10,805千円

### 第1項 基金積立金 10,805千円

- (1) 介護給付費準備基金積立金〈介護保険課〉 10,805千円  
基金の利子収入及び介護給付費返納金を積み立てるための経費を計上した。

## 第6款 諸支出金 140,227千円

### 第1項 償還金及び還付加算金 10,000千円

- (1) 第1号被保険者保険料還付金〈介護保険課〉 10,000千円  
過年度過誤納付による還付金を計上した。

### 第2項 繰出金 130,227千円

- (1) 一般会計繰出金〈長寿支援課〉 130,227千円  
地域介護予防活動支援業務、地域包括支援センター業務及び生活支援体制整備業務に係る保険料負担相当分を一般会計繰出金として計上した。

## 第7款 予備費 10,000千円

### 第1項 予備費 10,000千円

- (1) 予備費〈介護保険課〉 10,000千円

**農業集落排水事業会計** 〈農林水産整備課/各総合支所建設農林課・建設農林水産課〉 **660, 254 千円**

**第1款 農業集落排水事業費** **533, 597 千円**

**第1項 農業集落排水事業費** **533, 597 千円**

(1) 一般管理費 **29, 203 千円**

人件費及び農業集落排水事業に要する総務的経費を計上した。

(2) 施設管理費 **160, 994 千円**

1) 農業集落排水施設維持管理業務

|            |       |            |
|------------|-------|------------|
| (ア) 白滝地区   | 〈豊浦町〉 | 5, 761 千円  |
| (イ) 大河内地区  | 〈豊田町〉 | 8, 408 千円  |
| (ウ) 大野地区   | 〈菊川町〉 | 18, 340 千円 |
| (エ) 菊川中央地区 | 〈菊川町〉 | 68, 014 千円 |
| (オ) 上田部地区  | 〈菊川町〉 | 13, 915 千円 |
| (カ) 榎崎地区   | 〈菊川町〉 | 18, 009 千円 |
| (キ) 吉賀地区   | 〈菊川町〉 | 11, 153 千円 |
| (ク) 角島尾山地区 | 〈豊北町〉 | 17, 394 千円 |

(ア)～(ク)に掲載する処理場及びポンプ施設等の維持管理を図る。

(3) 施設建設費 **343, 400 千円**

1) 農業集落排水施設整備事業

\*県道改良工事に伴う農業集落排水管の移設工事及び令和5年6月末からの豪雨により浸水被害を受けた菊川中央地区浄化センターの処理機能の復旧を目的に本復旧工事を行う。

また、\*老朽化対策を計画的に推進し、施設の長寿命化を図るためのストックマネジメント事業を実施するとともに、施設設備等の必要な改修、更新等を行う。

**第2款 公 債 費** **126, 607 千円**

**第1項 公 債 費** **126, 607 千円**

(1) 元 金 **115, 638 千円**

農業集落排水事業における長期資金元金償還金に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

(2) 利 子 **10, 969 千円**

農業集落排水事業における長期資金利子に係る公債管理特別会計繰出金を計上した。

第3款 予 備 費

50 千円

第1項 予 備 費

50 千円

(1) 予 備 費

50 千円

**第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 23,318千円**

**第1項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 23,318千円**

(1) 貸付事業費 23,318千円

- 1) 母子父子寡婦福祉資金貸付業務 (23,318千円)  
母子家庭の母・父子家庭の父及びその扶養しているこども又は寡婦に対し各種資金の貸付けを行い、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。

**第2款 公債費 8,725千円**

**第1項 母子父子寡婦福祉資金償還金 8,725千円**

(1) 母子父子寡婦福祉資金償還金 8,725千円

- 1) 母子父子寡婦福祉資金償還金 (8,725千円)  
母子及び父子並びに寡婦福祉法の定めに基づき、基準額を超過した剩余金のうち、国からの借入金相当額を国へ償還する。

**第3款 諸支出金 4,466千円**

**第1項 繰出金 4,466千円**

(1) 一般会計繰出金 4,466千円

- 1) 一般会計繰出金 (4,466千円)  
母子及び父子並びに寡婦福祉法の定めに基づき、基準額を超過した剩余金のうち、一般会計繰入金相当額を一般会計に繰り出す。

**第1款 総務費** 172,906 千円

**第1項 総務管理費** 141,984 千円

(1) 一般管理費 141,984 千円

1) 一般管理業務 (141,984 千円)

人件費及び一般管理事務費を計上した。

**第2項 徴収費** 30,922 千円

(1) 徴収費 30,922 千円

1) 徴収業務 (30,922 千円)

保険料の徴収事務に要する経費を計上した。

**第2款 広域連合納付金** 5,844,485 千円

**第1項 広域連合納付金** 5,844,485 千円

(1) 広域連合納付金 5,844,485 千円

1) 広域連合納付金 (5,844,485 千円)

後期高齢者医療の運営主体である山口県後期高齢者医療広域連合に対する保険料等の納付金を計上した。

**第3款 諸支出金** 12,000 千円

**第1項 償還金及び還付加算金** 12,000 千円

(1) 保険料還付金 12,000 千円

保険料の過年度過誤納付分の返還に要する還付金を計上した。

**第4款 予備費** 1,000 千円

**第1項 予備費** 1,000 千円

(1) 予備費 1,000 千円

第1款 病院整備資金貸付事業費 410, 000 千円

第1項 病院整備資金貸付事業費 410, 000 千円

(1) 貸 付 金 410, 000 千円

1) 病院整備資金貸付業務 (410, 000 千円)

地方独立行政法人下関市立市民病院への長期貸付金を計上した。

第2款 公 債 費 525, 985 千円

第1項 公 債 費 525, 985 千円

(1) 元 金 491, 062 千円

市立市民病院債に対する長期資金元金償還金を計上した。

(2) 利 子 34, 923 千円

市立市民病院債に対する長期資金利子を計上した。

公債管理会計 〈財政課〉 15,762,972 千円

第1款 公 債 費 15,762,972 千円

第1項 公 債 費 15,762,972 千円

(1) 元 金 15,002,344 千円

一般会計等の長期資金借入金及び既往債の借換に係る元金償還金を計上した。

(2) 利 子 760,628 千円

一般会計等の長期資金借入金に係る利子を計上した。



# 企 業 会 計

(※印は新規事業等)



# 水道事業会計〈上下水道局〉

水道事業会計予算は、いつでもどこでも安全で低廉な水道水を安定して供給するというライフラインとしての使命を果たすとともに、一層の経営効率化を図っていくことを基本に編成した。

## 《令和7年度の事業方針》

事故や災害に強く、いつでも安全でおいしい水道水を安定して供給するため、長府浄水場更新事業、耐震化事業、老朽施設更新事業等を推進していく。

令和7年度の主な取り組みは、次のとおり。

- ・長府浄水場更新事業：浄水池・水処理棟躯体建設工事、原水ポンプ棟基礎工事、場内配管工事等
- ・耐震化事業：重要給水施設（医療機関）への配水管の耐震化工事及び実施設計
- ・老朽施設更新事業：長府浄水場～長府配水場間の送水管更新等

## 1. 収益的収入及び支出

当該年度の水道事業の経常的経営活動に伴って発生する収入とそれに対応する費用を計上した。

| (1) 水道事業収益                                    | 6,340,015 千円   |
|---|----------------|
| 1) 営業収益                                       | (5,697,907 千円) |
| (ア) 給水収益（水道料金）                                | 5,455,217 千円   |
| (イ) 受託給水工事収益（給水工事申請手数料等）                      | 3,269 千円       |
| (ウ) その他の営業収益<br>（消火栓維持管理等に係る一般会計負担金等）         | 239,421 千円     |
| 2) 営業外収益                                      | (641,997 千円)   |
| (ア) 受取利息及び配当金（定期預金利息）                         | 1,930 千円       |
| (イ) 他会計補助金<br>（統合水道等の企業債の支払利息等に係る一般会計補助金）     | 16,439 千円      |
| (ウ) 農業集落排水施設使用料徴収受託料<br>（農業集落排水施設使用料徴収に伴う受託料） | 7,814 千円       |
| (エ) 飲用水供給施設管理受託料（飲用水供給施設管理に伴う受託料）             | 7,308 千円       |
| (オ) 長期前受金戻入（減価償却等に伴う長期前受金の戻入）                 | 469,165 千円     |
| (カ) 雑収益（工業用水道事業会計からの水道施設使用料等）                 | 139,341 千円     |
| 3) 特別利益                                       | (111 千円)       |
| (ア) 固定資産売却益（水道用地の売却収益）                        | 1 千円           |
| (イ) 過年度損益修正益（過年度水道料金の調定更正増等）                  | 109 千円         |
| (ウ) その他特別利益（貸倒引当金の戻入益）                        | 1 千円           |

|                                    |              |                |
|------------------------------------|--------------|----------------|
| (2) 水道事業費用                         |              | 6,320,051 千円   |
| 1) 営業費用                            |              | (6,179,622 千円) |
| (ア) 原水費 (原水施設の維持管理に要する費用)          | 564,380 千円   |                |
| (イ) 净水費 (浄水施設の維持管理に要する費用)          | 887,929 千円   |                |
| (ウ) 配水費 (配水施設の維持管理に要する費用)          | 676,231 千円   |                |
| (エ) 給水費 (給水装置の維持管理に要する費用)          | 724,982 千円   |                |
| (オ) 受託給水工事費 (給水装置の受託工事に要する費用)      | 9,039 千円     |                |
| (カ) 業務費 (水道料金の調定、検針及び徴収に要する費用)     | 507,153 千円   |                |
| (キ) 総係費 (事業活動全般に要する費用)             | 552,355 千円   |                |
| (ク) 減価償却費 (有形固定資産の減価償却)            | 2,215,960 千円 |                |
| (ケ) 資産減耗費 (有形固定資産の除却及びたな卸資産の減耗)    | 41,593 千円    |                |
| 2) 営業外費用                           |              | (139,328 千円)   |
| (ア) 支払利息及び企業債取扱諸費 (企業債に係る支払利息)     | 116,999 千円   |                |
| (イ) 飲用水供給施設管理受託費 (飲用水供給施設管理に要する費用) | 5,701 千円     |                |
| (ウ) 消費税及び地方消費税 (消費税及び地方消費税の納税額)    | 12,656 千円    |                |
| (エ) 雑支出 (不用品売却原価等)                 | 3,972 千円     |                |
| 3) 特別損失                            |              | (1,101 千円)     |
| (ア) 過年度損益修正損 (過年度水道料金の調定更正減等)      | 1,101 千円     |                |

## 2. 資本的収入及び支出

長府浄水場更新事業、耐震化事業などの市民の水需要に対応するための諸施設の整備等に要する費用及び収入並びに現有施設の整備に要した企業債の元金償還金等を計上した。

|                                     |              |                |
|-------------------------------------|--------------|----------------|
| (1) 資本的収入                           |              | 2,539,635 千円   |
| 1) 企業債                              |              | (2,331,900 千円) |
| (ア) 水道事業債 (水道事業に係る企業債)              | 2,331,900 千円 |                |
| 2) 出資金                              |              | (87,931 千円)    |
| (ア) 他会計出資金<br>(脱炭素化推進事業等に係る一般会計出資金) | 87,931 千円    |                |
| 3) 補助金                              |              | (31,418 千円)    |
| (ア) 国庫補助金<br>(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等)  | 31,418 千円    |                |
| 4) 工事負担金                            |              | (73,881 千円)    |
| (ア) 納付金 (給水装置の新設・改造に係る納付金)          | 62,601 千円    |                |
| (イ) 移設負担金 (配水管の移設に係る工事負担金)          | 11,280 千円    |                |
| 5) 他会計負担金                           |              | (9,503 千円)     |
| (ア) 他会計負担金 (消火栓設置に係る一般会計負担金)        | 9,503 千円     |                |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 6) 固定資産売却代金                                    | (1 千円)                |
| (ア) 固定資産売却代金 (水道用地の売却代金)                       | 1 千円                  |
| 7) 預託金返還金                                      | (5, 000 千円)           |
| (ア) 預託金返還金<br>(給水管工事資金融資斡旋制度に係る預託金の返還金)        | 5, 000 千円             |
| 8) その他資本的収入                                    | (1 千円)                |
| (ア) その他資本的収入(過年度資本的支出の戻入)                      | 1 千円                  |
| <br><b>(2) 資本的支出</b>                           | <b>5, 025, 469 千円</b> |
| 1) 建設改良費                                       | (3, 878, 179 千円)      |
| (ア) 原水施設費 (原水施設の建設改良に要する費用)                    | 202, 133 千円           |
| (イ) 净水施設費 (浄水施設の建設改良に要する費用)                    | 43, 318 千円            |
| (ウ) 配水施設費 (配水施設の建設改良に要する費用)                    | 291, 739 千円           |
| (エ) 水道施設整備事業費 (水道施設整備事業に要する費用)                 | 96, 712 千円            |
| (オ) 耐震化事業費 (耐震化事業に要する費用)                       | 944, 048 千円           |
| (カ) 老朽管更新事業費 (老朽管更新事業に要する費用)                   | 834, 331 千円           |
| (キ) 長府浄水場更新事業費 (長府浄水場更新事業に要する費用)               | 1, 287, 317 千円        |
| (ク) 営業設備費 (一般営業に係る固定資産の取得に要する費用)               | 178, 581 千円           |
| 2) 企業債償還金                                      | (1, 137, 645 千円)      |
| (ア) 企業債償還金 (既往債の元金償還金)                         | 1, 137, 645 千円        |
| 3) 預 託 金                                       | (5, 000 千円)           |
| (ア) 預 託 金 (給水管工事資金融資斡旋制度に係る預託金)                | 5, 000 千円             |
| 4) その他資本的支出                                    | (4, 645 千円)           |
| (ア) 国庫補助金返還金<br>(過年度国庫補助金に係る消費税及び地方消費税相当額の返還金) | 2, 445 千円             |
| (イ) その他資本的支出 (過年度調定分に係る納付金の還付)                 | 2, 200 千円             |

## 工業用水道事業会計 〈上下水道局〉

工業用水道事業会計予算は、産業活動に欠かすことのできない工業用水を安定して供給していくという使命を果たすことを基本に編成した。

### 《令和7年度の事業方針》

良質で低廉な工業用水を安定的に供給していくため、健全な経営を維持しながら、重要度・影響度を考慮した効率的な老朽施設の更新・耐震化を推進していく。

令和7年度の主な取り組みは、次のとおり。

- ・耐震化事業：細江町二丁目工業用水道配水管布設工事及び小月茶屋三丁目工業用水道配水管移設工事

### 1. 収益的収入及び支出

当該年度の工業用水道事業の経常的経営活動に伴って発生する収入とそれに対応する費用を計上した。

|                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 工業用水道事業収益                     | 315,888 千円   |
| 1) 営業収益                           | (301,679 千円) |
| (ア) 給水収益（工業用水道料金）                 | 301,679 千円   |
| 2) 営業外収益                          | (14,199 千円)  |
| (ア) 受取利息及び配当金（定期預金利息）             | 70 千円        |
| (イ) 長期前受金戻入（減価償却等に伴う長期前受金の戻入）     | 2,009 千円     |
| (ウ) 雑収益（水道事業会計からの工業用水道施設使用料等）     | 7,314 千円     |
| (エ) 消費税及び地方消費税還付金（消費税及び地方消費税の還付額） | 4,806 千円     |
| 3) 特別利益                           | (10 千円)      |
| (ア) 過年度損益修正益（過年度の損益修正益）           | 10 千円        |
| (2) 工業用水道事業費用                     | 288,489 千円   |
| 1) 営業費用                           | (281,297 千円) |
| (ア) 原水費（原水受水費及び水道施設使用料）           | 218,787 千円   |
| (イ) 配水費（配水施設の維持管理に要する費用）          | 21,986 千円    |
| (ウ) 総係費（事業活動全般に要する費用）             | 14,736 千円    |
| (エ) 減価償却費（有形固定資産の減価償却）            | 21,880 千円    |
| (オ) 資産減耗費（有形固定資産の除却）              | 3,908 千円     |
| 2) 営業外費用                          | (2,179 千円)   |
| (ア) 支払利息及び企業債取扱諸費（企業債に係る支払利息）     | 2,178 千円     |
| (イ) 雑支出（控除対象外消費税）                 | 1 千円         |
| 3) 特別損失                           | (13 千円)      |

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| (ア) 過年度損益修正損（過年度の損益修正損） | 13 千円      |
| 4) 予備費                  | (5,000 千円) |
| (ア) 予備費（予備費）            | 5,000 千円   |

## 2. 資本的収入及び支出

---

ユーザーの水需要に対応するための諸施設の整備等に要する費用を計上した。

|                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 資本的収入                   | 126,860 千円   |
| 1) 企業債                      | (115,600 千円) |
| (ア) 工業用水道事業債（工業用水道事業に係る企業債） | 115,600 千円   |
| 2) 工事負担金                    | (11,260 千円)  |
| (ア) 移設負担金（配水管の移設に係る工事負担金）   | 11,260 千円    |
| (2) 資本的支出                   | 199,622 千円   |
| 1) 建設改良費                    | (199,622 千円) |
| (ア) 配水施設費（配水施設の建設改良に要する費用）  | 12,461 千円    |
| (イ) 耐震化事業費（耐震化事業に要する費用）     | 187,161 千円   |

## 下水道事業会計（上下水道局）

下水道事業会計予算は、一層の経営効率化を図りながら、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図っていくことを基本に編成した。

### 《令和7年度の事業方針》

公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境の創出を推進するため、未普及対策事業、改築・耐震化事業、浸水対策事業、処理場の統廃合事業等を推進していく。

令和7年度の主な取り組みは、次のとおり。

- ・未普及対策事業：山陰・山陽・川棚小串処理区での管渠整備
- ・改築・耐震化事業：老朽化した管渠並びに処理場及びポンプ場の電気・機械設備の改築
- ・浸水対策事業：浸水常襲地域での雨水渠整備
- ・処理場の統廃合事業：老朽化が著しい筋ヶ浜終末処理場を山陰終末処理場へ統合

### 1. 収益的収入及び支出

当該年度の下水道事業の経常的経営活動に伴って発生する収入とそれに対応する費用を計上した。

| (1) 下水道事業収益                             |  | 7,530,122 千円   |
|---|--|----------------|
| 1) 営業収益                                 |  | (3,850,796 千円) |
| (ア) 下水道使用料（下水道使用料）                      |  | 3,656,130 千円   |
| (イ) 雨水処理負担金（雨水処理に係る一般会計負担金）             |  | 194,477 千円     |
| (ウ) その他の営業収益<br>（下水道排水設備指定工事店指定申請等手数料等） |  | 189 千円         |
| 2) 営業外収益                                |  | (3,679,174 千円) |
| (ア) 国庫補助金（下水道事業に係る防災・安全交付金等）            |  | 49,425 千円      |
| (イ) 他会計補助金（分流式下水道等に係る一般会計補助金等）          |  | 1,923,500 千円   |
| (ウ) 長期前受金戻入（減価償却等に伴う長期前受金の戻入）           |  | 1,689,753 千円   |
| (エ) 雑収益（消化ガス発電事業に係る収入等）                 |  | 4,689 千円       |
| (オ) 消費税及び地方消費税還付金<br>（消費税及び地方消費税の還付額）   |  | 11,807 千円      |
| 3) 特別利益                                 |  | (152 千円)       |
| (ア) 過年度損益修正益                            |  | 152 千円         |
| （過年度下水道使用料の調定更正増）                       |  |                |
| (2) 下水道事業費用                             |  | 7,341,598 千円   |
| 1) 営業費用                                 |  | (7,019,025 千円) |
| (ア) 管渠費（管渠の維持管理に要する費用）                  |  | 192,651 千円     |

|   |              |
|---|--------------|
| (イ) 处理場費 (処理場の維持管理に要する費用)                 | 1,851,224 千円 |
| (ウ) ポンプ場費 (ポンプ場の維持管理に要する費用)               | 173,114 千円   |
| (エ) 雨水渠費 (雨水渠の維持管理に要する費用)                 | 79,925 千円    |
| (オ) 水洗化促進費 (水洗化の普及促進に要する費用)               | 50,747 千円    |
| (カ) 業務費<br>(下水道使用料及び受益者負担金・分担金の徴収等に要する費用) | 209,723 千円   |
| (キ) 総係費 (事業活動全般に要する費用)                    | 312,392 千円   |
| (ク) 減価償却費 (有形固定資産の減価償却)                   | 4,139,651 千円 |
| (ケ) 資産減耗費 (有形固定資産の除却)                     | 9,598 千円     |
| 2) 営業外費用                                  | (322,356 千円) |
| (ア) 支払利息及び企業債取扱諸費 (企業債に係る支払利息)            | 322,229 千円   |
| (イ) 雑支出 (控除対象外消費税)                        | 127 千円       |
| 3) 特別損失                                   | (217 千円)     |
| (ア) 過年度損益修正損 (過年度下水道使用料の調定更正減等)           | 217 千円       |

## 2. 資本的収入及び支出

汚水処理及び浸水対策に対応するための管渠の布設の他、処理場などの諸施設の整備等に要する費用及び収入並びに現有施設の整備に要した企業債の元金償還金等を計上した。

|   |                |
|---|----------------|
| (1) 資本的収入                               | 3,062,648 千円   |
| 1) 企業債                                  | (2,387,700 千円) |
| (ア) 下水道事業債 (下水道事業に係る企業債)                | 1,592,600 千円   |
| (イ) 資本費平準化債 (資本費平準化債)                   | 795,100 千円     |
| 2) 出資金                                  | (89,997 千円)    |
| (ア) 他会計出資金 (企業債の元金償還等に係る一般会計出資金)        | 89,997 千円      |
| 3) 補助金                                  | (531,429 千円)   |
| (ア) 国庫補助金 (下水道事業に係る防災・安全交付金等)           | 531,429 千円     |
| 4) 工事負担金                                | (53,497 千円)    |
| (ア) 受益者負担金・分担金<br>(下水道事業に係る受益者負担金・分担金)  | 48,925 千円      |
| (イ) 移設負担金 (下水道管路の移設に係る工事負担金)            | 4,572 千円       |
| 5) 貸付金償還金                               | (24 千円)        |
| (ア) 水洗便所設備資金貸付金償還金<br>(水洗便所設備資金貸付金の償還金) | 24 千円          |
| 6) その他資本的収入                             | (1 千円)         |
| (ア) その他資本的収入 (過年度資本的支出の戻入)              | 1 千円           |

|                                  |                |
|----------------------------------|----------------|
| (2) 資本的支出                        | 5,771,035 千円   |
| 1) 建設改良費                         | (2,510,952 千円) |
| (ア) 管渠布設費 (管渠の建設改良に要する費用)        | 1,302,210 千円   |
| (イ) 処理場築造費 (処理場の建設改良に要する費用)      | 357,091 千円     |
| (ウ) ポンプ場築造費 (ポンプ場の建設改良に要する費用)    | 369,127 千円     |
| (エ) 雨水渠布設費 (雨水渠の建設改良に要する費用)      | 283,706 千円     |
| (オ) 営業設備費 (一般営業に係る固定資産の取得に要する費用) | 198,818 千円     |
| 2) 企業債償還金                        | (3,259,973 千円) |
| (ア) 企業債償還金 (既往債の元金償還金)           | 3,259,973 千円   |
| 3) その他資本的支出                      | (110 千円)       |
| (ア) その他資本的支出 (受益者負担金過誤納還付金)      | 110 千円         |

# 病院事業会計（豊田中央病院）

病院事業会計予算は、「市民の健康と生命を守る」ため、豊田中央病院において安全で質の高い医療を提供することを基本に編成した。なお、旧豊浦病院については、企業債元利償還に関する費用等を引き続き計上している。

## 1. 病床数、診療区分及び診療科名

### (1) 病床数及び診療区分

| ○ 一般病床    | ○ 療養病床（医療） | 合 計 |
|-----------|------------|-----|
| 60床       | 11床        | 71床 |
| 10 対 1 看護 | (休棟)       |     |

### (2) 診療科

|   |
|---|
| ○ 豊田中央病院(9科)                                |
| 内科、外科、眼科、整形外科、脳神経外科、小児科、リハビリテーション科、泌尿器科、皮膚科 |
| ○ 診療所                                       |
| ・ 殿居診療所(2科) … 内科、外科                         |
| ・ 角島診療所(3科) … 内科、外科、小児科                     |

## 2. 収益の収入及び支出

### (1) 病院事業収益

1,141,672千円

|                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 1) 医業収益                     | (858,612千円) |
| (ア) 入院収益                    | 482,000千円   |
| (イ) 外来収益                    | 255,400千円   |
| (ウ) その他医業収益（室料差額収益、医療相談収益等） | 121,212千円   |
| 2) 医業外収益                    | (274,340千円) |
| (ア) 受取利息及び配当金（預金利息）         | 3千円         |
| (イ) 補助金（基礎年金拠出金等）           | 50,028千円    |
| (ウ) 負担金交付金（企業債償還利息等）        | 176,593千円   |
| (エ) 患者外給食収益                 | 2千円         |
| (オ) 長期前受金戻入                 | 45,567千円    |
| (カ) その他医業外収益（受託研究等受託料等）     | 2,147千円     |
| 3) 特別利益                     | (8,720千円)   |
| (ア) 過年度損益修正益                | 1,060千円     |
| (イ) 長期前受金戻入                 | 7,660千円     |

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| (2) 病院事業費用               | 1,261,224 千円   |
| 1) 医業費用                  | (1,252,277 千円) |
| (ア) 給与費（職員数54人）          | 747,007 千円     |
| (イ) 材料費（薬品、診療材料、給食材料等）   | 147,800 千円     |
| (ウ) 経費（委託料、光熱水費等）        | 255,036 千円     |
| (エ) 減価償却費（定額法による償却）      | 91,383 千円      |
| (オ) 資産減耗費（固定資産の除却）       | 399 千円         |
| (カ) 研究研修費                | 10,652 千円      |
| 2) 医業外費用                 | (7,887 千円)     |
| (ア) 支払利息及び企業債取扱諸費（企業債利息） | 6,123 千円       |
| (イ) 消費税及び地方消費税           | 1,764 千円       |
| 3) 特別損失                  | (1,060 千円)     |
| (ア) 過年度損益修正損             | 1,060 千円       |

### 3. 資本的収入及び支出

|  |             |
|--|-------------|
| (1) 資本的収入  | 71,391 千円   |
| 1) 企業債   | (26,000 千円) |
| (ア) 医療器械整備事業債  | 26,000 千円   |
| 2) 負担金   | (42,641 千円) |
| (ア) 他会計負担金（企業債償還元金、施設整備補助）                                     | 42,641 千円   |
| 3) 補助金   | (2,750 千円)  |
| (ア) 他会計補助金（医療機器整備補助）   | 2,750 千円    |
| (2) 資本的支出  | 107,217 千円  |
| 1) 建設改良費   | (34,500 千円) |
| (ア) 器械及び備品費  | 29,000 千円   |
| 豊田中央病院の超音波画像診断装置等の医療機器の更新及びX線一般撮影用フラットパネル等を増設して、医療サービスの充実に努める。 |             |
| (イ) リース資産購入費   | 5,500 千円    |
| 豊田中央病院の照明のLED化を図る。   |             |
| 2) 企業債償還金  | (72,717 千円) |
| (ア) 企業債償還金   | 72,717 千円   |

## ボートレース事業会計 〈ボートレース企業局〉

ボートレース事業会計予算は、ボートレースファンのみならず、広く市民の方々にも親しみをもって利用していただけるレジャー施設としてのサービスの提供及び一般会計への繰出金を通じた本市財政への貢献を基本に編成した。

### 《令和7年度の事業方針》

ナイターレース開催9年目を迎える本年度は、10月に「GⅡモーターボート大賞競走」、12月に「GⅠ開設71周年記念競走」及び1月に「GⅠ中国地区選手権競走」を開催する。

市財政へ寄与するため、電話（インターネット）投票など広域発売の拡充に努め、売上の確保を目指すとともに、施設全体のリニューアルに取り組み、ボートレース事業を積極的に推進していく。

### 1. 収益的収入及び支出

当該年度の企業の経常的経営活動に伴い、発生すると予定されるすべての収入とそれに対応するすべての費用を計上した。

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| (1) ボートレース事業収益                  | 174,071,710 千円   |
| 1) 営業収益                         | (173,996,698 千円) |
| (ア) 舟券収益                        | 172,000,000 千円   |
| (イ) 受託収益（受託発売に係る委託金収入及び入場料、その他） | 1,625,754 千円     |
| (ウ) その他営業収益（入場料、端数切捨金収入、その他）    | 370,944 千円       |
| 2) 営業外収益                        | (55,011 千円)      |
| (ア) 受取利息及び配当金（預金利息及び基金利息）       | 26,593 千円        |
| (イ) 負担金補助金                      | 1 千円             |
| (ウ) 長期前受金戻入                     | 13,000 千円        |
| (エ) 雑 収 益（施設使用料、その他）            | 15,417 千円        |
| 3) 特別利益                         | (20,001 千円)      |
| (ア) 固定資産売却益                     | 1 千円             |
| (イ) 過年度損益修正益                    | 10,000 千円        |
| (ウ) その他特別利益                     | 10,000 千円        |
| (2) ボートレース事業費用                  | 160,416,898 千円   |
| 1) 営業費用                         | (160,333,898 千円) |
| (ア) 総 係 費（事業活動全般に要する費用）         | 745,515 千円       |

|   |                |
|---|----------------|
| (イ) 開催費 (本場発売に要する費用)                        | 157,502,128 千円 |
| (ウ) 専用場外発売場開催費<br>(専用場外発売場における本場発売に要する費用)   | 278,381 千円     |
| (エ) 受託事業費 (受託発売に要する費用)                      | 735,061 千円     |
| (オ) 専用場外発売場受託事業費<br>(専用場外発売場における受託発売に要する費用) | 412,232 千円     |
| (カ) 減価償却費 (償却資産の減価償却費)                      | 540,581 千円     |
| (キ) 資産減耗費 (固定資産の除却費)                        | 120,000 千円     |
| <br>2) 営業外費用                                | (13,000 千円)    |
| (ア) 消費税及び地方消費税                              | 3,000 千円       |
| (イ) 雑支出                                     | 10,000 千円      |
| <br>3) 特別損失                                 | (20,000 千円)    |
| (ア) 過年度損益修正損                                | 10,000 千円      |
| (イ) その他特別損失                                 | 10,000 千円      |
| <br>4) 予備費                                  | (50,000 千円)    |
| (ア) 予備費                                     | 50,000 千円      |

## 2. 資本的収入及び支出

施設整備及び維持等に要する費用等を計上した。

|                              |                |
|------------------------------|----------------|
| (1) 資本的収入                    | 2 千円           |
| 1) 固定資産売却代金                  | (1 千円)         |
| (ア) 固定資産売却代金                 | 1 千円           |
| <br>2) 基金取崩収入                | (1 千円)         |
| (ア) 基金取崩収入                   | 1 千円           |
| <br>(2) 資本的支出                | 1,963,753 千円   |
| 1) 建設改良費                     | (1,954,350 千円) |
| (ア) 施設設備改良費 (施設整備及び維持に要する経費) | 1,911,100 千円   |
| (イ) 固定資産取得費 (固定資産の取得に要する経費)  | 43,250 千円      |
| <br>2) 投資                    | (9,403 千円)     |
| (ア) 基金繰入支出                   | 9,403 千円       |

令和7年1月31日

発行 下関市議会事務局

